

令和6年9月10日 議案審査（総務建設分科会・委員会）

開会 午前 8時50分

○議会事務局（瀬々 君） それでは、定刻より早いですが、皆さんおそろいですので、互礼をもって始めます。ご起立ください。相互に礼。

〔起立・礼〕

○議会事務局（瀬々 君） ご着席ください。

それでは、分科会長よりご挨拶をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。審議も2日目となりました。

あと、教育福祉のほうですが、発議のほうがもう審議が終わっているということで、もし時間があれば、うちのほうも発議の6号をもしどこかで入れればと思いますので、時間があつたらということで、また頭に入れといてもらえればと思います。

それでは、今日も1日よろしくをお願いいたします。

○議会事務局（瀬々 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましても、分科会長よろしくをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 昨日に引き続き、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第53号 令和5年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務建設分科会所管に係る項目を議題とします。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁にあたっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。

委員は、通告一覧順に行うようお願いいたします。発言する場合には、番号、役職名をはっきりと述べて、大きな声で発言をお願いいたします。

個人の意見につきましては、自由討議で述べていただくよう、簡潔明瞭な答弁にご協力をお願いいたします。なお、本件につきましては、9月25日開催予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

それでは、初めに消防本部の審査を行います。八木消防長、所管する課名等を述べてください。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、おはようございます。

決算審査ということでよろしくお願いします。消防本部の所管する課は、警防課、消防総務課、予防課、消防署の3課1署になります。よろしくお願いします。

それでは、消防本部の決算審査を行います。質疑は、質疑の通告順に行いますので、提出された委員からお願いします。

ということで、1つ目を山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。9款1項1目ですけれども、常備消防通信管理費というところで、タブレットの2ページという、お願いいたします。

8月に宮崎沖で地震があったわけですが、巨大地震が発生時には、中東遠消防指令センターの機能が非常に混乱するのではないかと。初動期の対応は菊川市独自の対応を余儀なくされると思うが、そういったことについて検討はされているのかどうかということで、質問をさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。山下議員の質問にお答えします。

巨大地震発生時における初動期の対応ですが、119番通報件数が増え、情報過多となる場合は、各消防本部において対応するシステムが立ち上げられます。

また、電話事業者側の障害や一部機器の故障等により、指令センターで119番通報が着信できなくなった場合は、指令センターの支援員が119番通報を切替えて迂回させます。これは各消防本部の迂回先の電話に迂回させて着信することになります。

いずれにしましても、各消防本部において車両の出動する選別や指令業務を行うことになります。そのために、消防本部としましては、防災訓練などにおいて市の災害対策本部や消防団からの情報収集などを資料としまして、初動期の対応の訓練を実施しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。結構です。そういう対応がマニュアル的にあるということとでございますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、2番目から4番目が同じところの――再質疑ですか。では、3番。

○3番（坪井仲治君） 関連ですみません、1つ伺います。通信手段で衛星電話というのがあるはずなんですけど、あるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長です。衛星電話のほうですけど、1台、消防本部のほうでは1台持っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。この質問については。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、2番目の質問は私からさせていただきます。9款1項1目で消防救助活動事業費というところで、質問内容が事業課題において特異災害とあるが、本市において想定される災害とは何か、答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。よろしくお願いします。西下議員のご質問にお答えします。

本市において想定する特異災害ですが、危険物漏えい事故、鉄道軌道敷内事故、高圧送電線事故、テロ行為等による爆発事故などが想定されている特異災害となります。また、先月市内で3名の死傷者が発生した殺人事件も特異災害であると考えます。

具体的には、当消防本部が所有する除染資機材、ガス検知器、検電器等の資機材の使用や、墜落制止用ハーネスや化学防護服、耐電衣の装着などが必要とされる災害は特異な災害であると想定しています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。一旦、この前の特異災害で、殺人事件も消防は何か活動がされたということでしょうか。答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。まず、3人の方がけがをされているということで救急車3台、またそれに支援するポンプ車1台を出しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。ほかに、あと2人出てますので、次に横山隆一議員もお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。9款1項1目でございます。消防救助活動事業費、質疑は大規模災害が想定される中、国、自衛隊も含めてですが、警察、近隣消防本部、消防団、電力ガス会社、医療機関等における様々な関係機関との連携が重要になってくるが、現状と課題はどうか。相互協力等における協定締結状況はどのようになっているか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。横山議員の質問にお答えします。

現状としましては、総合防災訓練や地域防災訓練、国が企画する緊急消防援助隊の訓練において、各関係機関との合同訓練を実施しています。また、警察、消防団、近隣消防本部、ドクターヘリ等との個別訓練を毎年計画し、連携強化を図っております。課題としましては、県の防災訓練や多くの機関が参加する全国または各部ブロック、緊急消防援助隊など、大きな総合訓練などに積極的に参加して、情報の共有や活動の統制など、関係機関とのさらなる連携を強化していく必要があります。

後段の各協定については、警防課長から説明いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。協定の締結状況ですけれども、まず静岡県内の消防相互応援協定を締結しております。被災地からの要請によりまして、県内の消防本部から応援部隊が迅速に派遣されます。令和3年度のあたり、土砂災害のような局所的な災害が発生した場合には、この協定により県内の消防本部が災害出動することになっております。

また、協定ではないですけれども、県内の被災地で応援で対応できない規模の災害が発生した場合は、全国の消防から緊急消防援助隊が消防組織法に基づきまして、派遣されることになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、連携協定というのはそういったときには、その首長であるとか、その代表者と協議の上、応援協定と違ってというのは、そこで締結をされるっていうことでしょうか。

それと、もう一点は特異災害、あるいは大規模災害、特異災害が増えているってこともありますが、そこに必要となる資機材等で、今後必要となるようなものがどういったものがあるのか教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） まず、派遣の要請は市長が市のほうに、各市に要請します。緊急消防援助隊の場合は、県知事から全国の消防に流れる形になります。資機材については、ここ最近といいますか、熱海、その前の東日本ですけれども、それを教訓としまして、その都度必要なものはやっぱ出てきておりますので、検討しながら必要なものは、その都度準備でき

ればしますけども、次の災害に備えて、次の課題ということで検討して必要なものは整備している状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。そしたら、この中で4番目、山下委員からありますので、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。同じく、今の答弁と重なるかもしれませんが、各種資機材のことであるが、業務に必要な資機材は十分に充足されているのかどうかということで、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。山下議員の質問にお答えします。

現在の物価高騰により、資機材等も比例して値上がりしておりますが、資機材の選択や優先順位をしっかりと見極め、令和5年につきましては予算内で調達することができ、現段階で不足している資機材はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。そうしますと、資機材の更新時期というのがあるわけですが、機能がある程度落ちるといような状況になるものもあるかと思うんですけれども、そういったものが今ないよと。しっかり機能するものをそろえているよということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 実際に、業者、メーカー等の推奨期間は過ぎていたものはございますが、使用頻度的に、まだ開けていない新品のもので、状態で保管しているもの等もありますので、この辺につきましては延伸という形で延ばしているものもありますが、計画を持って資機材の更新をしているので、今のところは大丈夫ということで、ご理解をお願いしたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 安心しました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、このところはよろしいですかね、次の質問に行って。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、5番目の質問は私からで9款1項1目予防事業費とい

うことで、菊川における住宅用火災警報器設置及び維持管理状況の把握はされているのか。
また、事業課題において高齢世帯へ特化した火災警報器設置及び維持管理の呼びかけが必要であるとされていますが、無作為調査での高齢者世帯の状況は。設置、付け替えが難しい場合には代行するなどの手段は考えられないのか、伺います。

答弁を求めます。片山予防課長でよろしいでしょうか。

○消防予防課長（片山浩之君） 予防課長でございます。西下議員の住宅火災警報器の設置及び維持管理状況の把握についてのご質問にお答えいたします。

設置状況ですが、平成28年と令和3年に全戸アンケート調査を実施し、市内の設置率は76.4%でした。維持管理状況につきましては、現在のところ把握しておりません。

次に、無作為調査での高齢者世帯の状況についてですが、無作為調査は毎年国から調査で依頼を受け、統計学から求められた件数、菊川市は1万8,000世帯であることから43件以上を抽出し調査しております。この調査は、高齢者世帯に特化したものではないため、高齢者世帯の状況は把握しておりません。

もう一方で、住宅用火災警報器設置推進のため、個別指導を実施していますが、昨年度は785世帯に訪問し、設置・維持管理のお願いに参りました。住宅用火災警報器の取り付け支援につきましては、過去にお問合せなどがありましたが、実際に代行の要請はございませんでした。

説明は以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。再質疑、まださせてもらいます。思ったのが、これって10年以上たった家のことをチェックしなきゃいけないと思うんですけど、そういった調査とかはできてされているとか、そういったのは難しいのか、お伺いします。

答弁を求めます。片山予防課長。

○消防予防課長（片山浩之君） 予防課長でございます。ただいま10年経過した調査についてですけれども、今度、先ほど全戸案件の説明をさせていただきましたが、このたびは令和8年度に全戸アンケートの調査を実施する考えでございます。

そのときに、西下議員が今おっしゃったように、10年経過という時期にもうちょうど足して過ぎていく時期でございますので、その点も含めて調査のほうを実施していければというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） すみません。あと1点だけ、結局、機材を部品、電池だけ変える

というよりは、ものを変えなきゃいけないようなものが多いと思うんですけど、なかなか高齢者ってそこまで手が回らないというのか、もういいやって感じになってしまうと、付け替えてあげるようなサービスがもしあればなと思ったんですけど、そういった検討とか、他市でそういった事例があればもし、情報があればお願いいたします。

片山予防課長。

○消防予防課長（片山浩之君） 住宅火災警報器の交換について、ご回答いたします。

他市での取組支援、取り付けの支援というものに関しては、実際のところございます。ただ、どの程度依頼を受けているかということにつきましては、ちょっと確認しておりませんが、菊川市においての取り付け支援という体制も整えておりませんので、ただここずっと数年、取り付けの依頼があったかというところはありませんでした。そういったことから、もし依頼があれば我々はその対応ということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。ほか、誰かありますか。17番。

○17番（山下 修君） 確認させてもらいたいと思いますけども、統計調査の関係ですけれども、菊川市が1万8,000戸ぐらいと言われましたかね。そしたら、43件で、そのデータをもって菊川市のあれは、資機材は代表されると、そういうことでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。片山予防課長。

○消防予防課長（片山浩之君） 予防課長でございます。ただいまの山下議員のご質問について、答えさせていただきます。

この43件、お答えの中、43件以上実際にはやるんですが、その設置率というところに求められてくる結果になりますので、これが当然、無作為的なところの範囲での調査ということになります。その年その年で数字の変動というものはあっています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 分かりました。以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか、ここは。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、6番目の質問を横山隆一議員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番の横山です。9款1項1目の公用車管理費、消防本部ということですが、質疑は消防車両の売却の方法は、能登半島地震では道路寸断もあったりしたんですが、教訓に機動性のある消防バイクの導入が進んでいるが、導入に対する考えをお聞かせ

ください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。初めに、消防車両の売却方法について説明させていただきます。

現在は、行政機関のみが使用できますK S I という官公庁オークションを使用しております。これは、以前まではヤフーの官公庁オークションがありましたけど、これが2021年3月に終了しまして、現在はK S I という、これも官公庁オークションになりますけどね。これを使用しております。

次の、消防バイクの導入についてですけども、今の本市の消防本部の規模では、災害時にはやはり消火と救助活動が優先されます。ですので、要するに要員、隊員の分散になると思いますので、現在は消防バイクの導入は考えておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。まず、売却についてですが、これまでも何台か、消防車両ですかね、オークションで落札されていると思うんですが、実績が分かれば教えてもらいたい。

それと、その落札先ですね、聞くところによると消防車両とか特殊な車両が若干、幾つか出ているのは承知しているんですが、企業であるとか、あるいは海外というのも耳にするんですが、分かれば教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 売却の実績ですけども、今までは消防車の大型の水槽車、これが330万円ぐらいでした。最近でいきますと、去年は救急車1台156万円です。今年は消防団のポンプ車と資機材搬送車2台を計画しています。あと、普通の一般の連絡車というか、赤い車の乗用車タイプですね、そういうのも実績があります。これはあくまでも落札する方は会社であったり、個人であったりするものですから、その制限はありません。どこに行ったかというのは、受け取った側のあれですので、そこまでは把握しておりません。

○16番（横山隆一君） ああ、そうですか。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） 大丈夫です。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。ここはよろしいですか。そしたら、7番目の質問を

松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。災害派遣対応事業費ということで、タブレットのほうで11ページになりますけれども、一般会計の予備費から恐らく出されたと思うんですけれども、能登半島地震による緊急消防援助隊の消火隊6隊、それから後方支援隊7隊の計13隊、39人の派遣費、どのような根拠から支出をされているのか、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。松本議員の質問にお答えします。

今回の能登半島地震における派遣費の根拠ですけれども、派遣職員の手当や旅費等の支給につきましては、本市の条例及び基礎にのっとり支給しております。またその他、派遣先で活動するための必要な消耗品や備品なども資機材を購入して支出しておりますけれども、今回の場合、消防町長官からの指示でございますので、派遣する費用は全て緊急消防援助隊活動費附帯要項によりまして、国が負担することとなっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今の説明でありますけれども、基本的には出し方とすると、一般職の関係のものもありますし、この中で管理職が出ているかどうか、派遣されているかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 管理職におきましては、国の要綱で支出は可能なんですけれども、菊川の場合は管理職は一切出動はしておりません。こちらで待機していて、指示を出すという、いろいろな勤務体制を決めたりとか、指示を出すことだけに行動しておりまして、派遣はしておりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。昨日、総務課のほうの時間外手当の関係で質疑をさせていただいたんですけれども、その中での説明が、要するに行った職員は全て時間内、時間内というか、要するに1時間幾らで決められているものを支出しましたと。そういう形で説明があったんですけれどもね、今言われるのが国と市の、いわゆる差異というのですかね、そういうものがあるかどうか、確認をしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 一般職は日勤対応になりますので、日中の時間は時間外が発生し

ません。それで向こうで活動して夜間なり、休憩時間とかに活動する場合では時間外が発生しておりますので、対応は当然になります。

管理職の場合は、特にこちらで勤務していても長時間勤務ということもないものですから、時間外の発生にならなかったりするので、正直、国のほうの手当の関係が一応要綱にありますけれども、申し訳ございません、管理職の手当の関係はそこまで把握できておりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっとくどいようでありますけれども、市から、予備費のほうから支給されているものですからね、基本的な、もし管理職で派遣されている人がいれば特殊勤務手当、こういったもので支給をされるはずです。

それと、職員に関しては、先ほど言いましたように時間外、いわゆる1時間幾らで支給されていると思うんですけれども、先ほど僕のほうから質疑をさせていただいたんですけれども、国のほうの取り決めの中で、市のほうとの差異がありますかということで聞いているものですから、そのところを述べてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 管理職がもし現場へも行くようなことがありましたら……。

○14番（松本正幸君） 差異だけでいいです。国と市の出し方として、市立の差異。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。国が今回支給すると、負担するということになっていきますけど、国のほうに当然こちらからこういう金額が発生しましたという報告をします。この審査によって、向こうでもちゃんと審査をされますので、そのときには各市の条例とか、そういったものを提出して、確かにそのとおりですねというところで負担をしてくれるということになりますんで、当然、国の職員と市の職員の差はありますが、あくまでも条例、市の各市の条例規則に沿った負担金を出すということになります。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。それこそ、説明の仕方で分からなくなってしまうということもあるものですから、市の規定がありますんで、市の規定を準じて出して、いわゆる国のほうへ請求を出すと、そういうことだと思うんですけどね。

それで、あと39名の方が災害派遣されたわけですが、この職員の方々、いろいろ情報としては報告をしたり、市長に報告をしたり、そういった絡みの関係が出ております。これも。報告の義務というものはどういうふうに求められておるのか、教えていただきたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 今回、終わりました、市長に報告をさせていただきましたけども、これ前回の熱海の関係も報告させていただきました。ただ、報告の義務というのではないと思いますけども、やはり災害って結構、最近はちょっと何年か一度に起こっていますので、次の災害に備えるためにも、いろいろ準備がありますので、どういう活動をしたかとか、どういう資材が必要になったかとか、それを含めまして一緒に報告させていただいております。特に義務というのではないと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） それで、先ほどいわゆる向こうのほうへ、能登のほうに行ってから備品とか何か買われたということの説明があったんですけども、いわゆるこちらから持ち出しされた資機材、こういったものがあるかと思うんですけども、それについて説明をいただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます、白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。まず、緊急消防援助隊派遣用に個人の装備品、全体で使う装備品が準備されております。それをまず持っていきます。向こうで今回、特に冬でしたので、ちょっと準備しきれないものがありました。それというのは、タイヤのチェーンとかスタッドレスタイヤとか、あと暖房機能ですね。そこら辺は、最初に行った隊はなかなか準備できなかったものですから、行っている間に必要なものを調査して、そこで準備しました。

ただ、納品まで時間がかかるものもありますので、準備しきれない部分もありますけども、なるべく準備する中で、準備できないものを次の教訓に生かしまして、検討して整備するように考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） 最終的に39名の方が派遣されて、大変厳しい条件の中での派遣だったと思うんですけど、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。この点で何かあれば、なければ8番目を隆一議員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。9款1項2目ですが、消防団運営費、質疑は消防団協力事業所2事業所認定計37事業所のさらなる協力事業所の増加における広報活動につい

て、伺います。

それから、準中型自動車免許取得費、ここはいい制度だと思うが、取得者は新規入団者か、お伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長です。横山隆一議員のご質問にお答えします。

最初に、消防団協力事業所のさらなる協力事業所の増加における広報活動について伺うについてですが、消防団協力事業所の認定基準、こちらにつきましては原則として消防団員を雇用している事業所となっております。そのため、増加のための広報活動としましては、消防団員が勤務している事業所にこちらが出向きまして、協力事業所の制度について説明をさせていただいた上で、加入いただけるようお願いをする、こういった形で活動を行っております。

次に、準中型自動車免許取得補助制度はいい制度だと思うが、取得者は新規入団者か、についてですが、菊川市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱、こちらで認定は、補助対象者は1年以上消防団に在籍していることと定めておりますので、2年目以降の団員が補助対象となります。そういったことで、取得者には新入団員は含まれておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 今の免許の取得制度ですね、私も勉強不足で申し訳ないですが、これそんなに前からの制度ではないですね。どのくらいの実績があるかという点と、消防団の協力事業所については、やっぱり消防団の団員の皆さん、環境整備というか、そういった意味では非常にいいと思うんですが、特に私がちょっと個人的な見解を含めて気になるのは今、消防団員の身分っていうんですかね、身分というより立場っていうんですかね、会社勤務とか給与勤務ですね、勤労者というんですか、そういった方が非常に多いということで、日中とかの緊急出動とかがあると、事業所の理解というのは大分必要になってくるわけですが、私の事業所も2名ほど消防団活動をさせたというんですか、やったんですけど、そういった理解ある事業所というのは非常に重要だと思うんですが、その辺の考え方というんですか、もし分かれば、お聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。こちらの準中型自動車の補助につきましては、昨年度から始めた事業になりまして、昨年度におきましては7名の方が本事

業により免許を取得しております。

最初は10名ほどおったんですけれども、補助金の交付決定を出した後、ちょっと今業務多忙などの理由により、教習所に通い킬ることができなかったということで、残念ながら7名という実績になっております。

ただ、消防団協力事業所につきましては、非常に事業所ごとに消防団員を優遇していただけたとか、活動しやすい環境をつくっていただけた、そういった取り決めをしていただけて、本当にありがたいと考えております。こういった事業所があつて、消防団で皆さん、活動しやすい環境になっているというところがありますので、ここにおきましても、お願いしていく中で増やしていきたい、消防団員も増やしたいけれども、そういった事業所も増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○16番（横山隆一君） いいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 1点自分から確認なんですけど、消防団員協力事業所に認定されると、税制の件であっても優遇はありましたっけ。

答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。分科会長のおっしゃるとおり、県税のほうで事業者税のほうの全控除がありますので、個人事業主であるとか事業者さんだとか、そういったところで消防団員を雇用していただければ、メリットがあるよということで、ご案内をさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。この点はよろしいですかね。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。中型免許の取得について、地元の若い方から全額を出していただけないかというような要望をいただくことがありまして、やはり職種によってはこの準中型とかそういったものが全然必要ない方も、当然消防団員の中にもおられるという形で、そこら辺のご検討はされることはないのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。こちらの、補助金の予算をご審議いただくときに、議員の皆さまからそういったご意見をいただいております。

今、市のほうで補助の、市の全体の補助金交付要項で補助率の上限が決まっている中で、

今ちょっと団員の皆さんにご負担いただいているところなんですけれども、近隣で調査したところ、補助以外で自動車学校に通学していただくという行為に対して、費用弁償という形で少し給付を出しているところがあるということも確認できましたので、なるべく早急にこちらとしましても同じような形で、なるべくせつかく取っていただける団員の方にはご負担を減らすような形で、予算化できないかということで、ちょっと来年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 参考に今、準中型免許を取得するとどのくらいかかるのか、お聞きます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。自動車学校によって少しばらつきがあるんですけども、おおむね16万円程度ということで把握しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 終わります。ぜひ検討をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ここで自分も運営費のことでちょっと関連があるか分からないんですが、ちょっと横浜市に聞いたときに市外の方が市内の事業所に勤めている方が消防団員として登録されているということで、菊川市というのはそういう事例があるのか、地元からの選出みたいな感じの消防団員だと思うんですけど、そういったことがもし可能とかあるのか、見解をもしあればと思うんですけども、お伺いします。

杉田消防総務課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。菊川市消防団、入団いただける条件というのが、菊川市に在住もしくは在勤の方になりますので、市外の方でもご希望いただければ、菊川市の消防団として活躍していただけるということになっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。では、この点はよろしいですか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。今の補助金の件で聞き漏らしたかもしれませんが、16万円のうちの何パーセントくらい補助金を出しているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。16万円のうち市のほうでは、

2分の1を補助しておりまして、上限が8万円ということでやらせていただいております。
これに、また県のほうから3分の1と補助がありまして、残りの金額、今は自己負担ということで、事業を進めさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。須藤議員、6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません。昨年の予算のときに個人負担が2万2,000円ほどで、あとは負担をいただけているというような答弁をいただいたかと思うんですが、取り切れなかった、9件交付したうち7名だけ準中型免許を取ったということで、取り切れなかった2名分のお金、返金措置とかはあったんでしょうか。県からの補助も入っているの、この件を確認させていただきたいと思うんです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。昨年度、取り切れなかった方につきましては、補助金のほうは無効ということになっておりまして、その方につきましては、今年度、また改めて申請を上げていただくということで、県のほうのも、昨年度はその方の部分は交付はされておりませんので、令和6年度で新たに申請、取得、そしたら補助金払うという、そういった流れになっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。そうしますと、2名分は市のほうが今負担をされていて、県から補助が入るはずだった分も市のほうで負担をされていて、来年度……。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。小原係長。

○消防総務課総務係長（小原文明君） 消防総務係長です。須藤議員の質問にお答えします。

費用ですけども、消防団員の方が最初は負担していただきます。取得が完了したら市の交付金、県の交付金ともに交付することとなっておりますので、昨年度交付できなかった方は、団長とも相談いたしまして今年度交付してございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。6番。

○6番（須藤有紀君） 申し訳ありません。そうしますと確認ですけれども、9件交付したって書いてあるんですけども、額としては7件分だけ、決算としては計上されているという認識でよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 大変申し訳ございません。ちょっと遡りまして、答弁を修正させていただきます。

先ほど免許交付者7件ということでお話しさせていただきましたが、9件の誤りでした。確認不足で誠に申し訳ございません。

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、9番目の質問に移ります。山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 9款1項3目消防施設等整備業費ということで、成果書の18ページです。先ほど、若干触れていただいたかと思いますが、能登半島地震派遣を教訓とした必要資機材整備の検証では、どのようなものが十分ではなかったかということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。山下議員の質問にお答えします。

今回、能登半島地震の派遣の教訓としまして、まず衛生面の課題が多く挙げられております。特にトイレの問題が検討しているところでありますけれども、緊急消防援助隊は事後簡潔型であることから、簡易トイレ等を整備していますけれども、使用した汚物等は持ち帰る必要があります。このため衛生面を考慮した資機材の整備を検討しております。

このほか、今回季節に応じた装備品が検証され、車の派遣でしたので、先ほど述べましたが、スタッドレスタイヤの整備とか、ストーブですね、タイル型のストーブを整備しました。夏場には、これが夏場にはアイスベストや空調服等の熱中症対策のための資機材や、被災地では給油ができませんので、資機材を充填するソーラー付きポータブル発電機などの整備などが必要と考えて、今検討しているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） この点で何かありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、10番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。9款1項3目貯水槽整備事業費ということで、タブレットの20ページです。軟弱地盤地域が広い菊川市において、巨大地震時に消火栓の活用が危惧されるが、どのように捉えているかということで、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長です。山下議員の質問にお答えします。

巨大地震等が発生した場合に、やはり消火栓は水道管を使用しておりますので、使用できなくなることも想定しております。このため、火災発生時には唯一の消火設備といたしましては防火水槽が重要な施設となります。ですので、耐震性の貯水槽、耐震性の防火水槽の整備を進めております。

また、進める中で、現在耐震性ではないオープン型の防火水槽が多いものですから、これと同じ場所に設置できればいいんですけれども、それを近くの違う場所に耐震化ということで整備したいということも考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。防火水槽、そういう状況のためにある程度の数を設置しないかんという、一つの目標があるのかないのか、ちょっとあれなんですけれども、それに対して現状どの程度、満たされているのかというのがもし分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 現在の菊川市の水利状況、消火栓と防火水槽ですけれども、消火栓の数が641か所、防火水槽が430か所設置されております。

このうち、防火水槽の中で耐震化になっているものが306か所ですので、耐震化率が71%です。

この耐震化率が高いか低いかというところはちょっと答えるのが難しいんですけれども、いわゆる140メートル以内のメッシュの中で1か所設置ということで、特に住宅の密集地とか、そういうところは主に設置したいと考えております。

ただ、設置するスペースがある程度ないとできませんので、やっぱり住宅密集地というのはなかなか土地を確保することができません。ですので、できるところならいいんですけれども、できないところならばいわゆる市道、そこに埋めたりとか、そういうことも考えて整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連で、2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。今、課長のほうから消火栓が61か所、防火水槽が430か所ということですが、昨今、新しく住宅が何十戸、まとまって住宅が開発されているところがあるんですけども、今、この状態というのは、防火水槽には足りているのかどうか、ちょっと教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長でございます。消火栓の数は641か所になります。

住宅が建設されるときには、当然、そこに消火栓は設置されていくと思いますけれども、ただ、防火水槽がそこに設置されるかということ、ある程度、住宅団地の中でスペースを取っていただいて、その団地につければ可能なんですけれども、現在、密集地の中で貯水槽が整備されているかどうかというのはちょっと数字が……。

すみません、ちょっと今、住宅密集地の数字が出ておりませんので、調べさせてもらいたいと思います。

○2番（東 和子君） お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長です。すみません、今言った住宅密集地といいますか、造成のときなんですけれども、一応、消防本部の土地利用事業計画に基づく造成地域に対する消防水利の設置指導要項、あくまでも指導になりますけれども、これによって、造成地の大きさにもよるんですが、一応、消防のほうでは5,000平米以上の造成地域があれば、消防水利を、防火水槽を設置してくださいという指導をさせていただいています。

一応、土地利用委員会のほうにも消防のほうから出ていますので、そこで情報をもらって、こういった場合は設置してくださいということで指導はさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

〔「ちょっと消防長が答えていただきました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番。関連質疑でありますけれども、この貯水槽の関係、水利の関係なんですけれども、水道管と直結されている貯水槽というのは何か所かありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） いわゆる防火水槽に給水できる状態の貯水槽というのが、100トンの大きな貯水槽がその状態です。市内には9か所あります。

場所をちょっと言いますと、市役所の本庁、あと水道課の事務所のところ、それから小笠北小の埋蔵文化センター、あと菊川病院、菊川西中、菊川東中、岳洋中、小笠南小、小笠東小、この9か所が大きな100トンの貯水槽があります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今、9か所ということなんですけれども、当然メンテナンスという点検、こういったものの関係が出てくる話だと思うんですけれども、恐らく消防の関係と水道課の関係がありますんで、どちらかで分担してやられているということがあるかと思うんです。恐らく、水道課のほうに入っているんじゃないかと思うんですけれどもどうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。水道管直結型のやつは飲料水兼用になります。飲料水兼用のほうは危機管理課のほうで整備してまして、水道事業所のメンテナンスを必ずやっているというところでありまして、ちょっと消防のほうは水道直結型、あくまでも消防水利として使わせてもらうんですけど、地震のときには飲料水がということでの整備になっていますので、地震のときには使えない。ただ、近隣でどうしても火災があった場合は、災害対策本部に要請して使わせてもらうというような体制を取っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっと1点、先ほど貯水槽のことで、住宅ですと調整池が必要になってきて、調整池に普段は水をためておいて、水害時は流してもらうんですけど、そうやってためておいてその水を消防用に使うとか、そういったことって考えられるのかなと思ったんですけど、もし見解があるなら。

○分科会長（西下敦基君） 八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 今、言ったのは雨のときのやつですね。あれに関しては、常に水があるわけではないので、あまりこう、ちょっと当てにはしていない。当然、水があれば使わせてもらうこともできますけど、ちょっと、当てにしていないという言い方はちょっとあれですけど、一応、対応としては使わないというところでありまして。

ただ、やはり水利がないところでも学校のプールとか、プールを始める1か月ぐらい前は清掃とかでなくなりますけど、ほぼ1年間、水がありますので、プールなんかはもう、完全な消防水利として使わせてもらうようにしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前の質疑が終了いたしました。全体を通して何か質疑がある方は、挙手にてお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、事前に質問をしていただければよかったんですが、質疑をやめておけばよかったんですが、消防の施設の管理費のところ、小笠北の嶺田蔵置所の測量ですか、実施されているということですが、ちょっと消防長とかの総括的な考えになるかもしれないんですけど、今の菊川市における消防団というのは、10分団の1機能別です。実績で言うと、定員が令和6年ですと364人ですか、実績で273人で、91名の減。

どこの市町も消防団員の確保というのは非常に大変で、言うならば再編統合というところもあるように聞いておりますけれども、この嶺田、元消防署があったところ。そういう意味から、ある意味、機能を高めていくというんですか、保持するとか維持していくためには、そういったことも考えていく必要があると思うんですが、各分団によって、定員の実績がかなり高いところと低いところがあると思うんですけれども、そういった考えとか協議というんですか、されているかどうか、お聞きしたいと思います。

というのは、分団の再編も含めてですけど、団員が減少したことによる考え方です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。消防団に今、入る方が少なくなっているというのは、菊川だけではなくて本当に全国的になっております。菊川の場合も、定数から91名の減となっておりますところ。

今、横山委員が言われるのは多分、再編のことなのかなというところでありまして、平成29年に一度、菊川市のほうは再編しております。それから今、5年程度たったというところで、ちょっと当然、これから先を見据えれば、また再編ということも十分検討としていかなきゃいけないなというところはあるんですが、今、現段階は、とにかく各自治会を通して消防団に入っていただけるように、協力をして広報していくというところをちょっとメインとさせていただいております。

当然、いずれはそういったことももう1回、考えなきゃいけないかなというところでは考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

ほかはよろしいですか。14番。

○14番（松本正幸君） 消防本部の、要するに今後のあるべき姿というか、そういうことを少しお聞きしたいと思うんですけどよろしいですか。消防長にお聞きしたいと思うんです。

それこそ、消防長が出されているものがあるかと思うんですけども、消防力の整備の指針がありますね。当然、この中には消防サービスのいわゆる出動体制とか、人口に対する職員の割合とか、いろんなものが複雑にあるんですけども、要するに水準的なものを伺うわけですので、お願いをしたいと思います。

まず人口。人口5万人未満の消防署の基本的な人数というのはあるかと思うんですけども、そこら辺の充足率というか、そこら辺の絡みを少しお聞きしたいことと、要するに保有する消防車両、こういったものの充足、それとあとは出動体制。こういったものに関して、職員の関係が恐らく関係してくる話でありますので、救急体制もありますし、そこら辺を含めてお願いします。水準でいいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。あるべき姿について、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。今、松本委員がおっしゃるように消防力の整備指針というのがあります。

一応、菊川のほうは、車両に関してはほぼ100%整備されております。ないのははしご車だけになります。費用対効果から考えて、ちょっとはしご車というのは、今、整備するという考えはありません。

あと、人員に関してですけど、やはり今、非常に救急が多い状況になっております。年報でも話をさせていただいた、今1,800件を超えている状況で、ただ、これがまた、人口減少に伴って基本的には救急が減っていくはずと考えていますが、今、ちょっと高齢化になると、やはり救急の件数も増えるというところで、その動向も踏まえた中で、やはり消防体制とか出動体制をしっかりと考えていかなきゃいけないかなというところを、今、自分の頭の中で考えているところです。ちょっと、水準とまでは行かないですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） あと、救急体制とか、非常に人員の少ない中で苦勞してやっているかと思うんですけども、出動回数と消防員の関係が出てくるか、形があるかと思うんですけども、そういったものをどういうふうに見ておられるか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 確かに、救急は特に多い状況になっています。ただ、近隣というか大きいところに行きますと、救急車が出放しになっちゃって、帰ってこれないということもありますので、そこに関しては、菊川とすれば、まだ連続してずっと出ていくというところは、まだ今のところ発生していません。

ただ、今後はやはり救急が増えてくると、やっぱりその分、職員、団員がいなくなりますので、そういったところも踏まえた中で、今、ちょっと検討していかなきゃいけないかなというぐらいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 最終的には広域化、こういったところへつながってくるんじゃないかなと思いますので、またひとつ、よろしくお願いします。

急遽、質疑を出させてもらったので、申し訳ありません。ありがとうございます。自由討議が楽になるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 先に17番。

○17番（山下 修君） これも自由討議になるということで、やっぱり水利は広く確保するというのは大切だと思うんですけども、大井川用水の利用、大半の部分は、ほとんどこの菊川の水系であれば、どこでも大井川用水が流れているということでございます。

それともう1点は、菊川はため池がたくさんありますよと、こういう形でございますけれども、ため池を水利に利用すると、こういったところの考え方というのは何かございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。それこそ今、山下委員がおっしゃったとおり、菊川は本当に自然水利が、大きい菊川というものが流れて、自然水利がありますので、当然、自然水利の活用は十分考えております。

あと、ため池も場所によって中継をしたりとか、消防団員にお願いして中継をするような、実際、そういったため池なんかも使っている場合もありますので、そういったものを活用するというのは十分考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番。自由討議のテーマで取り上げたいと思うんですが、今、松本

委員が言った救急要請が非常に多いということで、業務に非常に負担になっているというのは、これはやっぱり全国的な話の中で、ちょっと調べたら、静岡県では「7119」というのがございますよね。全国版だと「Q助」というのがあるらしいんですけど、救急車を呼ぶか呼ばないかという判断というのが、非常に難しいところがあると思うんですが、こういったことを市民に広報することによって、やっぱり当事者は慌てちゃってすぐに救急車って話になるんでしょうけども、その前に適格な判断ができるような制度というのを静岡県ではつくっているわけです。7119という。

こういったものを広報することによって業務というのは非常に軽減されると思うんですが、こういったものを広報されているかどうかという点。

それと、もう1点は、やっぱり救急隊員が非常に大変だということで、磐田市はつい先日、まちなか休憩と言って、コンビニ立ち寄りゾーンという新聞が出てましたけども、そういったことも市民理解としては非常に許されていていいというか、必要だと思うんですが、そういったものの考え方を聞かせてもらえれば、あとの自由討議の中で議論ができると思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと、決算から外れているかもしれませんが、答弁できれば、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。その「#7119」に関しましては、今年度静岡県でスタートします。10月から。

○16番（横山隆一君） まだやっていないんですか。

○消防長（八木一巳君） まだやっていないです。これに関しまして、実は今年度10月から、県のほうで試験運用みたいな形でスタートします。これに対して、広報に関するパンフレット、リーフレットなんですけども、県のほうから配られまして、これは各消防本部で広報用で頂いておりまして、全戸配布を今、考えています。

それであと、来年度からは市と共同、各市町と共同での運用ということに、今、話になっているところでして、そうすれば、こちらからも当然、広報はしていく形をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 10時までの自由討議を含めた時間ですので、もし何か、これであれば。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ちょっと、しつこくて申し訳ない。

さっきの9款1項2目の消防団運営費のところ、中型免許の補助金のところなんですけれども、ちょっと昨年の予算の議事録を確認してみると、やっぱり希望者9名で発言をされていて、9名から希望者があって16台分予算を取っていますというような答弁だったんですけど、その後、2名増えて11名希望者があったうち、2名が結局、取り切れなくて9件の交付になったのか。それとも、あくまでも希望者は9件で、ちょっとこの決算の数字が違っているのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。小原係長。

○消防総務課総務係長（小原文明君） 総務係長です。昨年度の消防団中型免許の申請なんですけれども、12名の申請がありました。3名の方が取得できずに、9名の方が取得できて交付しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○6番（須藤有紀君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 全体を通して、ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、消防本部の決算審査を終了します。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

委員の方は自由討議があります。

それでは、ただいまから委員会の自由討議を行います。ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。17番。

○17番（山下 修君） もう時期、巨大地震が来るという話で、この地域でどういう被害があるかなと、家屋の倒壊とか、その次には火災というのが一番重要なんだと、こんなふうと思うものですから、そのときの消火という形で、先ほどの水利の関係がありますけれども、防火水槽なり、消火栓になり、大井川用水なり自然水利なり、ため池の水利、そういったところをしっかりと把握しておくことが非常に大切だと、こんなふうに思いました。

以上。

○分科会長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。今、山下委員の話と関連してなんですけども、今、ため池に関しては農林課のほうから耐震補強の工事が始まっております。

やはり、そういう耐震補強をするため池があるならば、やはり火事、火災のときの防火水槽になり得るのではないかと思いますので、やはりそこら辺の横の連携というのが私は必要だと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。3番。

○3番（坪井仲治君） 準中型免許の話で、去年も言ってもらえる気がするんですけども、これ、消防車を運行する、消防車は4トンぐらいあるんですか、それで運行するためには準中型が必要ということで取っていただくということなんですけども、初年度からもうこれ、運行するために必要ですので、補助をかけてもいいと思うんです。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。じゃあ7番です。

各種大規模災害が増えていっているということで、ただ今、夏の暑さなんかもあって、さっきクーラーベストみたいな感じのものを、消防のほうで装備も必要だという話があったり、消防団員とかも、今、ベストで風が回ったりとか、冷やしたりとか、酷暑用とか何か、そういった装備もこれから必要になってくるんじゃないかな、夏の出動とかに対して。何か、そこら辺の装備とかも、もし、団員の環境の整備じゃないですけど、そういったのももしできれば、普段使いもできるようなものがあるかなと思ったので、そういったのを今後考えていただく必要があるかなと私は思いました。装備についてなんですけど。

14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど、消防本部のいわゆる整備力というか、消防力の整備。そういったものに関して、少し伺ったんですけども、やっぱり、先ほどは消防車両とか、そういったものは100%だということを言っているんですけども、やっぱり今後の関係があるわけです。要するにはしご車の関係も出てくる話、いわゆる高層建築が、でき得る形に、今現在、なりつつあるということもございますので、そういった整備も基本的にはやっていかなければならない。

また、出動体制とか、いろんな面があるんですけども、とにかく、消防本部における職員数、こういったものの影響が出てくるわけでありまして。とにかく、初動体制、これはできていると思うんですけども、2のや、3のやというのが果たしてできるかどうかという、そういったものが出てくると思います。

いわゆる消防団にお願いするということもあるんですけども、さらに消防力を増すための必要性というのは、そういうところにあるんじゃないかなと思うんです。

いわゆる大規模な地震災害、それから火災です。この火災が密集地の火災になると、非常に大変なこと、それから山火事があります。基本的に自然の山火事も頻繁に起きているということもありますので、とにかく消防長が出している整備指針、要するに消防力の整備指針、こういったものを基本的に目標として整備することが求められておりますので、それに近いような形をぜひとも消防本部として、もしできない場合には、先ほども言いましたように広域化、こういうふうにつながってくる話だと思いますので、取りあえず消防力の整備を重点的に進める必要があるんじゃないか、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。ちょっと、この自由討議の部分をまとめていく上で、確認をしたいんですが、今、指針に従った消防力の整備ということで、消防長にお答えいただいたんですけども、指針に従ったほとんどのレベル、はしご車がないぐらいで、装備も含めて、人員も含めてできていますよという答弁があったと思うんです。それ以上のところを今、求めるというところでしょうか。

○14番（松本正幸君） 要するに、今現在でも高層の建築がありますよね。ということは、もし火災になった場合には、はしご車をどこかに借りにいく。いわゆる遅れるわけです。

そういったものも含めて、連携の必要性はあるんでしょうけれども、やっぱりある程度の整備、こういったものに向けて、今後、取り組む必要があるんじゃないかということです。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。今ある建物とか、そういう対応をすべく装備というのは必ずそろえる必要があると、そういうことでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） この消防における活動が、団にしても本部にしてもそうなんです、やっぱり、最前線で活動していただいているということで、非常に重要な立場だと思うんですけども、今言ったように、大規模災害であるとか、あるいは特定災害に対して、やはり、一消防本部や消防団でできることは考えている。そうしたときにやっぱり必要なのが連携。

そうしたときに今、消防の司令本部というのが、中東遠の司令センターがあるわけですけど、そちらのほうの判断で、ある程度双方に、例えば今言う高層ビルにおける火災であるとかがあったときには消防本部、司令センターの判断であるというのはできるようになっているんです。

ですから、やっぱり広域連携というのはそういったところで必要だと非常に強く感じます。

以前は、協定の中で、先ほども出ましたが、首長同士の話をして応援派遣をしますよという了解を得た上でやるということが非常に緩和されていて、消防司令隊である程度の判断ができるというふうになっているので、そういった意味では大分進歩したなというふうに思っています。

ただ今、言うように、消防団についてはそういう再編計画であるとか、全国ではそういったところもたくさんあったりということも、今後、視野に入れていく必要があるのではないかと感じます。

○分科会長（西下敦基君） 8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。今、松本委員もおっしゃったように、はしご車というのは本当に必要なことだと思います。高層マンションが今、4棟ありまして、1棟当たり50世帯くらい入っています。それに、1世帯2人として計算すると4,000人ぐらいの人が住んでいらっしゃると思いますので、できるだけ、もしあったときに早く出動できて、消火に当たられるようにしておかないと怖いんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 自分から、高齢者世帯で火災報知器がなかなか、自分も家を建てて十何年もたっているのですが、替えようと思わなかったりして、はしごが必要になったり、元の部分を替えなきゃいけないと、その基盤を買わなければいけないと、そうすると、そんなことはやっぱり高齢者にはできないかなと思うので、できれば、そういった要望はないということなんですけど、そういったサービスをやれば、うちもやってくださいとか、もしそういった流れができれば、もう少し進むのかなと思う。

もし、家の中に入って、こういったのも気をつけてくださいと、消防署の方がチェックとかアドバイスをしてあげるようになればまた、火事に対しても意識が高まったり、もし何かときにも、ちょっと体制としてよくなるのかなと思いましたので、自分はそう思いました。

以上です。

ほかは、6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今の委員長の関連で、昨年、戸別訪問で高齢者防火PRって、女性消防隊が行くやつだったと思うんですけども、消防署員と一緒に、私も行

かせていただいて、確かに取り替えてくれというご要望はなかったんですけど、取り替え方法を聞かれたりとか、どこで取り替えるものを買えるのかというお問合せをいただいたりとかはその場であったので、多分、消防署に直接問合せはないけれども、ニーズとしては非常にあるんじゃないかなというのは感じております。

ただ、人命救助が、消防の一番のお仕事というのを考えたときに、どこまでこれを消防にお願いするのかというのは、ちょっと難しいのかなとも思うんですけども、潜在的ニーズとしては、高齢者の取替えというのは非常に大きいんじゃないかなというのは、実際に回ってみても感じております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で、消防本部の決算審査を終了します。

ただいま出されました意見等をもとに、分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告をさせていただきます。

それでは、次は……。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 次は水道になりますので、執行部がまた入ってからスタートということで、ちょっと、次は長そうですので、休憩、トイレに行かれる方は行ってください。

閉会 午前10時10分

開会 午前10時33分

○委員長（西下敦基君） それでは、議案第59号 令和5年度菊川市水道事業会計未処分余剰金の処分及び検査の密定についての審査に入ります。

これより、総務建設委員会に切替えます。

ただいまの出席人数は9人です。菊川市委員会委員会条例第16条の規定による定足数を達しておりますので、総務建設委員会を開会いたします。

はじめに、鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長でございます。本日、審査をお願いいたします

のは水道課になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） それでは、決算審査を行います。

質疑は事前通知の順に行いますので、まず1つ目を横山隆一委員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。経営事業に関する事項というのがございますが、12ページです。ここで表等示されていますが、管路経年化率、管路更新率に対する考え方、それから漏水等の件数の年次推移はということでお聞きをいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁をお願いいたします。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 横山議員からのご質問にお答えします。令和5年度の管路更新率は、管路延長が令和4年度よりも短かったことによる減であります。大口径の水道管の布設替えや、建設課や県の事業発注に伴う水道管の布設替え工事等を実施したことにより、管路更新率が低い数字となっております。

次に漏水件数及び年次推移についてですが、令和4年度が401件、令和5年度が393件となっています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すみません、1点。管路更新率ですが、これ予算は公文名の施設に結構更新とかがかかったということで、水路がちょっと少なく、この更新率が低くなったという考えなのかなと思ったのですが、そういったわけではないですか。答弁を求めます。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） そうではなく、先ほども言いましたけれど、結局、建設課とかあと県の布設替えの工事、これは工事費の中で、移設とは言えども工事費の中で全部賄っているものですから、結局そういうものが増えてしまうと、どうしてもメインの管路のところの予算が、やっぱりどうしても布設替えのほうが、移設のほうが優先されるものですから、ということで少し管路が延長が伸びなかったということと、口径が大きくなる、要は管が太くなるとどうしても単価が上がってしまうので、そういう点でもどうしても伸びが去年は少なかったという事情でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。自分からは以上です。ほかに何かありますか。

なければ2つ目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。業務報告書、業務量の関係なんですけれども、給水戸数、前年対比55戸増加しています。年間給水量は前年対比1万3,229トンが減量している。減量の

要因と給水収益の減額はこの影響かということで質問させていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 松本委員からのご質問にお答えします。減量の要因といたしましては、給水戸数は増えておりますが、人口減少及び節水機能の普及などが考えられますけれども、そのため年間給水量が減少しております。委員がおっしゃられるとおり、この減量により収益が減少していると考えられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますが、14番。

○14番（松本正幸君） 人口減少の時代に入っていて、今後の給水量の推移というか、今後どういうふうに見られているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） それこそ、今後の状況におきましては、今の経営戦略、この間も答えました経営戦略で、またその辺のことも詳しく説明をさせていただきますが、やはり減っていくだろうということは、人口減少に伴ってどうしようもないところではありますが、ただ唯一今後明るいというか、点にしては、例の食肉センター等、かなり大量に水を使うところ、あと、加茂に今工事をしておりますけど、工業系のところも1つありますので、そういうところを少し期待する面ではありますが、全体的にはやっぱりどうしても皆さん、人口が減ってくるということで、そこは加味をして経営をやっていかなければならないと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今、工業系って言ったんですけども、基本的に工業系は工業用水の導入を目指すということが1つ言えるかと思うんですけども、なぜその浄水場を導入しようとしているのか、企業によっては浄水場でもオーケーですよということは言われていると思うんですけども、いわゆるお金の給水単価の関係が出てくる話でありますので、そのところどうなんですか。見極めていくのかどうなのか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 工業というのは今、加茂地内で山を造成しているところなんですけど、そこは工業用水もおそらく行かないと思いますけど、作るものによってはやっぱり工業用水では水を浄化したりという施設が必要になる、そこを水道水の単価とおそらく掛け合わ

せて決めているんだとは思いますが、僕らの知り得る情報だと水道が今、口径が75ミリの量水器を付けたいということを言っているので、おそらく水道メインで使われると思ってはおります。なので、明確にこれだというのはちょっとすみません、お答えはできないですがそれです。

1つは、食肉センターはああいう業界ですので、おそらく水道をメインで使うということで、今よりもかなり口径が100ミリを導入するものですから、かなり水的には使用が期待できると思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。工業用だとやっぱり沈砂池とか、そういった調整する池が欲しくなるとか、そういったろ過とかね、そういったものの必要性があるものですから、やっぱり当然水道の単価と釣り合いがどうかというところは、企業はそういったところは完全に見ることでありますので、そうだと思います。

節水器具の関係、すごく今、節水型のいわゆるトイレとか、そういったものの関係が出されているんですけど、ほかに何か、そういった節水器具の関係があるのかどうなのか、ほかに考えられる。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 節水器具以外ということになりますか。そこまでというのは今、前年度に1回アンケートも取ったんですが、そこまで明確なところはないんですが、やっぱりライフスタイルの違いかなというのは、僕は個人的には思っています。結局アパートで暮らしている方って、意外と家族で暮らしていても水量が少ないんです、契約水量で賄っている。そういう人たちが意外と戸建てに住むというパターンが、やっぱり菊川は非常に多いと思っています。そのスタイルはそんなに変わらないので、変な話シャワーで済ましちゃうとか、そういうのも1つはあるのかな、要はお風呂に水を溜めてとか、お風呂に入らず、ある程度シャワーだけで済ましちゃうとかっていうところも、ちょっと聞いたことはありますけど。なので、アパートに住まわれている方の水量はかなり少ない。その辺が影響して、その辺の人たちがそのまま戸建てに入るとなると、やっぱりそんなには使わないというライフスタイルの違いかなというふうに私は個人的には思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　　そういうことで、1人当たりの給水量というのはあるかと思うんですけども、以前1人当たり250リッターというようなことで、4人で1トン、そういうような形で標準的なものを示されていたんですけども、現状どうなんですか。

○委員長（西下敦基君）　答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君）　　すいません、ちょっと今その資料が出てないんですけど、おそらくそんなには変わってきてないと思うんですけど、それもおそらく減ってきてるんじゃないかなと思います。それでイコール人口が減っているということは、結果的に言うとなんばり使用量が減るということにつながっていると思います。

○委員長（西下敦基君）　　答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　　いいよ、後でも。分かった時点で後でってください。
はい、終わります。

○委員長（西下敦基君）　　ここのところはよろしいですか。
なければ、3番目を隆一委員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君）　　16番　横山です。事業費に関する事項の19ページですが、事業費に関する事項で、原材料費が対前年度比較200.18%になっておりますが、この説明をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君）　　答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君）　　横山隆一委員からのご質問にお答えします。原材料費は給水工事に関わる材料の量水器ボックスや水道メーターなどの費用が主なものとなります。

前年比200.18%となっている主な要因として2点考えられ、1点目は令和4年度は工事件数が96件、令和5年度では121件となっており、工事件数が増加しております。

2点目としては、令和5年度は部品代の価格単価が増加しておりますので、このことからパーセントが増加していると考えられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　　答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君）　　16番です。受託件数がだいぶ増えていますが、この要因というのは難しいですか。

○委員長（西下敦基君）　　答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君）　　だいぶ前年度ぐらい、コロナ明けから、コロナ前も意外とそうなんですけど、かなり加茂とかその辺の地区でミニ開発ではないですけど、その辺が増えてきて

おります。宅地造成が増えてきているというのと、やっぱり宮の西あたりも土地を求めて買われる方も増えてきているかなと、そういう印象でございます。今現在もかなり、堀田のほうでも50区画とか増えていますので、菊川はやっぱりそういう不動産の方に聞くと、かなり来やすいところというふうに踏んでられて、そういう分宅の開発が進んでいるということで増えていることが要因だと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この原材料費が上がっているということですが、具体的に特に上がっている材料費はどういうところがあるんですか。金額的に大きなもの。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 一番おそらく高いのがメーターというか止水栓、あれがほぼ砲金でできていて、それがかなり砲金なものですからかなり高い。メーター機もやっぱり値段があっているし、特にボックスの上が鋳物等でできてますので、全体的に出た具材が、要は令和4年で申しますとセットで3万4,000円だったものが、令和5年だと約5万円に上がっていますので、かなりコロナ禍系の関係で水道、工事の部品もそうですが、全体的にかなり上げてきているという状況ではございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。ここではほか何かありますか。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） すみません、先ほどの1人当たりの水量ですけれど、122。なので、当初でいう250とかというのはかなり前の話だと思いますので。

〔「半分だね」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（戸塚直見君） そうです、はい。すみません、ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 次は、松本委員から4番目の質問をお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。はい。1款1項3目他会計負担金。他会計負担金が491万2,342円の内訳になっております。耐震貯水槽は何か所あり、保守点検の業務内容について伺いたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 松本委員からのご質問にお答えします。まず、耐震性貯水槽についてですが、市内に9か所ございます。点検内容としては、高圧洗浄、塗装がある場合には

不良箇所の部分補修を実施しております。それと負担金ですが、他会計負担金の内訳といたしましては、消火栓の修繕が9件で216万9,635円、耐震性貯水槽保守点検委託1件で172万4,250円、最後に耐震性貯水槽内部塗装修繕が1件で101万8,457円で、合計11件491万2,342円となります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。9箇所ということで説明がありましたが、この関係については当然、危機管理のほうになるのかな。この9箇所全てが危機管理になるわけですね。そういうことですね。本来水道と直結して、いわゆる飲料水として使える状態をキープしているということですよ。

〔「そうです」呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） ですので、いわゆる水道と円を切ってあるわけではなくて、ということなので、水道管と全く同じような状況にあると、そういう形でいいわけですよ。

そういうことでありますけれども、保守点検の業務内容があったんですけれども、説明があったんですけれども、これというのは法的に決められているものがあるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） これはあくまで法律ではございません。どうしても内部的に一旦溜めておく構造になりますので、内部でどうしても錆とかそういうものも出てきますので、先ほどとあれですけど、高圧洗浄、塗装がある場合というのはやっぱり内部に塗装の薄落とかどうしても出てきますので、そういうわけでは塗装の再塗装です。ということで、そういうことがどうしてもあるものですから、今、8年に1回ぐらいの頻度でこれを実施しております。やはり8年に1回ぐらいだと、中を開けるとどうしても多少汚れというか、あと錆とかというのも、今年も西中のところでやってますけどそういうものが出てきますので、その辺を修繕をして塗装をして、きれいな状態にしてまた戻すということを定期的にやっていかないと、あと、もしいざという時がちゃんと機能するかというのは、その担保のために修繕をしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 14番です。当然ね8年もおけば、水垢の付くのは当然だと思いますけれども、そういったものを洗浄をしながら保守点検をするということですが、また

除水槽とか高架水槽とか、簡易専用水槽とか、こういったものとは別格でございますので、当然、そういう保守点検作業的なものは、きれいになってくるとなくなってくると思うんですけれども。今後、100トンクラスのものが一番多いですね。

〔「そうです」呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君）　そうですね。ありがとうございました。分かりました。

○委員長（西下敦基君）　ここところで何かありますか。

なければ、5番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君）　1款1項1目水道事業費用ということです。決算書の27ページになります。路面復旧費が前年比170.1%となっているのについて伺います。

○委員長（西下敦基君）　答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君）　坪井委員からのご質問にお答えします。修繕台帳から補修復旧を要する件数を確認したところ、令和4年度は219件、令和5年度は251件となり、前年比115%の増となっております。また、令和5年度には県道における舗装復旧が多くなり、舗装復旧面積及び舗装構成が増加したため、路面復旧が増加となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君）　路面復旧対象箇所の管路変更、更新が多かったからこういうことになったということでいいでしょうか。

○委員長（西下敦基君）　答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君）　そうですね、どうしても県道とかが多くなったり、あと漏水箇所が漏水していても見つからないときにどうしても、こう探っていくという作業が多いものですから、やっぱり面積も前年度ちょっと多くなったりということで、あと先ほども言いましたように県道の場合は舗装構成が厚いどうしても1層2層打ちとかというところになりますので、そこら辺で金額的にかなり超えたと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（坪井仲治君）　結構です。

○委員長（西下敦基君）　ほかはよろしいですか。

なければ、6番目を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君）　6番　須藤です。1款1項1目給配水費についてお伺いいたします。

委託料890万、修繕費647万、動力費365万、材料費472万、それぞれ前年比減となっておりますが、この要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 須藤委員からのご質問にお答えします。委託料については偶数年のみ実施している委託案件でございます。公文名浄水場水処理施設保守点検が約290万円、公文名浄水場汚泥処理業務委託が約470万円の合計約760万円が、5年度には実施しない事業となっております。

次に修繕費ですが、修繕件数は令和4年度も5年度も約400件でございますが、1件あたりの修繕費が減額されていることが要因だと考えられます。

最後に動力費ですが、公文名浄水場や富田水源などの稼働が低かったためによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 材料費が472万円というのもあるんですけど。この中で再質問があれば。6番 須藤委員。

○6番（須藤有紀君） まずすいません、修繕費が1件、件数自体はそんなに変わりはないけれども、1件当たりを減額されたので647万円の減になったんじゃないかという回答をいただいたと思うんですけども、1件当たりが減になった理由、材料費が高騰したりとか、なかなか減になる理由がわからなかったのをお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） この修繕の場合は、どうしても漏水修繕が主なものとなっております。漏水といっても本管が漏水するのと、俗に言う各家庭に行っている給水管が漏水するのではだいぶお金が変わってきますので、この令和5年度に関しては、今もそうなんですけど結構給水管、本管漏水というよりは細い口径の管の漏水が多かったというのが、件数は変わらず修繕した料金が安いという原因だと思います。本管だと掘りも深いもので、昔1.2メートルで掘っていたんですけども、給水管だと今ほぼほぼ浅いところだと50センチとか60センチになってしまうので、そういうところも原因安い金額になっていると思われる。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 材料費の減、すみません漏れていました、申し分け替えなかったです。

材料費の減額に関しては、先ほども言ったように漏水の材料費になりますので、この辺もやはり口径の大きいものだと材料費もかなり高くなりますけれど、給水管を防ぐようなものになると、材料費がかなりそれと比べると安くなる。それに比例して材料費も安いということになっております。

以上です。すみませんでした。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

1点、その中で松本委員からまた質問が出ていますので、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 1款1項1目給配水費ということで、修繕費4,418万447円は、管路の老朽化と綿密な影響があると思いますが、修繕費の動向と修繕種別、修繕費の抑制策について伺いたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁求めますが、ちょっと今、金額が違ったみたいで、修繕費4,401万8,447円になりますので、答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 松本委員からのご質問にお答えします。修繕費の動向と、修繕種別、修繕費の抑制策についてですが、修繕費の動向としては、合計30ミリ以下の給水管の修繕が多くなっております。

修繕種別ですが、支出件数については全体で393件を修繕しており、うち配水管の漏水件数が37件で9%。給水管の漏水件数が104件で26%。これも給水管のほうから宅内での漏水件数が208件で約53%。その他修繕が44件で12%となっております。

修繕費の抑制策についてですが、修繕の多くは給水管の修繕となっており、全体の8割となっておることから、配水管の布設替えに合わせてメーター器までの給水管の更新を実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（松本正幸君） 宅内配管の漏水が非常に多くなっているということは、非常に難しいところですね、修繕するにもなかなか分からない部分があるものですから、やっぱり新たにパイプを布設するというか、そういう形につながってくると思うんですが、その負担はどうなるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 今の基準でいきますと、その人の民地から1.5メートル以内にメー

ター器を設置してください。新しい家は全部そうになっています。ただ、ずっと昔からというか、うちもそうですけど長いうちだと、結構昔は自宅の近くにメーター器をつけているというお宅も結構あります。その関係で距離が長いものですから、メーター器までは市の管理でということになっていますので、この宅内漏水という部類になっていっちゃうんですですけど、先ほど申し上げたとおり、配水管を設置したときには、そういう奥に、要は自宅かなり遠くにあるメーター器に関しては、その施主さんというか、市民の施主さんと話をして、メーター器を規定の位置に戻して水道管を廃止すると。手前に持っていて、僕らの管理区域をなるべく短くしたいというところは当然ありますので、そういうこともかなりやっておったり、今言った漏水で出たときもお話しして、なるべくならもうこっち側に、その費用は全部こっち側で持ちます。まず一回水道課でメーター器を動かす分については全て水道課で見ますので、その代わりにメーター機を手前に動かさせてくださいというのもやっております。そういう格好で今進めておりますけど。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。それが抑制策ということです。

○14番（松本正幸君） なんかそうだね。今言おうと。そういった点を含めて抑制策にながっていますということですよ。ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） すみません、ちょっと自分、屋内排水の漏水の件で古い家が多いとか地域性があるとかそういったものであるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 意外と難しい点で、地域性というと確かにその年によってやはり変わりますけど、全体的に平均でそれほどどこが集中的に悪いということではないと思っております。ただ今年に限っては、前年度青葉台がガス管を移設している関係で、かなりその関係なのかどうなのかという原因は分からないんですが、青葉台での漏水が今年は顕著に高いです。これはすみません、令和5年度の話ではないので申し訳ないですが、令和5年度はあったといえ、そんなにどこか集中的にどこかということにはなかったんですが、今年はちょっといろんな工事をやったりという要因が出ると、そこのところ辺が要因なのかなと思われましますけど、今年に限っては青葉台の漏水も多いという格好になります。

○委員長（西下敦基君） 家の古いとやっぱり漏水が多いとか、そういったことはないのかなと思ったんですけど。

○水道課長（戸塚直見君） 意外とそういうことは、確かに古くなれば古いほうが漏水の可能

性は増えてきますが、そことあまり影響はないというわけではないですが、やっぱり布設した年度が、家が古いといっても布設替えしたりしているものですから、家が古いだけではちょっと判断は。布設した年度が当然古いと漏水の可能性は高まると思います。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。ここではよろしいですか。

なければ、8番目の質問を横山隆一委員のほうお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番です。横山です。1款1項2目の受託工事費ですが、41節の工事請負費266万5,018円ですが、破損漏水工事の内容説明をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 横山委員からのご質問にお答えします。受託工事費の破損漏水の内容についてですが、公共や民間が実施した工事に伴い水道管を破損し修理したのが24件、消防署が管理している消火栓の修理及び舗装復旧が16件、水道管が支障になり移設対応したのが4件ということになっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問されますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今24件、16件なるのですが、中には第三者行為というんですか、責任の範囲というんですか、そういうものが問われるようなものがこういった中ではあるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） すいません、第三者行為とは。

○16番（横山隆一君） ですから、直接工事業者がやって何か破損したとかいうんじゃないなくて。

○水道課長（戸塚直見君） 基本的には、漏水が今年やった、前年でやったものに関しては、そのやったというか、した本人からの連絡でうちが緊急で行って修繕したということが24件でございます。ただ、分からない点が、記憶だと1件か2件、漏水してるよって言ったら、どうも誰かが触ったのかなっていうのも多少はやっぱりありますけど、そうなるって誰がやったかわからないので、とりあえず水道課で修繕をしている。というのは時々、露出している配管もやっぱりある。どうしても地形上とか持ってくる中で埋めれないところもありますので、そういうところで、車がたまたま不意に通っちゃったとか、草刈りをやって切っちゃったっていうのも見受けられます。ただ、誰がやったというのはその場では分からないものですから、そこは水道が修理をしております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、なぜそういった質問をするかという、やっぱり損害賠償の保険とか車両とか、あるいは工事なんかによっても、工事業者なんかはそういった業務保険って入っている、この数字がそのままストレートに出てくるかという、もしそういった対象になれば、その辺がそちらのほうで手当てされればここに数字としては出てこないはずなので、その辺のことにどうかなと思って聞いたんですけど。分かりました。

○委員長（西下敦基君） 戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道管の破損したというのは当然業者に請求が全ていっていき、消火栓の修理もうちのほうで消防署のほうに請求を出してお金を頂いております。

○委員長（西下敦基君） よろしいでしょうか。ここについて質問がほかにあれば。

なければ、自分のほうから残り2件ありますので、これちょっとまた、もう1冊の参考資料のほうからの質問で、経営分析で紙だと12ページで、タブレットだと14です。

経営分析のところで、1立方メートル当たりの供給単価引く給水原価の単価の適正値をどのように考えているのかをお伺いします。

答弁を求めます。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 西下委員からのご質問にお答えします。供給単価引く給水原価の適正値につきましては、供給単価が給水減価を上回っていること、または、決算書PDF20ページに記載されています、供給単価を給水単価で割った率である料金回収率の指標で適正かどうかを判断していきます。

本市においては、供給単価が給水原価を上回っており、料金回収率の上で100%を下回っていないことが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況と判断できるので、単価としては適正であると考えられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ちょっと年度によってこれが結局差引きで儲け的なところの数値になっているのかなと思ったんですけど、15だったり10に近かったり、そこら辺が特にここら辺が適正じゃないかという数値があればとは思ったんですけど、これの辺もし見解があればお伺いします。

答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 経営戦略に準じてある程度決めてはいるんですが、ここの幾らぐらいが適正かということは基準ではありませんので、ただ、それを下回ってしまうと、当然

変な話、経営が成り立っていない、赤字経営になってしまうので、ただ、あんまり儲けすぎるといふ言い方も悪いんですが、当然、規制の単価でギリギリでうちもやっているという格好になるので、ただほかの、この間も部長も一般質問のときに答えていましたけど、大井川広域から受給料が97%を水道水を買って、それで皆さんのところに供給しているというのが現状だものですから、その辺のところが非常に、いわゆる仕入値が高いところと非常に菊川も厳しいところではありますけれど、皆さんにそれなりの負担をしていただいているという状況での運営となっておりますので、なるべくそのギリギリのところをつくというか、経営していこうかなと思っているのがうちの方針でございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。この点、私からはいいですけど、大丈夫ですか。

なければ、もう一つの10番目の質問で、経営の効率性ということで、質問内容が経営の効率性の職員1人当たりの給水人口、給水収益が職員数が減少して効率化されていると思うが、令和3年から合計で2名減になっているが、経営上問題がないのかということで、職員が一人一人をみてるのかなと思ったんで、そこら辺の経営の課題はないのかということで伺います。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 西下委員からの御質問にお答えいたします。西下委員の質問のとおり、職員数が減少していることは事実でございます。経営的に言いますと、令和5年度決算内容のとおり特段の問題はないと考えておりますが、ただし、管路の更新や耐震化に係る工事の発注の増加、日常発生する漏水などの早急な対応もあり、令和5年度において水道職員がかなりの負担が課されたというのは事実でございます。

当初は1人、うちが希望したんですが1人は来なかったので、2人になった原因は、ちょっと途中で事業係長が退職をした、去年退職しましたので、年度の途中で退職したということで2人減っているということでございます。なので前年度はかなり、私もそうですけど、事業系の者が1人突然減ったということで、そういうところで工事等を、あとは日常の水道に関しては土日問わずと当番がありますので、その辺も多少負担がかかったかなということで、職員には非常に感謝している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 令和6年は増えているのか、現状維持ですか。

○水道課長（戸塚直見君） 令和6年に関しては、係長が1人、人事異動で来ていただいたものから、ただ1名の、本当は事業係が1名プラス欲しいといったのは認められなかった

ので、そこは1名減段階で回しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。これについては、ほかに何か質問があれば、よろしいですか。

これで事前質疑は終わりましたが、全体を通して何か質疑がある方は、お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。2024年から厚生労働省から国交省に管理が移管をされました。要するに国交省に移管されて、何か移管される効果というものがあるかどうか。いわゆる菊川市の水道事業でもし期待されるものがあったら何かお伺いしたいですけれども、どうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） それこそ移管されたということもありますけど、今年1月の地震災害でかなりの水道、下水もそうなんですけど被害を受けました。その点で国土交通省が災害復旧になるとメインなところになっておりますので、今までみたいなどころとは管轄が違うものですから、当然今国土交通省もこの水道に関して、インフラ整備に関して、今回の地震でかなり考え方というか、いろんなことで場所場所ですよ、ああいう半島の専管とかいうと、非常にまず道路が復旧しないとなかなかライフライン復旧しないとか、総合的なところで国土交通省が全体的なことを考えて、考え方を統一してきたというところは見受けられますので、そういうところではかなり良かったかなというところがあります。

ただ今、補助金の状況とかに関しては、まだ元々の厚生の補助金そのまま、まだとりあえず移管しているという状況なので、そこは変わってはないというか、ここでは来ていますけど、ただやはり国土交通省に変わったということと、地震の関係があるので、非常に国土交通省になった時点でその地震のことをトータル的に考えてくれているというところが、今後期待されるところもあるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今の話でいくと、耐震化と要するに災害時の対応力、こういったものが期待できるというようなお話だったと思うんですけど、そういうことですよ。

○水道課長（戸塚直見君） そうです。

○14番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 先ほど2番目と4番目について、もう一度確認いたします。加茂のこのゴルフ練習場のところに、今、工場用地造成しているところですけど、そこは工場の機能を移転する、工場を作るみたいなんですけど、需要の拡大というのにつながるかどうかというところと、もう一つ、9か所の100トンのタンク、100立米のタンクについて、これは多分死に水になっているはずなんですけど、飲料水として期待はできるかどうか、この2点、すいません、お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 1つ目の工業の関係ですが、うちで判断できるのは、今口径が75ミリの浄水器を付けて配管やっていますよというずれが出ているものですから、その判断で水道水の使用量が多くなってくれるかなというところの期待値というか、いくら本当に今その工場がどんだけ使うかという資料まではないので、食肉は今そこら辺の資料が全部持っているんですけど、民間なのでそこまではちょっとないので、単純に合計が75ミリを使うとなると、それなりの使用量があるのかなという期待値で申し上げました。すいません。

2問目の地下タンクの関係ですが、今現在あるのが小笠東小学校、小笠南、小笠北、学養中、水道事業所、本庁、病院、菊川、菊川西中、菊川東中の9か所でございます。これ全部全て直結になっていますので、その中を1回通って配水していくという格好になっていますので、今回の委託と同じようにこれを順次ずっと年数を決めて委託して清掃していくという格好にはなっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 水が使えるかどうかという話が。

○水道課長（戸塚直見君） 使えるか、ちょっと使っても普通の今年やっているような地下タンクと全く一緒なので、ここに本庁にあるやつと機能は全く一緒のものが付いているので、非常用として使うという目的で設置しております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 地下タンクですね、蒸発しない限り減らないと思うんです。そこは高架水槽ですとそこから飲料水供給するんですけど、地下タンクの場合は自動補給はしますが、そのタンクの下側に負荷はないわけですね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。（ホンマ）係長。

○事業係長（ホンマ 君） 事業係長です。100トンのタンクですけども、簡単に言いますと

本管が1本普通なら通っています。それから2本出てループで100トンのほうへ入っていますので、常時使うときには本管のほうの出ているところと出ているところの間バルブで閉めてやって、本管の水道から100トンを通過してまた本管に戻るという形で常時使っていますので、死に水にはずっとなっていないです。ですので、100トンのタンク自体が水道管の一部で扱いにしていますので、先ほど法的にという話がありましたけれども、水道管の一部という形で常時利用していますので、法的な根拠ありませんし、死に水にもなっておりません。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 我々ちょっとその辺の構造が分からなかったのも、地下水槽といいますが、そう負荷かからないものですから、そこからプレッシャーが上がらない、要するにその空間が圧力を持っているということですのでよろしいですね。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） では、よろしいですか。

○3番（坪井仲治君） はい、大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか。なければ、以上で質疑は終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

この後は自由討論になります。

それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど職員が1名不足しているということをお聞きしたんですけれども、水道事業は土日当番制で出勤されているということで365日、皆さん頑張っていると思うんです。水というのは、当然、ライフラインですので、やはり市民生活に支障がきたすということで、職員さんの補充を早急にしていきたいと思います。以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

○16番（横山隆一君） いいですか。

○委員長（西下敦基君） はい、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、総体を通じてですが、総括的な言い方になりますが、この前にも一般質問でもちょっと触れさせてもらったんですけど、先ほど言っていた96%近くが大井川の企業団に依存しているということで、県下で1番ですか牧之原市の方がなくて

2 番目か。利用料の高いということで経営戦略プランや基本計画でも効率化を図るなどして、できるだけ水道料の料金の引き下げですかね、できればというような話をしたんですけども、引き下げる方法としては広域化であるとか、あるいはそれぞれの水道を使う時間帯における水道の利用の方法とか、あと、今言うように節水機を使ったり、そういったことしかないわけですね。非常に厳しい状況を市民の皆さんには負担を今後も続けてもらうしかないというような状況なんですね。加えて、浄水場であるとか、排水機場の老朽化、こういったものも今後、公営企業水道とは別に負担としてかかってくるということで、厳しいなということを感じています。ここで今言ったように負担軽減ができる方策というのが非常に難しいという、そんなことで大変だなということを感じています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

湖西市でスマートメーターで時間によって量を変えたりとか、そういったことを多分されていたと思うので、スマートメーターのほうはこれから進ま……向こうもまだ検証中かなとは思いますが、そういったこととか、どうしてもやっぱり漏水とかも毎年しっかり件数があるので、そういったものがどんどん減っていくような感じの対策が、これから変えていくものはもっと漏水がしづらくなったりとか、もっと年数がかかってから漏水する、そういったものとかで切り替えていって、やっぱり時間が、かかるお金を減らしていくようなことをやっぱりしていただければなと私は思いました。

以上です。

8 番。

○8 番（鈴木直博君） 同じことで申し訳ないですが、青葉台が何か漏水が多いと、そういうお話でしたので、やはり漏水と言うのはお金が漏れているみたいなもので大変なことだから、ある程度、全戸というのがどうやって調べるのかは分かりませんが、時間をかけてでも漏水がどこに発生しているのかというのを計画を立てて、測定をして、その漏水をなくしていくということも必要じゃないかなと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

3 番。

○3 番（坪井仲治君） 今の漏水というところで、宅内漏水もかなりあるということですので、宅内それぞれメーターありますので、それぞれの宅でメーターの検針されている方が見てく

ればいいですけど、見れば小さいやつらがゴロゴロとゆっくり回っている状況が分かりますので、そのあたりもPRをしていただいて、漏水、水を大切に使いましょうということをしていただくといいと思います。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 漏水機の関係はパイロットと言います。正確に言うと。赤い腰のやつ。今は赤いやつじゃなくて銀のやつ。

〔「シルバー」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） シルバー、それがパイロットと言います。水道経営というのはひとつの、要するに公営企業であるんですけども、やっぱり水源を持たない厳しさというのは当然あるわけですね。水を買わにやいかんということから始まることでありますので、それが基本的に給水単価を上げているということです。これは事実で、もうどうすることもできないんですよ。決まりがあることでありますので、それをやはり経営戦略の計画に基づいてその料金を維持できるような形を今、プランとしては上げているわけですけども。どうしようもない場合には当然、料金を上げなければならない、そういう時代に今なっているんですね。それで人口減少と、要するにあとは企業にできるだけ浄水を使ってもらい、いわゆる給水量を増加させる方向を考えないと、当然、無理な経営ということは当然の分であってね。そういうことだと思います。あとは、管路の更新率、こういったものに響いてくるし、漏水の修繕率、先ほど出てきたような、そういったものも響いてくるわけでありますので、水道管の老朽化と維持管理の状況を評価するためには、こういった指標を派生をしながら経営戦略を出るわけでありますけれども、やはり給水量が伸びないと経営的に苦しくなるとことは当然のことであるので、それをどういうふうな形で、先ほどこういった方いろんな面があるんですけど、コストを下げる方法を必然的に考えなくてはならないと思います。そういうことだと思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか。

ないようですから、それでは採決をします。議案第59号 令和5年度菊川市水道事業会計未処分剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員ですね。よって、議案第59号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第59号 令和5年度菊川市水道事業会計未処分剰余金の処分及び決算の認定についての審査を終了します。ということで、次が総務建設分科会の下水道管の決算になります。

開会 午前10時33分

開会 午前11時15分

○分科会長（西下敦基君） それでは、一般会計歳入歳出予算決算委員会の総務建設分科会に切り替えます。

議案第53号 令和5年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に係る項目についてを議題とします。

生活環境部の審査を行います。

それでは、下水道課の決算審査を行います。これ部長の挨拶はいらないの。部長には所管する課を紹介していただいてよろしいでしょうか。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 審査をお願いいたしますのは、下水道課になります。よろしくをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、下水道課の決算審査を行います。

事前質疑はありませんので、下水道課についての質疑がある議員は挙手にてお願いします。多分、決算のところに2ページだけ、一部事務組合の費用のところと、あとは、平尾下水道のところですね、管理員のところで。ここも2点がありましたが、質問がなければ。なしということよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、生活環境部の決算審査を終了します。

ここで執行部は退出となりました。お疲れ様でした。

自由討議もありますので、自由討議は、なしでいいんじゃないかと思うんですけど、取りあえず読みます。

それでは、ただいまから、委員間の自由討議を行います。ご意見のある方は、挙手の上、発言をお願いします。質疑もなかったですけど。ないということよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、議案第53号のうち、総務建設分科会所管に関わる項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。終了です。

では、入っていただいて、次は、下水道の事業会計のほうに入って。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

それでは、議案第60号 令和5年度菊川市下水道事業会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

これより、総務建設委員会に切り替えます。

それでは、そのまま審査を行います。

質疑は、通告順に願いますので、自分から、1つ目が、普及状況ということで、説明資料、参考資料のほうの紙ですと2ページ、タブレットだと4ページということで、接続率が80.6%に対して、水洗化率が93.3%となっているが、これは、一人暮らしの方の接続率が低いことが要因であるのか、またほかに要因があるのかをお伺いします。答弁を求めます。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、接続率と水洗化率の算定方法について、ちょっとご説明させていただきます。

接続率につきましては、公共下水道に接続された建物の戸数で求め、水洗化率につきましては、公共下水道に接続された人口で求められるものになります。ご指摘がありましたとおり、人数の多い世帯や集合住宅などの接続率が高く、逆に一人暮らしの方や空き家の接続率が低いため、率に差が生じているものです。そのため、お話しあったように、その他の要因につきましては、特にございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。空き家の接続率に関係するのでしょうか。それだけ確認させてください。森下水道課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。既存に建物があった場合につきましては、カウントとしては既存住宅ということでカウントしているものですから、住んでいる住んでいないは別として、1というふうにカウントさせてもらっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

ここについて質問がある方はいらっしゃいますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。事前にちょっと勉強してこなかったのですが、今の接続率ですけど、民間区域でもう既に事業が終わっているというか、別の区の新たな認定区域の工事に入っているのですが、そうして今まで接続してこなかった方に対して、何かアプローチをかけているかどうか。その数字が80.6%というなら少し低いという考え方ではないんでしょうかね。

それともう一つは、当時、下水道接続については、いろいろ特定があって、何かありましたよね、すいません、ちょっと忘れちゃったんですけど、今ちょっと補助金の関係の補助になっているのではなかね。その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。まず初めに、1つ目の接続の80.6%、これにつきましては、令和5年度末のトータルの普及箇所全体の率となります。

2つ目の補助制度等につきましては、供用開始から2年以内の方につきましては、事業所とかを除く一般的な住宅ですけど、補助金、接続時に上限10万円をもって切替えるための費用、補助金をお支払いさせていただいております。

あと、これは全戸対象になるんですが、受益者負担金。それにつきましては、通常、公共ます1個について20万円をお支払いいただくところを、2年目までを減免させていただいています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかにございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。私が申し上げたのは、接続率の件なんですけど、下水道事業が始まってから長い間時間がたつわけですね。今言うように、認可区域が新たになっているということで、以前の認可区域の中でまだ接続されていない方が、かなりいらっしゃると思うんですが、その辺を改善をしないとこの数字って上がってこないわけですよね。その状況を教えてもらいたいなと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。すいません。先ほどのご質問の説明が不足して申しわけなかったです。すいません。

供用開始3年目以前、今以降って言うんですかね、そのお宅につきましては、家を建て替えるとか、そういう事案が発生した場合には、接続をしていただいているんですけど、なか

なか各お宅の事情がございまして、2年前からつなげていただけて、それから当然、5年、10年たってから、家を建て替えるタイミングで接続していただいているお宅も何件かございますので、ちょっとすみません、具体的な数字をお示しできませんが、こういうタイミングをもって接続していただいておりますので、全然3年目以降、以前、そのお宅がないわけではないので、少しずつですけど毎年出てはきております。タイミングとしてはそういうような、家を増改築するとかそういうタイミングになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○16番（横山隆一君） 以上です。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分から。先ほどの一人暮らしの方がやっぱり接続が進まないということで、高齢者の方とか、そういった方って、4人で住んでいるよりは1人で住んでいると、やっぱり負担が大きくなるということになってくると思うんですけど、やっぱりこの80%のうち20%、接続されていない方のどれぐらいが一人世帯なのか、もしそこら辺が感覚で分かればと思うんですけど。答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。令和5年3月31日に供用開始した区域の、昨年度、接続促進をさせていただいた状況でちょっとご説明させていただきますと、空き家の一人暮らしの方は、対象者が12戸あって、そのうち未接続が7戸、空き家の方については5戸あって、そのうち4戸が未接続、そのような状況になっています。これはあくまでも昨年1年です。3年で戸別訪問、接続したときに伺ったときの状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。よろしいですか、この関係は。なければ、松本委員の質問に移りますけれども。そしたら2番目の質問を。14番。

○14番（松本正幸君） 決算付属資料、下水道事業報告書の12ページになります。健全経営の水準を示す経費回収率が、前年度3.79ポイント減の76.10%となった要因と、あと改善策について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。それでは、松本委員のご質問にお答えします。

初めに、下水道事業会計決算に関する参考資料、こちらの、すいません、PDFの13分の11ページの下段に計算式が記載させていただいておりますので、ちょっと合わせてご覧いただければと思います。

令和4年度と令和5年度を比較しますと、下水道使用料は約196万円の増、汚水処理費は約

1,157円の増となっており、下水道使用料に対して汚水処理費が約961万円上回ったことにより、経費回収率が低下したものです。

その汚水処理費が増額した要因ですが、令和5年度から令和7年度までの浄化センター等維持管理業務委託において人件費や薬品費などの高騰により、契約金額の増が主なものになります。

次に、改善案策についてですが、汚水処理費の削減と適正な使用料収入の確保が必要であると考えておりますので、汚水処理費についてはできる限り削減に努め、使用料収入については早期に下水道へ接続していただくように接続促進に取り組んでまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。ただいま説明であったんだけど、汚水処理費、この処理費を、いわゆる減らす一つの工夫として、やっぱりどのようにしたら経費節減に持っていけるかっていうのを分析してみましたか。少し分析した結果があれば、説明をしていただけると、ありがたいなと思うけれど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。ただいまのご質問ですが、汚水処理費については、今、現状やれているのは、主に大きく下水道汚泥の処分費。処分費については、処分先を今、複数当たっていまして、できるだけ安価なところに持っていけるように、それについては汚水処理費の価格を下げれるように、今、努めてはいるところなんですけど、実際に今、供用開始の区域が今、少しずつ拡張しておりますので、当然、入ってくる水の量も年々増えてきておりますので、なかなか現状としては、汚水処理費、削減に努めるということで先ほど説明させてもらったんですけど、なかなか、すごく大幅に下がるというのがなくて、先ほど浄化センターの業務委託の費用についても、年々今値上がりしている状況なものですから、現状をすぐ大幅に支出を抑えるというのが難しいとは考えているのですが、そうは言ってもコストを下げる取組は、当然そういう意識を持って進めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質問ございますか、14番。

○14番（松本正幸君） 意識は分かりました。処分先ですよ、その処分先は当てがあるんですか。その点について可能性としてあれば、早めにそういう方向を見出す必要があるんじゃないかなと思うんですけどどうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。下水汚泥の処分先につきましては、現状4か所に分散して搬出をしております。またあるとき、愛知県の田原市のほうに新しい処理場があるということで、情報を得たものですから、そちらのほうに視察等と重ねて金額面も検討した上でいろんなところに搬出して、当然安価だからって全部1か所に持って行っちゃうと、もし万が一その施設が、創業停止とか何か災害とかがあつて止まったときに、汚泥が搬出できないという状況を招いてしまうものですから、リスクを回避する意味で幅広く複数の業者と付き合いをさせていただいて、搬出のほうを、今、進めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。この点について何か質疑がある方、挙手にてお願いします。よろしいですか。

以上で、事前による通知を終了します。その他、質疑のある方は挙手にてお願いします。

3番。

○3番（坪井仲治君） 1個、ちょっと教えてほしいんですけど、この設備の容量というんですか、設備利用率というんですかね、それどのぐらいなのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。すいません、また決算に関する参考資料の13分の12ページをご覧ください。

こちらの（6）の施設利用率、こちらについてが今の現状の稼働の状況です。ですので令和5年度の実績が49.5%となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） これは系列は2系列あるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） すいません、もう一回、質問を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 3番。お願いします。

○3番（坪井仲治君） 設備は2系列あるんでしょうか、処理の設備。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。今、菊川浄化センターは2系列で処理しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（坪井仲治君） そしたら効率運用っていう面では、1系列50%、49%の利用率ですの
で、そういう運用の仕方っていうのも可能なんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。確かに処理能力的には1系列でもまかなえる
状況ではあるんですが、できるだけ浄化センター内の水処理の施設の中で、滞留時間を稼ぎ
たいと思っていまして、そういうことによって汚れた部分が沈殿して、上水のきれいな分だ
け川へ流れるような状況になるものですから、1系列でもし処理した場合だと、かなり流れ
が早くなってしまって、滞留時間がかかなり短くなるものですから、水質の観点から2系列で
今、処理しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。ほ
かにありますか。17番。

○17番（山下 修君） ちょっと教えてもらいたいですけれども、事業認可区域があって、
その中に排水が施設に完備されると。その後に、例えばその辺にアパートありますよね、北
館の、ああいうのが新しくできてくるじゃないですか。それで、それまでは2戸か3戸ぐら
いの戸数だったんだけど、松本のアパートにだって十何軒かってなるわけじゃないですか。
そうするとこの接続率の対象戸数っていうのは、これ、どんどん上がってくるという形にな
るんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。接続率の話にしてみると、建物1棟で1戸な
んで、1増えるだけなんですけど、人口なら当然またそういう人口が増えてくるものではな
ら、さっきの率が、1問目でお答えしたように、水洗化率と接続率がちょっと多少また変わ
ってきますが、率としては上がってきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） そうすると、供用開始後に区域内の人口は当然変わりますし、建物
によっては戸数も変わってくると。その変更は認められているということでいいわけですね、
当初の計画とは違っても。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。公共下水道の区域内であれば、特定環境保全の区域はまた別なんですけど、公共下水道の区域の中であれば、当然追加でアパートが新築されたとかというものについては接続していただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） 結構です。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） すいません、1点、自分から。接続率が80で、水洗化率は93と、これってどちらの数値を重要視したほうがいいのか。人が少ないところに一生懸命つなぐようなことをするよりは、たくさん多いところはしっかりやってもらうとか、そこら辺、もしこの接続率を考えるんだったら、その高齢者向けの行動をしていくとか、そういったことも考えなきゃいけないかなと思うんですけど。そこら辺の見解について伺います。

答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。基本的に課のほうとしましては、接続率を上げるために、建物を接続していただくようにですね、あと接続促進を行う際に、できるだけ使用料収入のことも加味して回っていくものですから、結構大きなアパートとか店舗とかを優先に、接続のほうはお願いに伺っているような状況で、あくまで使用料の収入を上げるという目的を一番に考えて進めているところがあります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

ほかにいないですか。16番。

○16番（横山隆一君） 自由討議のちょっとテーマにさせてもらえるんで参考までにお伺いしますが、供用開始が加茂とか、今、新しく認可されたところについては、特に加茂地域においては新しい住宅が多いわけですね。そうした場合の合併処理浄化槽を設置をされておられる方がほとんどなんで、その接続率について、何かそういった意見というのはあるんでしょうか。接続についてですね、新しく住宅を持たれた方の。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。今のご質問ですが、例えば加茂地区のお話をさせてもらいますと、加茂地区は比較的若い世代の方がたくさんいらっしゃるって、比較のお宅のほうも新しいものですから、合併処理浄化槽が設置されているケースが多くて、比較的

に接続の費用が安く上がるということと、私のちょっと考えというかお聞きした中の話なんですけど、感覚としては、若い方のほうが長く、当然これから生活されていくものですから、早めに、先ほど言ったように受益者負担金とか減額があるんですね、安いときに接続して長く使おうというのがやっぱ傾向としてございます。逆に、先ほど一人暮らしの方とか、まあ高齢の独り暮らしとかって場合につきましては、単独処理浄化槽がついて、当然、接続にかかる費用も100万円を超えるとかというお宅も結構お話を伺いますので、そういう方々は当然一人暮らしでそれだけのお金を出すというと、ちょっとうち実際には経済的な面から現実的にちょっと厳しいのかなって、お話を伺った感じではそういうふうに受け止めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（横山隆一君） ないです。

○分科会長（西下敦基君） ほかによろしいですか。11番。

○11番（横山陽仁君） 一つだけお願いのような形で。先ほどの接続率ですけれども、とにかく収入を増やすには接続率を上げるという、これが、令和5年が4,275の対象戸数があって、3,446戸しかいわゆる接続をしていない、80%。結局これ見ると、従来から800戸ぐらいがずっと残っているというような感じが見えるんですね。やっぱりここを何とかしないと接続率が上がってこない。これは今後の問題ですけれど、今後の問題の場合も同じように、これからいわゆる住宅が増えていくところへ管路がいくものですから、ここの接続率も低くならないようにやらないと。この2点ですけれども、その辺の心意気とやり方というものがありましたらお願いしたい。

○分科会長（西下敦基君） 質問ということでよろしいですか。

○11番（横山陽仁君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。心意気の。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。ご指摘のとおり従来から残ってしまっている戸数がやっぱりありまして、ちょっと先ほどのご説明と重複しますが、どうしても家を新築するとか、そういうタイミングがやっぱりあって、そのタイミングでつなげてくれる方がいらっしゃるものですから、なかなか3年前とか4年前に工事やったところについては、最初の一、二年目で接続していただけないと、ちょっと長期化してしまうというのが見受けられます。各お宅でも家のこういう、例えばお子さんがうちに帰られて、家を建てるときにやり替えるとかってそういう事情を、僕らもお話を聞いてしまうとそれ以上つなげてくれという

のなかなか言えないのが現状で、ちょっとそういう形で過去のもが残ってしまう。先ほど言ったように一人暮らしの方が、やっぱりどうしてもお金が100万円単位でかかるお宅があって、どうしてもそういう方が残ってしまっているというのが現状で、そのため、ご指摘のとおり800戸ぐらいのお宅がずっと残っているというのが現状ですので、ただそうは言っても私ども課のほうとしましては、ご指摘のあったように使用料収入というところに重点を置いて、できるだけ店舗であったり、水量を多く使われる施設を、住宅もそうですけど、そういう方をできるだけ私どもも調べて、そういう方を優先的に。なかなか一人暮らしの方でご理解というか、経済面的なことでも無理は僕らもお願いできない部分があるものですから、そういう方については順番としては後ろになってしまっているんですけど、使用料収入のことを重点において、接続促進のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すみません、確認ですけど、空き家もこれカウントされるんですけど、空き家が除去されたら、戸数は減っていくということではよろしいですか。この800件ある中にもまた空き家が何軒かあって、それが解体とかされれば、その数も減っていくということでもいいのかなと思ったんですけど。確認です。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。そういう情報が入ってくれば、当然分母になるものですから、分母のほうの数字も当然変えていきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 確認です。以上です。まだありますか。3番。

○3番（坪井仲治君） すいませぬ、時間がないので申し訳ないです。掛川で接続率の向上策かどうか分からないですけど、いらなくなった浄化槽をそれを雨水貯留施設に変えようということで、これ補助金を上限が7万5,000円か何かで出しているんですけど、そういった方向の考え方というのはございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。既存の浄化槽の再利用の関係につきましては、確かにそういう事象が、すいませぬ、私も記憶で申し訳ないですけど、三、四年やって1回あるかどうかぐらい。それはどうしても公共下水道をつなげていただく際に、浄化槽に落ちこたえるものですから、浄化槽本体を壊してしまうお宅も結構今多い状況で、浄化槽前に宅内排水設備がきているものですから、浄化槽の一部を壊して下水につなげてもらっているという事情が多いものですからね。ご指摘のとおり貯留槽に使っているお宅も本当に少な

いですけど、先ほど言ったように三、四年に1回ぐらいは出てくるんですけど、そこについては補助金は特にそういう事例が少ないものですから、課のほうとしては、その貯留槽としての補助金というのは考えておりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） あくまでも接続率の向上策の一つとして考えていただければということとで聞いたまでです。以上です。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 何回も聞かれたことかもしれませんが、駅北のほうに、例えば500戸ぐらいの住宅団地ができていると、複数の。その場合に下水道としての対応というのはどのようなのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。はい、鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。下水道課のほうの考えだけではなくて、今ご質問いただいたことに関しては、市の進むべき施策としてどのように開発をしていくか、あるいはそれを進めていくかというところに関わってくる話ではあると思っています。したがって、我々下水道課のほうでこうしますというよりかは、市として、まず駅北開発のほうをどのように進めていくかに大きく関わってくる話として、まず都市計画課とか建設経済部としっかり話をしていけないといけないという認識です。

その先にある下水としてどういう計画に基づいて進んでいくかは、今言った大きな考え方がどのように進んでいくかということをしっかり受け止めた中で、また下水の進むべき方向は、これから考えてしっかりと、段階が来ればお話をしていくようになると思います。現状でいけば、今の議会の皆さんにご説明を申し上げているのは、第4期8年度までの事業計画についてはしっかりと進めていきます。そこまでに今なっていますので、それ以上のことに關して今なかなか言及できることはありませんけど、下水単独でどうということではないものですから、中でしっかりと話をしていくところにも、協議をしっかりしていこうという今現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） もう少しざくばらんで柔らかい話で、今の下水処理場が500戸ぐらい増えてもちますか、それから途中の輸送する管路の径が現状のままで大丈夫なんでしょうか、そこら辺の感覚ではどうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。大部分を宅地分譲等については、浄化センターの処理能力を1回確認する必要があるかなと考えています。

管のほうにつきましても、基本的には区域を定めているものですから、その中でも特に100%埋まるってということも想定してはいるんですけど、そこについては一応、管の能力的には問題ないとは認識はしているんですけど、再度そういう大きな事業については確認していく必要があるかなと考えております。

以上です。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、もうよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、以上で質疑を終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上発言をお願いします。

すいません。じゃあ自分から。施設の利用率で、今が令和4年が49.2%で、令和5年で49.5%で、0.3%しか増えていなくて、一応85%の利用率を目指すということで、大分余裕ができちゃっているかなと思いましたが、それこそ山下議長が言われたように、やっぱりここをもうちょっと考えていくとか、あと、やっぱりなかなか一人暮らしの方に接続をお願いしても、なかなか難しいんじゃないかなということも思いましたので、こころ辺は市として考えていくべきことかなと思いましたが、ここもまた今後も議論が必要なのかなと。あと残りの計画の戸数で、本当にどこまで利用率が伸ばせられるのか、そこら辺の計算もしていただかないと問題があるかなと私は課題と考えました。

以上です。

ほかに、6番。

○6番（須藤有紀君） 本当に委員長がおっしゃることにすごく私も賛同という感じでして、区画の線からすぐ隣に新しく3つぐらい建てたいといったときに、下水道を利用したいといったら、区画外なので隣接はしているけれど区画外なので、下水道につなげることは許可できませんという話があったということで、不動産の会社から聞いていまして、利用率が49.5%だったら、そのうちの10%分ぐらいは新設、区域外でも新設を希望するところには可

能にするとか、もうちょっと臨機応変な対応をしていただいたほうが、施設利用率も上がっていくし、800戸ぐらい現状維持して推移しているところがあるというのはお話もあったと思うんですけど、800戸が新しく管をつなげる見込みがないのであれば、もう少し臨機応変な対応を考えていただいて、利用率を上げていただくことも検討いただいたほうがいいんじゃないかなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに討議があればよろしくお願いします。先に2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど高齢者の独り暮らしの下水道の話が出ましたけれども、老人福祉的に言えば、やっぱり高齢者というのは保守的になりますし、非常に警戒心も強いということでございます。ですから、高齢者の心理状態を考えていただくということで、そこを強引にというか、してはいないんですけれども、そこを重点的に下水道を完備するということではなくて、そこも同時進行でやるけれども、ほかのところに下水道の処理というか設備を整えるというのが、やはり一番自然じゃないかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。私のうちの近所でも、道路があって反対側のうちは下水道につながっているんですが、今度は反対側の畑を宅地にして、うちを建てて、下水道に、ここを通っているんですよ、管が、つなげたいとそういうことで話をしても、この区域はそういう区域じゃないから駄目、と。さっき委員さんが言われたように、加茂も50戸ぐらいの新しい住宅のところも全部、浄化槽。せっかく新しいうちを建てるのに、当然下水道につなげてくれるんだと思って入ってくるんですよ。ところが駄目だと言われて泣く泣く浄化槽で、あれやっぱり匂いがどうしてもちょっとするんですよ。だから住みよい菊川市を、あれするんだったらそういうところも今言われたように、実施率っていうんですか、そこが100%じゃないんだから、新しくそういうところを融通を利かしてやっていただいたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、接続率の話が一番重要だと思うんですが、現在、利用認可区域というのは429ヘクタールで、そのうち今現在が356ヘクタールで、83%の事業率ですね。じゃあこの事業が黒字化するかということ、今言うように、一応割っているんですよ、

96%ぐらいしかない。これが1になるかという、今言うように800戸全部をついだときにどうかという状況になったときにもならない。ただ、今言うように、なぜこの下水道事業を進めるかというのはやっぱり環境の問題なんですね。やっぱり同僚委員も言うように、事業認可されているところでも、今言うように、タイミングの問題でその気があってもなかなか接続ができる状況ではないということもあるだろうし、やっぱり補助金があっても合併処理浄化槽を入れなければ、建物として生活できないわけなので、その辺の、特に南部第2というのは住宅が非常に多い地域で、しかも若い人たちが居住しているところが多いということで、非常に状況はあまり良くないですね。その辺のことで、今後の下水道事業っていうのは大変でしょうけども、進めていかざるを得ないという状況だと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ありますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。設備の利用率というところで49%で低いという話なんですけれども、これから世帯の1世帯当たりの人数がどんどん減っていく状況になると思いますので、接続率がこれから下水の発生量がどんどん減っていくと思いますので、現状維持でしたら多分廃棄の量、下水分量も減っていくかと思います。そうした場合に、先ほど2系列使わないと流量がってこと、処理速度ですか、おかないと水質が良くならないということを書いていましたけども、1系列運用っていうのも将来考える必要があるかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 自由討議は以上でよろしいですかね。それでは採決に移ります。

採決をさせていただきますが、議案第60号、令和5年度菊川市下水道事業歳入歳出決算の認定について議案のとおり認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員でよろしいですね。議案60は議案のとおり認定するものとなりました。

以上で、審査を終了いたします。

ここで1時まで休憩とさせていただきます。

閉会 午前11時55分

再開 午後 0時55分

○分科会長（西下敦基君） じゃあ一般会計予算決算委員会の総務建設分科会に切替えます。

議案第53号 令和5年度菊川市一般会計歳入歳出決算認定についての総務建設分科会所管に関わる項目についてを議題とします。

初めに、総務部の審査を行いますので、中川総務長、所管する課名等を述べてください。
中川部長。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。所管する課は総務課、市長公室、それから地域支援課になります。総務部ではありませんが、関西事務局もこの後同席をさせていただきます。

それから審査の順番ですけど、勝手に言って申し訳ないんですが、市長公室からやらせていただいて、ちょっとこの後のど自慢の関係で、アエルのほうで打ち合わせがありまして、急遽そちらのほうに行くことになりましたので、すみませんけど、途中退席を、審査が終わり次第行かせてもらうような格好になりますけど、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、今伝えられたように営業戦略課、現市長公室の決算審査を行います。質疑を通告順に行いますので、営業戦略課の3ページのところですね、私から質問になります。

2款1項2目の広報・公聴費で、質問内容が事業成果詳細でSNSによる各種の情報発信がされているが、受け手の市民の理解、反応はどの程度向上しているのかと考えているのか伺います。

答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 公室長でございます。

ただいまの西下委員のご質問にお答えさせていただきます。

SNSによる各種情報発信におきまして、受け手の市民の理解、反応はどの程度向上していると考えているかについてですけれども、現在SNSは市民の生活に根づいた身近なツールであり、多様な世代に向けて有効に情報を届ける手段であると認識をしております。

情報発信に関しては、私ども、市民の皆様が理解しやすいよう、簡潔で分かりやすい表現を心がけ、画像やチラシなどを活用することで視覚的な理解を促進しています。

また、最新の市政情報やイベント情報、先日の台風10号に関する防災情報などにつきましても迅速にお知らせをしております。

市民の皆様をはじめとする受け手側の反応につきましては、投稿に対するいいねやシェア

といった肯定的な反応のほか、令和6年の市民アンケートの自由意見では、SNSを通じて手元にいろんな情報が届き、市の取組を知ることができるといった評価をいただいていると感じております。

また、SNSのフォロワー登録者数についても、令和5年度末で2万96人となり、1年間で1,160人増加をしております。

市では、全庁的な情報発信の向上のため、庁内組織の名称を広報・ホームページに開放、令和5年度から情報発信推進課に変更しております。情報をたくさん発信するだけでなく、市の職員がそれぞれSNS媒体の特性を理解し、受け手側に伝わるメッセージを発信できるよう、引き続き情報発信の質の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。どんどん発信して、市民の方も若い方も増えていけば、このSNSの効果が広まっていくのかなと思いましたので、ぜひまたこういったことを進めていただければと思います。

私からは以上です。

ここの関係することで何か質疑があれば、なければ、次の坪井委員から質問をお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。よろしくお願いします。

2款1項2目で、菊川市魅力発信事業費ということです。

菊川市応援大使における魅力と元気の創出の取組の具体的内容と効果、改善点は。

それから移住定住ページのアクセス数が8,201件とありますが、移住につながる商談があったのか、どのような情報に興味を持たれているのかをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

ただいま坪井委員の菊川応援大使における魅力と元気の創出の取組の具体的内容と効果、改善点につきましては、令和6年の2月22日、首都圏に在住の応援大使の方々との交流会を東京の移住交流の情報関連で開催いたしました。応援大使の皆様と駅北を中心としたまちづくりやシティプロモーションなどのテーマで懇談を行いまして、首都圏で活躍している大使から、外から見た菊川市の魅力について知見を得ることができたとともに、菊川市と応援大使との顔の見える関係づくりにつながりました。

また、応援大使の中には菊川市のプロモーション動画を作成していただいた方もございまし

て、このプロモーション動画は都内で開催された移住フェアの際に、菊川市の魅力を紹介するツールとして使用させていただいております。この方には、市内の高校生を対象とした動画講座の講師としても協力をいただいております。

そのほか、今年度に入ってでございますが、交流会に参加された応援大使の方が菊川駅周辺の開発に関するワークショップを産業支援センターE n G A W Aで開催するなど、応援大使の持っている能力を市の事業に生かしていただくというような効果が生まれております。

改善点としては、応援大使の方との接点がまだ少し少ないということが挙げられます。応援大使の方々と定期的にコミュニケーションを取りながら、応援大使であることの満足度を高めて、より一層応援大使の皆様が積極的に菊川市のP R活動をしていただけるよう取組を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、移住定住ページのアクセス数、移住につながる相談があったのか、どのような情報に興味を持たれているかにつきましては、令和5年度、メールや電話、ホームページを通じた問合せ、窓口への来庁などの移住相談が33件ございまして、この中には、移住定住ページが相談のきっかけになったケースも含まれていると考えております。

都内で開催された移住相談会等のイベントで、来場者に移住定住ページを紹介するなど、市としても広報に努めてございます。

また、よく見られているページとしましては、市の概要や移住に関する支援制度が掲載された菊川ライフのページが最も多く、次いで市の最近の話題が掲載されている菊川アラカルト、移住者へのインタビュー記事が掲載された菊川ピープル等のページが多く見られております。以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 応援大使、何名かメールかと思えます。私も実は登録しているんですけど、応援大使の皆さんからのフィードバックというのは、プロモーション動画等作ってくれる方はいたんですけど、それ以外にございますか、個人的に。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

そうした応援大使ということで、作成時に、登録いただいたときに名刺をお配りをさせていただいて、それぞれそれを各自で配っていただくということでP R活動をしておりまして、本年度またなくなったら名刺をお作りをするというようなことを呼びかけたところ、何人か

の方から名刺をぜひ下さいというようなお話も伺っておりまして、そういうところでまた私もレポンスよく返させていただいていることもありますので、皆さまそういったところで、自分の身近なところで名刺を配って、菊川市の応援大使ということをPRしたりとかSNSで発信をしていただいているというふうな理解をしているということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） その応援大使さんですね、名刺を持ち、来るタイミングでも何でもいいんですけど、市民の皆さんと接触して、菊川市に対してこんな要望とか、そういう情報はどうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

今、直接、営業戦略課、市長公室のほうにどうしてもご提言とかご意見というところはちょっといただくというところは私の記憶の中ではないんですけども、またそういった意見をちょっといただくような形でコミュニケーションこれから取っていったりとか、また市内を対象とした中で交流会するとか、皆さまでご意見を集うような場を持つことができればということ課題の中で改善していくということで考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。

この中で、ちょっと自分が思ったんですけど、移住ページで、相談が33件あったということで、その内容、意見とか、どういった相談があったとか、そこら辺、もし分かればお願いします。

答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

移住フェアというところで、参加をしていただいた方々の中でですね、ご相談内容として、どんなまちか教えてほしいとか、地域の特色が知りたいというようなお話ですとか、現在の仕事を早期リタイアして、移住後はちょっと静かにまちで暮らしたいというような内容であったりとか、会社を定年退職後、静岡に移住を希望されていたりとか、両親を亡くされて身軽になったので新しい生活の場所を探しているというようなところで、ちょっと漠然とした感じの中でのご相談に来られたというようなことが多いような形になっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

自分からは以上です。

これに関して、ほかに質問のある方は。よろしいですか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。大変細かいところで申し訳ないですけど、先ほどご答弁の中で、移住定住ページの2、飛んで移住相談に来られたケースもあると思いますという答弁だったと思うんですけど、相談に来られた際にアンケートとかは取られていないんでしょうか。きっかけをヒアリングしたりとか、そういうことはされていないんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

明確にアンケートシートできっかけというのは取らなくて、相談する中でどんなきっかけでということを知ったりとかというような形で当時対応させていただいた形でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかによろしいですか。

なければ、3番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 事業は同じところでありますけれども、菊川市魅力発信事業、決算書のページ38ページになります。市政方針の中に、お茶と愛がつながる政治家を目指すという言葉がありました。どのような状態を指すのか。お茶の間テラスを設置した効果をということで2つ質問をさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

松本委員の市政方針にお茶と愛がつながる政治家を目指すとされているが、どのような状態を指すのか。お茶の間テラスを設置した効果についてですが、お茶と愛がつながる政治家とは、茶畑の中心で愛を叫ぶという、茶畑に向かって愛を叫ぶというユニークなイベントをきっかけにして、菊川市や菊川の特産のお茶を知っていただきまして、会場となった中央公園が愛を叫ぶ聖地や、広大な茶畑の風景を楽しめるスポットとして市内外の方に認知をされまして、菊川市の魅力の一つとして定着する状態をイメージしております。

また、お茶の間テラスの設置でございますが、お茶の間テラスが完成したのは令和5年度末でございましたので、令和5年度につきましては、茶道協会にご協力いただきまして、叫び台の眼下に広がるお茶畑にお茶を楽しめる座席を設けまして、訪れた方々に茶畑の中でお茶を楽しんでもらうとともに、愛を叫ぶ人、通称叫びストの皆様の愛の叫びを受け止めていただきました。当日は市内75人、市外17人の方が利用しまして、茶畑の真ん中で飲むお茶は景色もよく、ゆっくりできたなど、好評の声をいただいております、お茶と茶畑の魅力を

多くの方々に伝えることができたと考えております。

また、移動式のお茶の間テラスにつきましては、令和6年度の茶畑の中心で愛を叫ぶで活用しまして、茶畑の中心でのんびりとお茶を楽しむ特別な時間を過ごしていただきました。

こうした活動を通じまして、会場である中央公園の目晴らし台、またこの周辺がお茶と愛がつながる聖地となるよう、引き続きPRに努めてまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

今説明がありましたけれども、県内外に知らせるようなイベントとして取り組んでいるということでもありますけれども、実質的に多くの人を呼び込む一つのイベントとして、効果的に進める必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、先ほど本イベントの集客の関係は説明がありましたけれども、僕の調べているのでは19組63人ということですが、先ほど説明したのはちょっと多かったんですけれども、また、いわゆる目標とされる集客、今後。このイベントを恐らくもう少し継続して進めるでしょうけれども、そういった目標とされる集客、こういったものはどの程度に考えられているかをお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。

先ほど私が申し上げた人数につきましては、市内75人、市外17人の方は叫ぶ方ではなくて、茶畑の茶席でお茶を出した方の人数ということで。

○14番（松本正幸君） イベントと違うんだ。

○市長公室長（赤堀景介君） そうですね。来場された方のその中の一つということで、叫ぶ人というのは、ご見学、ご来場いただいた方はご承知のことと思うんですけれども、全体の時間がございまして、叫ぶ人の時間をあまりこれ以上長く取ることはできないかなと考えておりまして、叫ぶ人については基本的に現状、皆さん多くの方々が集まっていたいてるかと思っておりますので、私ども、今回もNHKで全国放送でも少し取り上げられたところで、メディアで広く発信をされるというところ、またSNSで私どもも発信して、それが拡散されるということが一つ魅力の発信というところを主に入り口になるところで、あとまた、会場に叫ばなくても茶席を楽しむとかいうふうに来てくださっている方もいらっしゃいますので、来年度開催する中で、叫ぶ人とか、お茶のこういった雰囲気を楽しむ方々の来場者をもう少し増やすことができればというところと、またそこメディアの発信というところ

ろを頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） メディアの発信は分かるんですけども、要するに少しイベントとして少ないじゃないかなと思うんですよ。集客力ですよ。そういった面で、先ほども聞いたんですけども、目標とされる考え方、どれくらいの程度を見込んでいるかということに触れていないんですけども、その点について、再度お伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。

令和5年の数字になりますけれども、このときに菊川ということで、一応101名の方々が当日参加されまして、こちらスタンバリーとか要請を受けた方々、会場に来られて叫ぶ声とかを聞いていただいた方がいらっしゃいます。まずここは100名というところでありますので、具体的な人数ということで、今物すごく物足りないですけど、その100名よりもさらに上積みをしていきたいというようなことで、何とかそれを120、20でもといった形で増やしていくことができればというような形で考えているところでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

ここについて、ほかになれば。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

財源のほうですけど、県の支出金の50万円が減額になっているというのは、これはどういったことでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室でございます。

令和5年度につきましては、県の東アジア文化都市の事業に採択をされまして、2分の1補助ということで、その金額を県のほうから補助いただいたというような形になりまして、それ以外は一般財源から持ってきたような形でございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

そうしたら、次のところは3人から一応質問が出ていますので、順次していきたいと思いますので、最初に東委員からお伺いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

2款1項7目、移住定住交流促進事業、33ページです。移住相談会に来られた方の移住先へ

の希望の内容を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。

東委員の移住相談会に来られた方の移住先への希望内容については、先ほども少し触れましたが、東京都で開催されました移住相談会の来場者ですけれども、満員電車での通勤に疲れたとか、都会の喧騒から離れてのんびり暮らしたいというような形で話す方が多くいらっしゃいました。また、気候が温暖な地域がいいや富士山が見える場所に住みたいといった自然環境を重視する声がある一方で、車を持っていないことから交通アクセスのよさを求める方もいらっしゃいました。

今年度開催されました同様の移住相談会では、住居取得費用や賃貸住宅の相場を知りたい、農業を楽しみたいので農地や広い庭が欲しいというようなご相談も提出されているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

そうしますと、通勤に疲れたとか、のんびりする、気候がよく富士山が見える、車を持っていないということなんですが、年齢層というのは分かりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。

ちょっとランダムになりますけれども、概ね30代から60代という形で、結構ばらばらに、一応20代の女性の方と、20代から60代までの方々が来られるというような状況でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問よろしいですか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 次の質問で山下委員さんからお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。

同じく、移住定住交流促進事業ということで、中京圏や大阪圏からの移住者はどの程度あったのか。あるとすれば、移住者支援の対象とすべきではないかということでお考えを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。

山下委員の中京圏や大阪圏からの移住者数はどの程度あったか。あるとすれば移住者支援の対象とすべきではないかについてですが、令和5年度の移住者は8世帯、16人おりまして、そのうち愛知県からの移住者が1世帯、2人ございました。

移住者に対する支援でございますが、市では国の方針に沿い、東京一極集中の是正を目的とした取組として、東京圏からの移住者に対する移住就業支援事業費補助金を設けております。委員ご指摘のとおり、中京圏や大阪圏も大都市圏でございますが、現状では国の定める対象が首都圏のみとなっているため、同補助金の対象外となっております。

その他の移住者支援につきましては、都市計画課が所管しております菊川市若者世帯定住促進補助金や、企画政策課の菊川市結婚新生活支援事業費補助金等がございますが、これらについては、中京圏や大阪圏からの移住者の方々も対象となります。

また、県の西部地域は首都圏からの距離が遠いことなどから、首都圏からの移住者の認知が低いことが課題となっております。

そこで、県の西部地域局が取りまとめを行いまして、名古屋で開催されている移住フェアの参加自治体を募集するなど、中京圏を意識した取組も行っております。

また、県の西部地域局と西部地域の市町が参画する西部地域移住定住担当連絡会議などで情報交換や情報の共有を行っておりますので、また、こういった取組も参考に、次の何かいたしることがあればということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。この国のほうの支援は受けられないということで、ぜひ県がそのように主体になって、支局ですか、やられるちゅうことですから、県のほうから支援を設けていただくように、ぜひ今後お願いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 御意見ということでよろしいですね。この点、この質問は松本さんのやつもあるんで。

〔「じゃあ、それで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 先に松本委員から3番目の同じところの質問が出ていますので、まずこれをお願いします。

○14番（松本正幸君） 同じ移住・定住促進の関係なんですけれども、施策の課題の分析、また今後の取組策、いわゆる構築のスケジュール。それとあと、まあ、先に取組を聞きます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。松本委員の移住・定住促進施策の課題の分析、今後の取組策構築のスケジュールについてですが、首都圏で行われた移住フェアでは、来場者の多くは菊川市のことを十分に認知しておらず、認知度の向上が課題であると考えております。

現状は、他市町の情報を聞きに来たついでに、菊川市に相談に来るケースが多いように見受けられますので、菊川市を知り、興味を持っていただくための取組が必要であると考えております。

今後は、認知を拡大するために、今年度ですが、市の公式SNSを活用したプレゼントキャンペーンを実施し、SNSの閲覧数やフォロワー数の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降、これまで参加してきた県主催の都府での移住フェアのほかに、首都圏や中京圏で開催される移住フェアへの参加なども検討し、菊川市の認知度を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。移住定住施策を促進する方法として、全国を少し見てみると、支援の方が非常に多いんですね。いわゆる移住提供支援っていうかね、そんな関係でいくと、先ほど課長のほうから説明しましたがけれども、4つばかり、うちのほうは、菊川市の支援はあるわけですがけれども、いわゆる、こう見てみますとね、地域おこしもいわゆる協力隊の関係もありますし、あと、引っ越しの費用の補助、それから家賃の一部補助、それから空き家取得費、改修費の補助とか、とにかく、赤羽君のところのセクションでなく、ほかと連携するような、いわゆる補助の支援の方法があるわけですね。国の方針とかっていうものもありますので、これはおそらく23区ということの中での補助の支援だと思いますけれども、やっぱり、地域独自でも支援方法を考えるべきじゃあないかなと思うんですね。移住・定住していただくための支援をやっぱり独自で考えて、やっぱりその独自事が効果があればおそらく来てくれるんじゃないかなと思いますのでね。その考え方について伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。おっしゃるとおり、私ども市長公室だけのパッケージだけでなく、市全体ということで、移住・定住でこれだけのプランが

あるということで、もっとにもあってもいいところもありますし、また各市町でもそういったところで一覧で、こういった補助金とか助成制度も受けているとか、今、比較的（ ）を受けることができますので、やはりそういったところで、見させていただいて参考になるものとか、移住なくて、やはりこういったものがあるというところに効果があるんじゃないかというところは、ぜひしっかり情報収集をして、委員おっしゃるとおり、補助とか助成制度、国とか県の使えるものは使った上で、効果的なものがあれば、ぜひ新しい制度といいますか、プラスして創設していくとか、設けていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。14番。

○14番（松本正幸君） 産業支援センターでもね、創業支援とか企業支援の関係については取り組んでおられるものですからね、そういった面も含めてね、やはり先ほど言いましたように、市の庁舎全体でいわゆる連携しながら取り組むという一つの手法をね、それでまとめることができれば一番大きいんじゃないかなと思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中川部長。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。松本委員から以前、御質問いただいている、例えば空き家の活用という話の中では、今年度、都市計画法で調査をしてもらっていて、そこで所有者の方とかいろんなニーズ把握をこれでまとめていきますんで、そういったニーズに対してそういったものが我々が提供できるかっていうところは、市長公室を始めとしまして、例えばさっき農業会だったり、話もあったので農林委員会であるとか、空き家の方の活用検討の会議の中にはそういったいろんな部署が入っておりますんで、そこを横連携取りながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○委員長（西下敦基君） この3つ同じところですけど、ここで御意見あれば。2番。

○2番（東 和子君） 確認をさせてください。令和5年度に8世帯16人が移住されたというふうに聞いたんですけども、その方たちっていうのは、ここで仕事を就労されているのか、それとも、のんびり、気候がいい富士山が見えるってことで、そういう時間を楽しみたい方なのか、ちょっとそこの辺の具体的な説明をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。どうぞ。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。申し訳ございません。私どもつかんでいるこの世帯人数につきましては、私どもはそもそも設けている制度を御利用になられている方というところで、人数を把握しているものですから、すいません、その方々がどのような生きているとか暮らしを送っているところまでは、全て把握しているわけではないものですから、すいません。そこはちょっと分かりかねるところでございます。申し訳ございません。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。ほかになければ、最後に須藤委員からの質問でお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2巻1項7目市政20周年記念事業費について伺います。

説明資料が34ページ、タブレットで36ページになります。

委託料減により執行率が60.9%ですが、その要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀市長公室長。

○市長公室長（赤堀景介君） 市長公室長でございます。須藤委員の委託料、大幅削減により執行率が60.9%だが、要因はについてですが、啓発物品政策業務の委託業者、こちらを入札で選定したんですけれども、そこは予定を大きく下回る金額にて落札されたことによるものです。

入札には5社が参加しまして、結果、静岡市にあるたき企画という業者さんが落札をされました。この滝池角様は、静岡県庁のほうで、こうした啓発物品、のぼり綿やクリアファイルの啓発物品の取引実施が多数あるということで、今回のようにある程度まとまった個数の場合は、スケールメリットを生かした金額を提示できるということで、今回、他者に比べても、より安価な金額で落札をしていただけたものと考えております。

なお、この業者から納入された実際の物品につきましては、検査も合格して問題なく使用させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁はございますか。ほかはこの件についてなければ。

最後に営業戦略課の中、市長公室の中で絶対に何かいつもやる場をお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） すいません、3番ですけれども、お茶の間テラスなんですけれども、カラーリングが非常に茶畑にマッチングするようだと思うんですけど、あれを色変えるつもり

はございませんか。

〔「いちいち」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。お茶の間テラス自体は、茶業進行課の方が預けやっているものですから、テラスのもの自体が、はい。今のところ多分そういったお話は聞いてはいません。

○委員長（西下敦基君） 茶業振興課。

○総務部長（中川敬司君） はい、そのときにたまたましよければ質問してください。

○委員長（西下敦基君） この前現場でお話したとおり、あのとき。よろしいですか。はい、ほかになければご退席ということで、お願いいたします。お疲れさまでした。

〔「はい、ありがとうございました」「はい、これで総務課に戻ってきますので」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、よろしいですかね。続いて総務課の決算審査についてです。事前通知順に質疑をお願いします。一つ目は東委員にお願いいたします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2巻1項1目人事管理費、6ページです。

保健師3名の内定辞退者の内容を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。東委員の御質問にお答えします。

令和4年度に保健師3名が内定を辞退した理由につきましては、本人のほうに聞き取りをしたところ、静岡県でありますとか、地元の自治体の採用資源に合格したためというふうに聞いております。なお、3名につきましては、いずれも市外からの受験者となります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。再質問ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。この保健師さんという職業は看護師資格を持って、なおかつ保健師資格、2つの保健師さん資格を持っていないとなれない資格なんですけれども、実際に現場サイドでは3名の方が辞退されたということで、今現在の福祉的なケア勤の業務というのが、この不測に対して対応ができているか、ちょっとそこら辺を確認させてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。令和4年度3名辞退ということで、退職者の補

充ができなくて、会計任用職員をお願いしたりというところで、対応させていただいて厳しい状況だったという、令和5年度は厳しい状況でした。

令和5年度に実施した採用試験では3名を採用することができましたので、それでもまたちょっと1名、予定していた人数よりは少ないんですけども、3名採用できたということで、今は5年度に比べると、そのときには充実したといいますか、そのような状況となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。再質問ございますか。

○2番（東 和子君） 2番 東です。まだ1名不足ということなんですけれども、やはり保健師さんとの地域の福祉、医療も関連して現場で支えられている方なので、早く不足されている方を補充をお願いいたします。これ要望です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 御意見ということで、すみません、ここで4人から出ていますが、それぞれやってから全体で質問してもらいますので、2番目の質問を私からさせてもらいます。同じところで、質問内容は取組の成果で、どうか、1名、3名の訪問があったが、採用に至らなかった件について伺う。また、今後採用できない可能性がある。庁内の育成などを行っていくなどの検討はされているのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。辞退の御質問にお答えいたします。

土木建築3名の応募がありましたが、採用に至らなかった原因についてですけれども、3名の応募者のうち、1名については他の自治体の内定が出たということで、本市の採用試験を受験する前に辞退をされました。残りの2名につきましては採用試験を実施したんですけども、その2名とも合格基準に達しなかった。ちょっと一般質問のときもお答えさせていただきましたけれども、専門性っていうところで、そこまで専門性のある方ではなかったということと、勉強してきた学科のほうはソフトの部分を勉強してきた方で、そうすると、他の一般事務の受験者と比較して、これから育てていくといったことを考えた場合に、同じような条件であれば一般事務の方をとって育てていったほうがいだろうと。そういうようなことがあって、2名とも不合格となりました。

次に、町内での育成でございますけれども、静岡県との現地交流において、毎年土木部門のほうに中堅の職員を派遣して、そこで勉強してもらっています。ほかに土木建築に係る専

門的な研修を実施している機関がございますので、そういったところに派遣したりでありますとか、あとは事業系の部署の中で移動を行い、経験を積ませるということで、技術系の職員として育成を進めております。

また、建設経済部に静岡県から土木系の技術職員の派遣、今は参事兼都市計画課長としていただいておりますけれども、そういった技術職員の派遣を受ける中で、当該職員から実績や技術の伝達指導により、必要を図っているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁がありましたら、なければ、3番目の松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 人事管理費の分で、改善案のところに書いてあるんですけれども、新規対応試験の募集並びに対応方法の検討とされておりますけれども、現行の募集と対応方法はどのようにされているのか、また、現行の課題と具体的対策についての考え方を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えします。

初めに、現行の募集と対応の方法についてですけれども、募集の方法につきましては、3月に受験を考えている学生さんでありますとか、保護者の方を対象に牧野原市、御前崎市と3市合同職員募集説明会をプラザきくろなどで実施して、市役所の業務について知っていただく機会を設けております。

その後、募集要項を市の広報誌やホームページ、SNS、民間の求人サイトなどに掲載して周知を図っております。その情報解禁というか、それに合わせて県内の大学や高校に職員が直接足を運びまして、就職担当者に対して募集要項の説明でありますとか、ポスターの掲示を行い、学生、生徒に対する受験の鑑賞を行っていただいております。

受験の申込方法につきましては、令和5年度までは、受験申込書は手書きで記入し、提出も持参または郵送のみとしていましたが、受験者に対して実施したアンケートの結果で、いわゆるウェブによる申込みの希望が多かったということから、今年度から従来の提出方法、手書きによる提出方法に加えまして、ウェブ上での記入提出もできるように変更いたしました。

採用の方法につきましては、3段階で選抜を行っており、一次試験が筆記試験と課長級職員による集団面接試験、二次試験が上級職員による個人面接試験と小論文試験、三次試験が

市長、副市長、教育長、総務部長による個人面接試験という形で実施をしております。

令和4年度までは、二次試験を集団面接という形で実施しておりましたが、令和5年度から受験者のことをより深く知ることができる個人面接の方式に変更をしております。

次に、現行の課題と具体的対策についてですが、採用試験における一番の課題につきましては、事業成果書に記載のとおり、専門職の応募が少なく採用に至らないところであり、特に、土木建築については、民間等とも共募するとか、自治体と共謀するということなどでなかなか厳しいところです。

具体的な対策といたしましては、事業成果書に記載したような取組を令和5年度に行い、一定の成果を得られたところですが、保健師につきましては、本市の現役の保健師が受験者に対しまして、実際の業務について詳しく説明するというような機会を設けておりまして、それによって本市で働くイメージの明確化がなされ、実際の受験行動と採用につながったという面が大きかったと言えるところがございます。

売り手市場という状況の中で競争するところが多い中で、専門職の職員を採用するというのは、すごい困難な面が大きいですが、先ほどの保健師の例にもありますように、市で実施しておりますインターンシップや就職説明会、ガイダンス機会などの機会を通じまして、本市に今日、目を持ってくれた受験対象者との個別のつながりを第一にして、実際の受験採用につなげていきたいとそうように考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、相場課長のほうから説明がありましたけれども、いろいろ工夫をされているということは分かります。全国の事例を見ても、なかなかはっきり言って、これがこうだということ、なかなか言い切れない状況にあるということが言われておりますけれども、当然、筆記試験の関係から、筆記試験も重視してきたわけですが、やっぱり考え方によっては人物重視、こういう方向に動いているよということは確かだと思います。その面も含めて、先ほど説明があった集団面接っていうのが一回やられたということですが、それを排除した理由というのが何か。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。集団面接は、以前の試験のときは一次試験で集団面接、4人か5人。二次試験のときも部長級職員が4人とか5人の集団面接というやり方をしていました。

そうすると、集団だと4人とか5人なので、あまり個人の細かいことって言いますか、それを聞きにくいというところがあって、質問を深掘りできなかったのも、部長級職員がやる面接試験について、そこを集団面接じゃなくて、一人一人の個人面接に変えさせてもらって、個別にちょっとほかの人にあまり聞かれない、聞かれないとか、聞かれないほうがいいものな内容についても踏み込んで質問をさせてもらって、ちょっとほかの受験者の人にそういうことまで言いたくないであろうことも答えていただいているというようなやり方に変えたというものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁がございます。再質問ありますか。14番。

○14番（松本正幸君） この藤見野市というところがあるんですけどね、藤見野市。これが採用直結型インターンシップを対応していると書いてあるんですけど、意味がちょっと分からんですけど、そんな手法をとっているところもあるので、こういう形をとって、果たして菊川の市の職員の採用試験で受け入れられるかどうかということは本当に分からないことだもんですからね。やっぱり実情、いろいろな分析をしながらこういう形にしていけばどうだということを研究するということが書かれておりますので、それがすぐ対応できるかということは、非常に難しいところであるということは分かっているんですけども、ぜひ研究を続けていただき、成果を上げるような募集、こういったものを取り組んで、ぜひよい職員を選択していただきたいと、このように思います。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すみません。あと山下委員から質疑をしていただいて、全体でお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 同じく人事管理で、ストレスチェックの結果と、その対応、処置の状況はどのようになっているかということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

ストレスチェックは、菊川病院は、この予算科目とは別途で、病院の予算でやっていますので、それ以外の正規職員と、あと所定労働時間が正規職員の4分の3以上である会計年度任用職員を対象に実施しております。

令和5年度は543名が受検しました。ただ、543名受検したんですけども、ちょっと回答内容に不備があったものがありますので、そのうち、ストレスチェックの判定可能だったもの511

名のうち、高ストレスと判定されたものは62名、率にすると11.4%となりました。令和4年度は64名、13.5%でしたので、少しではありますけれども、率としては下がっております。

対応の措置としましては、この高ストレスと判定された職員に対しては、外部委託の医師による面接の受診勧奨を行っております。その受診勧奨を行った結果、8名が医師との面接を受診しました。

面接をした結果、特にそのままでいいよという方はそのままなのですが、医師から就業上の措置が必要というようなものは、私のところに通知として届きます。そういう通知があったものについては、私がその職員と面談を行いまして、事情を聞きまして、その事情を聞いた上で、所属長に対して仕事の量を調整するようでありますとか、あと他の職員との関係性が原因となっている場合については、そこら辺に配慮するような依頼などの措置を行っております。

また、ストレスチェックの市役所全体の結果というのが出るんですけども、その中で30代後半の職員に高ストレス者が多かったということで、当該年代を対象に自分のストレスを適切にコントロールしていくためのセルフケア研修というものと、あと各管理職を対象に部下のメンタル面のケアについての注意点等を学ぶラインケア研修を実施させていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） いろいろ仕事の量を減らしたいというようなお話になりましたけど、実際に長期休養に入ったとかと、そういうような事例はなかったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ちょっとこのストレスチェックで、高ストレスとして、令和5年度に精神的な不調の原因で、休暇なり休職に入った者はいます。多分そういった中で、ストレスチェックで、高ストレスとして判定された者は当然いると思うんですけども、ただ、その方たちは医師面談を受けなかった。なので、高ストレスとか判定されても、それによって医師の面接を受けるかどうかは、本人が希望するかないかで、こちらでちょっと強制的にあなた受けなさいというものではないものですから、ちょっとそういう医師面談は受けられていなかった。

ただ、高ストレス者の中に入っていたかもしれないんですけど、ちょっとそこは自分の立場上、知っちゃいけない情報なので、ちょっとそこは把握していないんですけど、なので、そ

のストレスチェックの結果で、何というんですか、ストレスチェック自体は、そういう精神的疾患を見つけるというよりも、そういうふうになる前の段階であるということを本人に気がつかせて、そうならないようにするための予防的な措置といいますか、そういうところの制度になるものですから、それによって精神的不調の予備軍といいますか、確かにそういう人たちというのは出てくるんですけれども、それによって、何というんですか、それをメンタル不調の改善に、自分の改善につなげていくというようなところなので、そこで不調者を見つけて、それで、じゃあそれを総務課のほうで、ああする、こうするとかという、そういうところではないというようなステージなものですから、ちょっと言い方が難しいんですけれども、ここで高ストレスと判定された方がその後につながったかというところ、そういうところでつながっていないというところはございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。8番。

○8番（鈴木直博君） 関連で。8番 鈴木です。今の高ストレス判定というのが出た方は、その後、お休みにはならない、仕事を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ストレスチェックのやり方というのは、質問用紙があって、質問に答えていって、その質問に答えて、どこに、どういう答えをしているか、こういう傾向だという、そういうところなものですから、それによって、こういう傾向ですよ、なので、多分高ストレスでちょっと休む。

休みって、病気休暇とか、そういう休みではなくて、心を休めるために、仕事をちょっとやり過ぎているのを休んだりとか、ちょっと仕事の量を調整したりとか、あともっと周りに相談したりとかと、そういうことを気づかせる、そういう受診結果として、そういうものが出てくるものですから、その結果は、あくまで個人のところには行きますけれども、そのストレスチェックの結果自体は、例えば私でありますとか、中川部長でありますとか、そういう人事の役職にある者について、その結果を知るということはできない。

あくまで高ストレスと判定されて、面談を受けたいですと申し出てきた人に対しては、その情報は、私どもは知る立場になるんですが、その場合は医師の面談を受けてきて、その結果こうだったというのが来るので、そしたら自分たちとしてストレスチェックの結果に基づ

いて、こういうことがあるのでというふうなことはできるんですけど、その結果が出るまでの途中の段階で、ストレスチェックの結果がこうだったから、個別の人に対してあなたこうしなさいとか、そういうことはちょっとできないということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。私も、一緒に働いていた方が長く休まれたんですよ。それが休むに当たっては、医師の診断書というのは必要になるものですから、こちらから言わなくても、本人が診断書をもらって、それで提出をして、半年以上休まれたんですけど、そういうあれとはちょっと違うんですかね。

高ストレス、ハイストレス、ほっとくと、何かあまりいい結果にならないものだから、やはりきちんと診断を受けて、そして診療を受けながら、よくなったら、また出てくるという、そんなようなやり方のほうが、その人その人分かりませんが、そういう道もあると思うんですけども、そこ辺はいかがだったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ストレスチェック自体は、先ほど申し上げましたように、本人が、何ですか、精神面の状態がどういう状態だということにあるというのを気づかせるために、自分でこういう問題があって、それに解答して、それがこういう答えだど、今こういう状況だというものを機械的に判定して、その結果が出てくるものなので、そのときのちょっとあれですけど、気分とか、そういうところに左右される部分もちょっとあります。

ただ、機械的に出てくるものなので、それで高ストレスと出てきたからといって、必ずしもというか、その人が本当に仕事を休まないといけない状態か、そこまで判断できるものではないんです、そのストレスチェックの結果について。

ただ、そういうふうにごく高ストレスだよという結果が出てきた職員については、自分で医師の面談を申し出てくる者もありますし、あと私のほうで、職員互助会でカウンセリングルームを契約していて、そこに行って相談する、そういう対応をする職員もいますので、自分の精神的な状態、それを気づいて、あとにつなげるというか、ちょっと自分もこういう大分参っているなみたいなところを気づかせて、それで休むところまで行っちゃわないように、その段階でちょっと周りに助けを求めるとか、医師を受診するとか、そういうことを促すという、そういうことをストレスチェックではやっているというものになるので、ストレ

スチェックの結果がお医者さんでもらうような診断という、ちょっとそれとは性質が違うというか、そういうものになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

ちょっと自分から確認なんですが、高ストレス者が30代後半が多いというデータなんですけど、部署によってそこが多い部署があったりとか、そういったのが分かるのか。

仕事量が多くて、ストレスのかかるような部署ができちゃったりとか、そういった、例えば人員配置とかでも調整ができたとかすると思うんですが、そこまではストレスチェックでは、データは取れないということでしょうか、お伺いします。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ストレスチェックは、部署別のデータというのを分析はします。

ただ、あまり人数少ないところでそれをやっちゃうと、ですから、20代の職員とか、何十代の職員といったときに、誰かというのが特定されてしまうので、一定の個数、20人ぐらいのそうなるような人数の、なので、例えば議会事務局だったら、ほかの部署とくっつけて、20人ぐらいにして、この部署の人たちは、ちょっとストレスの人が多いですよとかと、そういう部署別の結果も出てきます。

なので、この部署はちょっと休んでいる人が出ていて大変だから、やっぱり高ストレスの人が多いなみたいな、そういう傾向がやっぱり出てきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かったら、対策も取れるかなと思ったので、はい、分かりました。自分からはいいです。

ほかに。17番。

○17番（山下 修君） 1点、教えてください。このストレスチェックというのは、ある時期に、同じ同一の日に、どんとまとめて対象に対して行うのか、どうなんでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。全部署に対して同じ時期に一斉にチェック用紙を配って、1週間ぐらいの期間に回答して、回収して、分析に回す、そのような形となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。17番。

○17番（山下 修君） ちょっと上司から見て、ちょっとストレスじゃないかなというよう

な、心配になるようなことを感じるときはあるんじゃないかなと思うんですけど、そういったときに、ちょっとこれ記入してみたらとかという、そういう勧奨というわけじゃないんですけれども、タイミングが合わないと、今言った全員のときにやっても、その前にもっといろいろ悩んでいる方というのものもあるんじゃないのかなと思って、その辺の対応というのはどうなのでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ストレスチェックの結果は、受検した本人にしか、個別の人の結果というのは、個人のみにしか行かないんです。

なので、その課の上司のところ、この人が高ストレスだったよとかというのは、それは行きません。ストレスチェック自体も、受けるか受けないかは、職員、労働者の任意になっているので、必ずしも受けなきゃ駄目かという、そうではないので、ただ、皆さんに受けてくださいと言って、大体特別な事情がなければやっていただいています、なので、個別のストレスチェックの結果を上司とか総務課とかが知ることはできません。

あくまで働いている人の自分の気づきのためにやっているというものになりますので、ちょっとそれで、その結果をもってというのは、全体的な組織の傾向みたいところで対応ができますけど、個別の人に対し、こういう結果だからという、そういう使い方はちょっとできません。

以上です。

○17番（山下 修君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。ちょっと大分ここだけで取ってしまったので、次のほうに行かせてもらいます。5番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。5番目の質問です。2款1項1目、職員研修費ということで、自身の課題に合った研修とは、それからまた助成対象となるための研修受講の結果の反映はありますかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。現状助成となる研修というのは、通信教育の研修のことを指しているということでよろしいですか。

○3番（坪井仲治君） はい。

○総務課長（相羽康一郎君） 分かりました。すみません。坪井委員の質疑にお答えいたします。

初めに、自身の課題に合った研修という表現ですけれども、毎年度実施しております人事評価の面談の中で、上司が部下の仕事ぶりを評価する中で、努力して改善してほしい点というものと、今勉強、研究してほしい内容というものを示して、それを人事評価のシステム上に書くようなところがあります。

なので、それを解決していくために適した研修を、こういう研修を受けたらどうだという受講勧奨が人事評価の中で行われるという仕組みがあります。

なので、各職員はその人事評価での上司からの評価結果に加えて、上司から言われたことと、あと自らの課題意識として、自分で受けたい研修を選べるものですから、こういうことを自分でちょっとやっていきたいんじゃないかというところの研修を選択して受講しているというところで、その状況を指して、自身の課題に合った研修という表現をさせていただいております。

次に、助成対象となるための研修受講結果の反映はあるかということですが、受講の成果を客観的に確認することまではちょっと行っておりませんが、通信教育講座の助成につきましては、研修の受講だけではなくて、課題の提出などが達成された修了の証明をもって助成の条件としておりますので、その修了の証明を得るには、ある程度やらないと当然できないので、受講した講座に関する知識は、確実に身につけているものというように捉えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 通信教育というか、受講結果、修了証明ということでしたけど、資格取得を目標とした研修等についてはどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 資格の取得を目標とした講座もあるんですけれども、そちらについても、資格を取ったかというところまでは助成の条件としていなくて、その資格を取るための研修の受講の修了をもって助成の対象としております。

なので、そこで資格を取るか取らないかまではちょっと求めているというところがございまして、なので、例えば簿記の研修等だと、公営企業会計の担当課の職員なんかが受けたりはするんですけれども、その際に簿記の何級を取ってください、そしたら助成の対象にしますよというところまではしていない状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。終わってよければ、次に行きますので。

○16番（横山隆一君） 短めに。

○分科会長（西下敦基君） 短めで。はい。

○16番（横山隆一君） 今の関連ですけれども、定員管理計画の中では、平成11年に策定をして328名というのが出ていましたけれども、今のこの職員研修と関連するのが、いわゆる職員の理想とする職員像とかと、何かありますよね。人事的な政策能力を持った職員であるとかと、そういった職員に対する目標というのがあるわけですが、今言う職員研修のところで、特に専門性が求められる職種ってありますよね。後で出てくる検査員なんかもそうなんだと思うんですけど、それともう一つは、職員の性格というんですか、希望もあるかと思うんですが、そういったものを併せていくと、定員管理計画に少しひずみが出てくるというような気がするんですが、その辺は、先ほど言った定員管理が328名ということですが、そういったことは柔軟的に対応していくというようなことで考えていいんでしょうかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。専門性を高めるような研修というところなんですけど、そういう例えば、先ほども申し上げましたけれども、土木の関係とか建築の関係とかという、そういうところの部署の職員というのは、当然そういったところの専門的な研修を受講して知識を蓄えてということは、当然その部署に行ったらやっていきます。

当然そういうところで専門的な知識を蓄えてきた職員については、その職員を、先ほども申し上げましたけれども、そういう土木とか、関連の部署を経験させて、専門的な職員に育てていく、当然そういうことはやっていっております。

ただ、その一方で、若い職員については、ジョブローテーションでほかの部署を経験させるということもありますので、そういったところは、そこで研修で身につけた知識がちょっと次の部署ですぐに生かせないということもあろうかと思えますけれども、当然そういった経験が的確に反映していくように人員配置はやっていきますので、本人の希望だけに基づいて、その研修を受けさせているわけではありませんので、そういったところは配慮して行っております。

以上です。

○16番（横山隆一君） ちょっともう一回いいですか。

○分科会長（西下敦基君） 簡潔答弁で。

○16番（横山隆一君） 簡潔な質問をしますけど、16番です。市民の求める職員像というのは、これは自律型職員と、つい先ほど言ったように、意味が若干違うと思うんですけど、専門性の高い、いわゆる言うならばプロフェッショナル職員というのに対して非常に期待度が高いんですよね。

それぞれ今の若い職員にいろんな経験をさせて、経験を積ませて、じゃあ最終的には専門性の高い職場に就かせるという、そのあれをしっかりとつくりたいと、やはり今言うプロフェッショナル職員というのは育てていかないとと思うんですけど、ちょっとその辺でね、この頂いた決算資料を見ても、ちょっと感じられなかったので、質問させてもらったんですよね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。簡潔にお願いします。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。専門性というところがやはり若いときに経験して、ほかの部署を回っていろんな知識を身につけて、ああ、この職員はここがすごく合っているなということだったら、そこに次の中堅になったら置いて、で、ある程度の期間を置いて専門性を持たせてという、そういう職員配置をやっておりますので、そういうところで対応しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） よろしいでしょうか。

○3番（坪井仲治君） はい。

○委員長（西下敦基君） すみませんが、6番目の質疑を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。文書管理費の関係なんですけれども、決算書は33ページになります。ファイリングシステムがありますけれども、この導入する目的と効果、また今後の公文書の電子化に向けての取組に関する計画スケジュールをお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えします。

まず、ファイリングシステムを導入する目的ですけれども、簡潔に申し上げますと、公文書の保存・分類・廃棄等のルールを明確化することによって、文書の検索性を高め、行政における意思決定を迅速化、最適化するということがあります。

効果につきましては、導入から25年近くが経過しましてルールが全庁的に定着しているということによりまして、公文書の目録が整理され整然と保管されていることにより、担当者以外の職員であっても必要とする文書をすぐに見出すことができ、文書を探すために時間を取られないで済むこと。それから、廃棄のルールが定められていることで執務室内に保管

する文書の量を一定に保ち、快適な執務環境を保つことができていること。こうした状況を保つための点検の仕組みが整えられておりまして、担当者が変わっても適正に文書の管理を行っていくことができることなどが効果として挙げられます。

次に、公文書の電子化に向けたスケジュールですけれども、現在、文書の収受から決裁・保存・廃棄までを管理する文書管理システムの導入準備を進めております。総務課としましては、次年度、令和7年度にシステムの選定と環境の構築を行い、令和8年度から運用を開始していきたいというように考えております。

また、現在、当市には永年保存扱いとなっている公文書が段ボール箱で1,500箱ほどありますので、それらの電子化も並行して検討しております。ただ、紙の文書を電子化するというのは大きな費用がかかりますので、保存されている文書の保存期間を再度見直した上で対象文書がある程度限定して、おおむね今後5年間で実施できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。文書管理の関係については25年が経過しているということで、なかなか文書の一元化というのは難しいなという気持ちでありましたけれども、いろいろシステムが構築をされましてね、いろいろスムーズに流れているかと思うんですけれども、この関係について、管理的なものがこれから重要になってくるんじゃないかなと思うんですよね。いわゆるシステムの管理ですよね、こういったものの管理と、改めて職員のほうで文書の管理士、こういったものの資格を持った人が必要になるということも言われているんですけれども、これは国家試験になるのか、よく分かりませんでありますけれども、そういう資格を持った人が必要になるんじゃないかなという気持ちもあるんですけれども、そこんところが分かっておりますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。文書の管理について資格的なものはあるようなんですけれども、公、公といいますか、国の機関による資格というようなものはなくて、公益社団法人とか、そういうところの多分資格だと思います、あるとしてですね。

で、本市で採用している文書管理システムについては、導入時には委託業者から講師を招いて、毎年ファイリングの実地指導というのを続けてやってきたんですけれども、今は職員でそのところの管理のためのシステム化ができておるものですから、新規採用職員などには

ファイリングシステムの研修をやって、各部署でも毎月1回ファイリングの日というのを設けて、文書管理の状況を点検等しておりますので、そういったところで文書管理の秩序は保たれているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 文書においては保存年限がいろいろと違うような形であるわけですよね、3年、5年、何年とか。そういったものの整理そのものがね、いわゆるシステムによってできて、いわゆる廃棄されるものを抽出するということができるんだと思いますが、そういった点についてと、あと、先ほど説明があった永久保存の書類の関係、こういったものについてね、やはりそのままの状態で廃棄されるということじゃなくて、何らかの本当に重要なものが入っていると思われるものですから、何らかの方法、写真を撮るとか、そういうようなあれがあるんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね、その点について。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。文書の廃棄については、松本委員おっしゃったとおり3年とか5年とかという、そこで廃棄を適宜やっています。

ただ、その廃棄する前に、この文書は本当に廃棄していいかというのをその担当課に確認して、もう一度、これはちょっと捨てちゃまずいんじゃないかという文書はそこでチェックを入れて保存年限を延ばす、そういうことはやっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 永久保存。

○委員長（西下敦基君） 14番。永久保存ということで、相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。永久保存は、以前は永久だったんですけど、今は30年ということにしておりますので、何にもしなくて、何もしなくてもといたしますか、30年のところで見直すということは当然やられます。

ただ、これから紙の文書を電子化するといったときに、30年待っていると長くなっちゃいますので、1回、永年保存文書を見直したことがあるんですけども、それとおんなじように、に今30年保存になっている文書を本当に30年保存しなきゃいけないかどうか、それを確認する作業というのは今後必要になってくると考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、同じところで山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 自治会や各種団体の活動において個人情報の過剰保護が支障になっているような状況はないのかということで、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

市から、自治会でありますとか市内団体への個人情報の提供の状況、それに伴う支障について、ちょっと全部を総務課で把握しているわけではありませんが、自治会等の活動に関して市の関係部署に対して名簿等の提供依頼は一定数あるように聞いております。

しかしながら、法律上、行政機関が保有する個人情報の外部への提供は原則禁止となっておりまして、自治会等においても個人情報取扱事業者として法律の規定が適用されるため、個人情報の取得については本人の同意でありますとか、利用目的の明示などの対応が必要となることから、災害等の緊急的な場合を除いて、本人の同意を前提としない市からの提供というのは難しい状況となっております。

しかしながら、このような状況というのは個人情報を適切に保護するための法の趣旨に沿ったものであると考えておりますので、これについて過剰な保護というふうには当たらないものと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） それこそ災害時の要介護者とか、そういった関係におきましては、例えば自治会長さんとか、そのトップの方にはお渡しされているというんですかね、ということなんですけれども、今、非常に危惧されているこういう巨大地震等が起きた場合、そういった方が被災されるということもいろいろ考えると、ある程度のもう少し、何というのかな、名簿等を開示といいますか、知っている方がもう少し人数が多くなくてはいけないんじゃないのかなと、こんな感じもするもんですからね、今はトップだけの方しかほぼ、民生委員とか、そういった方はあるかもしれませんが、もう少し開示できる対象の方を増やしたほうがいいんじゃないのかなと、こんなふうに思うんですけれども、そこ辺はどうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。要援護者の方の名簿の扱いについては、福祉課のほうで整備、整備といいますか、そういうところをやっていると思うんですけども、その名簿をつくっていく中でその情報というのをどこまで、中には全然こういうのを知らせてほしくないよという方もいらっしゃいますし、人によって、これはもっといろんな人に知っておいてもらいという方もいらっしゃるので、行政側から一律こう取り扱いますよということは、ちょっと難しいところはあると思うんですけども、そこはそういうそれぞれの要援護者の方のお考えに沿って対応していくという、そういう形になろうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） そしたら、次の質問で、3人から出ていますので、まず自分から。

2款1項3目、検査総務費ということで、成果書の29ページですね。内容は、事業成果で工事成績70未満の件数が5件とあるが、問題点はどのようなところがあったのか、お伺いします。答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えします。

工事成績70点未満の件数、5件の問題点ということなんですけれども、工事成績の採点につきましては、契約額200万円以上の工事については工事成績採点表を作成することとなっており、採点は工事の担当者と主任監督者、総務課の検査担当で、おのおのの視点で採点しております。で、採点は工事の出来栄や品質確保の観点だけではなく、下請を含めた現場の体制づくり、工程管理、地元への貢献や地域貢献、創意工夫など、工事を完成させるための事務を含めて総合的に評価しております。

70点未満の件数は、500万円未満の工事や小さな規模の会社が実施する工事に多く発生する傾向がございます。その主な要因につきましては、市の担当者への協議でありますとか報告、必要図書の整理、提出などが遅かったり、誤りがあって後に修正が必要になったりすることなどですけれども、発生した5件については工事の品質や完成数量などに問題はありませんでしたので、検査結果は合格となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。点数が低いと、その事業体に対する評価が低くなるとか、そういったことでよろしいのでしょうか。答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。実際に点を、評点として点数化をします。ただ、その中に、先ほどもご説明させていただいたとおり、現場の品質や出来栄え、これに一切問題があるというわけではございませんので、事務を含めた総合的なものの中で、やっぱり小さい会社ですと、社長兼現場監督兼あと会社の運営をやったりとかっていう、どうしてもこう手薄になる。だからといって、同じように見るわけにはいかないものですから、点には差は出てきます。

ということで、結果的にそういったものになっているだけであって、できたものについては一切問題はないものですから、その辺の心配はございません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。じゃ、いいです。自分のところは以上です。

次に、隆一議員から質問が出てますのでお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2款1項3目の検査総務費ですね、工事量の年間平準化における実行制のある課題解消策は、ということでお聞きをいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山隆一委員の質疑にお答えいたします。

工事量の平準化の課題解決策についてですけれども、1年間の中で工事が完成する時期はやはり年度末に集中する傾向があり、令和5年度は3月完成が全体の28.3%で、件数は30件でしたが、このうち22件が9月以降に契約されたものでありました。工期が年度末に集中することは、施工不良でありますとか現場の事故の発生につながりかねないため、早期に発注を行い、余裕を持った工期とすることがまず第一でございます。

一方で、近年、現場で使用するコンクリート二次製品など、必要資材の製造や調達期間が長期化していること、週休2日制の運用、現場での人材不足などが原因で、全国的に工期が長期化しているという状況があります。工期が長期化しますと、多くの工事の施工時期が重複するという事態が生じ、発注者、受注者の双方にとってあまり好ましい状態ではないことから、国からは、債務負担行為や繰越制度を活用して発注時期や工期の平準化を図るようという指導があります。

ですので、本市においても、事業者の受注量の平準化でありますとか、工事従事者の労働環境の改善を図っていくため、債務負担行為や繰越事業を活用するとともに、早期発注を進めることによって工事量の年間平準化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この平準化については前々から課題で言われてきているんですが、ちょっと以前と比べてこのように改善されているという数字というのは出せるものなんじゃないかな。ちょっと難しいかどうか。今言った説明で、おおむね補助金の対象事業であれば当然内定とか確定時期というのはあるので、仕方がない部分はあるんでしょうけど、改善されてきたという数字で表すことができるかどうかという点と、もう一点、今、課長から、繰越明許や、債務負担行為というのはちょっとあれかと思うんですけど、特に繰越明許についてはね、分かるんですけども、ここでまた同じことを言われるという申し訳ないんですが、行政会計というのはね、やっぱり総計予算主義であるとか会計年度独立の原則というのがあってね、明許をかけることによって金額はそのまま動くにしてもですね、職員の労務費であるとか、そういったものはついて回るわけなんでね、できるだけ私は明許をかけないほうが、平準化していくためには必要なんじゃないかなと思うんですけども、本来はそうではないというふうに思っているんですが、先ほど言った平準化がどの程度できているかというのを、過去と比べて何か数字的に出すことができますか。おおむねでいいですけど。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。会計の単年度処理というのが基本ではありますが、繰越事業についてですが、令和5年度の繰越事業は15件でした。それがですね、今年、6年度へ繰り越したのはたしか24件だったと思います。その面では多少なりとも平準化は図られていると。どうしても年度末に工期が集中するものですから、現場の声として、会社の声として、非常に現場事故が発生しかねないと心配の声もございますので、平準化には努めていきたいと考えております。

以上です。

○16番（横山隆一君） もう1点だけいいですか。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 今いう、その会計上の繰越しというのはとにかく、重要なことはやっぱり早期発注ですよ。国との補助事業なんかはとても難しい点はあろうかと思いますが、早期発注するのが一番妥当性の高い契約だと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。改正ができますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長です。早期発注については、私ど

も毎年、各工事担当者、工事発注関係部署の集まり中でお願いをしています。それで、結果として、ちょっと細かい数字は持っていませんけれども、早期発注は数年前に比べたら相当な勢いで増加をしております。

ただし、先ほど言ったように、工期の長期化といいまして、材料の手配から、人足、人足というか、作業員の手配、そういったものが非常に今長期に必要なようになってきてしまっている、それがちょっと追いついていないというような実情もございます。

以上でございます。

○16番（横山隆一君） 了解です。

○委員長（西下敦基君） 答弁よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。

○委員長（西下敦基君） 10個目の質問を山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。同じく検査総務費ということで、建設工事関連の労務者確保というのは大変厳しい状況にあるなど、このように思うわけですが、週休2日制や育休確保を進めること、こういったことを反映したような工期設定ということは取り組んでおられるのかどうか、そこら辺についてお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

週休2日制などを反映した工期設定となっているかということなんですけれども、各事業の工期につきましては、その性質や現場の施工条件によって算定されるものですが、算定には週休2日制などの必要な条件を盛り込んでいる国の工期算定基準を参考にしております。

担い手不足への対応でありますとか週休2日制などは、工事施工業者だけの問題ではなく、必要な製品の製造運搬業者、下請事業者などにも関係するものでありますので、そうした状況も踏まえ、各条件に見合った工期の設定がなされております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。若い人が離れていると、こういうような状況の中で、そういう若い人が就労していただく先として、こういう建設業の関係のほうに向いていただくためには、先ほど言ったような週休2日とか有給休暇、こういったことにも目を配った形の中で対応が必要かなと思いますが、工期設定につきましては余裕のあるような設定に向けて頑張っていただきたいなど、こんなふうに思います。

○委員長（西下敦基君） ご意見ということで、はい。そしたら、次の質問、隆一委員から11番目をお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山隆一です。2款1項3目の入札契約総務費、質疑は、入札参加資格管理システムの効果はということで、適正な業者指名、予算額って何だったかな。予算額というのはここんところの事業費のことですかね。ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山隆一議員の質疑にお答えいたします。

最初に、入札参加者資格管理システムの効果のほうですけれども、入札参加資格者管理システムは、菊川市の入札参加資格者として登録されている業者などを市内のパソコンから検索して、持っている資格でありますとか、事業の実績、格付、等級などを確認できるものです。

本市の職員であれば、誰でも貸与されているパソコンから入札参加資格を有している事業者に関する情報を一覧で確認することができ、適正な指名業者の選定などの円滑な実施などに効果を発揮しております。

また、入札参加資格者の管理においても、一度データを登録すれば、それ以降は変更箇所のみを更新することで最新のデータとすることができますので、効果的な運用が可能です。ございます。

次に、先に適正な予算額ということで、入札契約総務費の予算額が大きく変わっているといふところなんですけれども、これ令和4年度は国の補助金を活用して、入札参加資格者管理システムの構築をおよそ210万円かけて実施したため、臨時的な経費に係る支出があったんで、一時的に決算額が増となったものでございます。

最後に、適正な業者指名についてですけれども、菊川市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領では、入札参加者の選定については、特別な理由がある場合を除き、入札参加者資格名簿に登載された者のうちから地理的条件、工事成績、技術者数等を総合的に勘案して選定するものというふうに定められておりまして、その当該要領に係る運用の規定においては、入札参加者の選定の要件や地理的条件については、次の順位により選定するものとするとして、1番目として、菊川市内に本社を有する者、2番目として、本社は市外で菊川市内に営業所等を有する者、3番目として、本社、支店、営業所等が市外の者というふうに定めております。

です。これにのっって工事等の発注においては、できる限り市内の本店、業者が受注できる機会を持つように努めております。

しかしながら、一方で地方自治法では、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされておりますので、工事の種類でありますとか規模などを総合的に判断する中で、市内本店業者だけではなく、市内支店業者や市外業者を選定したり、参加対象事業者に含める条件設定を行ったりするなどの対応は行わせていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。ちょっと気になるのは、昨年度の決算額が300万を超えていて、5年度ですか、これが八十何万ということで、さっき言った差額が二百何万というのは、このことでいいわけですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） これだけ大きな効果があるというのは、ちょっと分かんませんが、説明ができればと思うんですけど。

それと、もう一つは、今言う、分かるんですよ。最小の経費で最大の効果も分かるし、業者指名の優先位も分かるんですけど、こうしたシステムがあることで、経費が少なくなっているってことは分かるんですが、指名するのとはまた別ですよ、これって。

そうすると、今言う最大の効果と言いますけど、やはりもし効果を求めるのであれば、市内業者に本店を置くなりというのが、効果は最大に出せると思うんですけど、そうでないような契約があったわけですけど、そのその辺の説明ができれば。

○委員長（西下敦基君） 200万下がったってのは、システム入れたということで、それ入れたから金額の効果があって下がったわけじゃないということによろしいですかね。

○16番（横山隆一君） そう、それは……。

○委員長（西下敦基君） それは分かって聞いていますよね。

○16番（横山隆一君） うん。

○委員長（西下敦基君） 一応さっき丁寧に答弁いただいたと思うんですけど。相羽課長、答弁できればお願いします。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。先ほど申し上げた入札参加管理者資格システムのほうは、先ほど答弁させていただいたような効果があって、もしこれをシステムをなしにやろうとすると、例えば総務課のところに入札参加者の登録台帳みたいな備えておいて、

じゃあ、それを見に来て、じゃあ、そのうち市内の業者がこことこことこでみたいな、そういうことをやんなきゃいけなくなってしまうのでというところと、あと昨年導入するに当たっては、国のお金を活用させていただいたというところもありますので、そういったところで職員の事務の効率化には非常に効果があるというふうに認識しております。

あと、市内の本店の業者をといるところなんですけど、そこは市内に本店のある事業者さんだけで実施できるものであるか、それとも、それ以外の技術等を持った事業者さんをちゃんと入れて、そういう中で適正な価格競争をしていただいて、適正な成果物というか、そういうものを上げていただけるような事業者に発注する必要があるというところがありますので、当然、市内のほうの事業者を優先するということも考えていかなければいけないとは思いますが、それとともに、ちゃんとしたものを適正な価格で造るということも考えていっていかなければいけないと思いますので、そういうことで事業者の選定等を行っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁終わりました。いつもいただいている答弁ですので、よろしいですね、これ。

○16番（横山隆一君） 今の課長の答弁に対して申し上げたいことは、入札を執行するについて、応札してくるのは、それだけのやっぱり能力があって入札をしてくると思うんで、理由的なものとかということじゃないと思いますよ。

○委員長（西下敦基君） 今、質問でよろしいですか。

○16番（横山隆一君） 答えるまで……。

○委員長（西下敦基君） 意見でいいですか。

○16番（横山隆一君） まあいいです。

○委員長（西下敦基君） 意見でいいですね。すみません、時間もありますので、次、12番の須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。9款1項4目職員給与費（災害対策・水防費）についてでございます。

説明資料の98ページ、タブレットの6ページです。

執行率57.5%、令和4年度より大幅減となっているが、要因は。

台風だと言われればそれで大丈夫ですので、ちょっとお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁は。答弁をお願いします。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。すみません、じゃ簡潔に。須藤委員の質疑にお答えします。

こちらは、令和4年度の5月に断水の対応があったので、その時間外を出しているのと、あと9月に台風15号に伴う対応があったので、そこで金額が大きかったというところで、執行率が低くとどまったのは、補正した後に、そんな大きな災害がなかったんで、執行しなくて済みましたということです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○6番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） そしたら、次のところ。

これで総務課が終わり、総務課で何かあれば、質疑をお願いします。なければ、地域支援課のほうに移りますが、よろしいでしょうか。

〔「あと1個だけ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 申し訳ありません。人事管理費のところ、2款1項1目人事管理費のところで、説明資料のほうで8ページのところなんですけれども、松本委員から質問があったところで、ちょっと詳しくお伺いしたかったのは、改善点と事業成果のところ、専門職が少ないのが課題だというのはそうなんですけれども、専門職が少ない要因として、処遇のところ、給料が他市に比べて低いので、専門職手当を引き上げれば、ある程度応募が見込めるのか。

それとも、先ほどおっしゃった、現役の保健師が受験者に説明をしたら、イメージが湧きやすくなって採用につながったというようなこともあったので、そういうソフトウェアの工夫で対応が可能なのか。ちょっともう一度、課題と改善策について考えをお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。専門職、やはり専門職の種類といいますか、職種によって来てくれやすさといいますか、そこは大きな違いがありまして、まず土木建築職なんですけど、これはやはりほかの自治体も含めて採用が難しい状況となっていて、県なんかでも、取りたい人数取れていないというような状況があります。

当然、そういった方々は民間とも競合しますんで、待遇面でいけば、民間のほうが当然いいということがありますし、あと、他の自治体との比較というところで言うと、菊川市は地域手当というものの支給対象とかにはなっていないものですから、そういうところで菊川市のほうが待遇面ではちょっと落ちるといいますか、よくないところがありますので、土木建築なんかは、本当に菊川市に住んで菊川で仕事がしたいとかという方でないと、そういう条件が整っていないと、受けてくれて採用するというのは難しいところがございます。

保健師とか栄養士、栄養士については、昨年募集して応募者が多くて、すぐ採用に至ったんですけども、保健師もいろんなところでコロナの関係があったりとかして、募集が多くなっているというのは分かったと思うんですけども、保健師につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現役の保健師が実際に話をして、受験希望の人と話をして、こういう仕事というのと、あと、その話をしてくれた保健師の人となりといいますか、そこもちょっと大きいなというところがありますので、そういったところがすごく採用する際に、何ですか、採用に至った大きな要因となっているというようなところがございますので、そういう菊川市で働きたいと思っていて受けてくれるような人を、いかに受けてもらえるようにするかというところなんですけど、なかなか難しいですというのが現状です。（笑声）

○委員長（西下敦基君） 再質疑ございますか。よろしいですかね。

〔「苦しい胸の内だから、いいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 総務課の中でほかに質疑があれば、よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 以上で、総務課の審査を終了します。

ここで職員の入替えになりますので、この後が地域支援課と監査委員事務局になってきます。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時41分

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、続いて、地域支援課の決算審査に移ります。

質疑はまた通告順でということをお願いします。

13番目の質問です。須藤委員からありますので、ここは2人やりますので、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項5目庁舎東館管理費について伺います。説明書31ページ、タブレット33ページです。

購入先は修理不可だったため、直営で修理した。安全に使用できることが確認できたとありますけれども、事業課題に「機の修理が必要」とあります。この詳細の説明をお願いいたします。また、光熱水費適正管理の内容についても伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎地域支援課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。東館3階会議室の机全51台の修繕ですが、ここ一、二年で全体的にねじの緩みが発生し、年一、二回、ねじを締め直す作業を行っていましたが、令和6年1月に、購入先の業者に状況の確認を依頼したところ、接合部分のみの修理は不可能であり、買換えになるとの回答でありました。保証期間は過ぎていましたので、自前で修理する方法を考え、本体と脚を接合しているねじ穴をドリルで貫通し、新しいねじとナットで固定する方法を採用しました。東館3階には会議室が3部屋ございまして、3月中に302、303会議室の机27台の修理を完了しましたが、301会議室の机24台の修理が残っており、これらの修理を6年度に実施する必要があったことから、その旨を事業課題に記載したところであります。

次に、光熱水費適正管理の内容についてですが、東館は町部地区センターと同じ施設で、メーターも同じであり、利用者数で料金を案分するなど調整が必要になることから、特に電気代について、毎月の単価、使用量、電気料金等のデータを集計して状況を把握し、適正に負担額が算定できるよう管理をしているところであります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すいません、ちょっと確認なんですけど、そうしますと、301も自前で新しくねじを開けてナットで修理しますよということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。301についても同じような修理を予定しております。

○6番（須藤有紀君） 分かりました。以上です。

○分科会長（西下敦基君） すいません、同じところで山下委員からも質問が出ていますので、そちらを先にお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。今、理由は聞いたんですけども、もう少し強引に要望していくかというような感じで、重なる部分はすいませんけれども、机の脚部接合ねじ受けの破損については、製造物責任があるのではないかと。P L法による損害賠償責任の対応はできなかったのかということで、厳しい言葉で納入者を追及できなかったのかなと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。今回の件については、P L法による損害賠償請求などは行っておりません。

私もP L法を調べてみたんですが、P L法は、製造物の欠陥が原因で生命、身体または財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律であります。

今回のケースは、机の欠陥というよりは、経年使用による不具合と思われ、それにより使用者に被害が発生したという事実もありませんので、P L法の適用外であると考えております。

購入業者に相談した際にも、施設の利用状況や机の扱い方などを踏まえて確認をしてもらいましたが、そのような話にはならなかったと聞いています。また、課内で協議をして、自前で修理できそうだという見込みが立ったこともあり、そこまでの対応には至らなかったものと理解をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） それでは、大変ですけれども、頑張ってください。

○分科会長（西下敦基君） ここで何か質疑があれば。なければ、次の15番目の質問で、3人から出ていますので、よろしくお願いします。

まず最初から、2款1項7目男女共同参画推進費ということで、内容としては、男性育休制度等の講座を2回開催されたとあるが、何社、何名の参加があったのか。また、対象年齢の市職員の参加はされたのかを伺います。

答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。令和5年度は、企業向けセミナー、市民向けセミナーを各1回ずつ開催いたしました。

企業向けセミナーは、「多様な人材が活躍する魅力ある企業に一働く環境の改善で人手不

足に対応」という題目で、雇用の状況や多様な人材が活躍するための環境整備、改善に取り組むためのサポート等について講義を行い、市内の4つの企業または団体等から7名の方にご参加をいただきました。

また、市民向けセミナーは、「パパ・ママのための育児休業セミナー―菊川ですくすく子育て―」という題目で、育児休業の現状や産前産後、育児に係る制度等について講義を行い、妊娠中の方、これから育児休業を取得しようとする方など、8名の方にご参加をいただきました。

なお、今後、育児休業の取得を検討している市職員についても、3名の参加がありました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。これ、あんまし僕は分からなかったんですけど、これって周知とかは市全体にしたのか、ある程度の企業だけにしたのか、それだけお伺いします。

答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。周知に当たっては、直接、企業等に周知をいたしました。市民全員という形ではないです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

この点について何かあれば。なければ、次の方からのご質問に移ります。須藤委員から16番目の質問をお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。同じところでお伺いいたします。ハラスメントを受けたとする件数が増加傾向とありますが、その内容について。また、対策についての考えをお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。令和5年度に地域支援課が実施した男女共同参画についての市職員アンケートでは、過去3年以内にセクハラ、パワハラ、モラハラの被害に遭ったと回答した件数について、いずれも令和2年度調査との比較で増加となりました。また、今回からマタハラに関する設問も加えており、新たなハラスメントも潜在していると考えております。

対策につきましては、相談窓口の充実やハラスメントに関する職員研修の実施、男女共同参画全般に関するセミナー等の実施が効果的であると考えております。今回のアンケート結

果につきましても、総務課と共有しまして、年度末に職員向けハラスメント研修を開催したところでございます。

今後も引き続き、総務課と連携しながら、相談しやすい環境づくりやハラスメント研修等を実施してまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。じゃあ、この点よろしいですかね。なければ、17番目の東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。同じところでお願いします。男は仕事、女は家庭という性別による固定的役割分担とあるが、共稼ぎ家庭が増えて男女共同参画をしていると考えるが、その見解を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。令和5年度に実施した男女共同参画についての市職員アンケートでは、男は仕事、女は家庭という考えに「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、令和2年度調査との比較で4.7%増加しており、確かに性別による固定的役割分担の意識は変わってきていると言えます。

一方で、掃除、洗濯、食事の支度などの家庭での役割を主にどなたが担っているか、また、その現状に満足しているかという設問に対しては、夫より妻が主に役割を担っているというケースが多く、項目によっては、2割程度の人が現状に不満と回答をしておりました。

こうした状況から、男女が同じように働ける環境は整ってきているものの、家庭内においては、性別による固定的な役割分担意識がまだ残っているものと思われ、引き続き、解消に向けた取組が必要であると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。なければ、この男女共同参画で何かあれば。なければ、次に行きます。18番目、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。2款1項9目地域間交流費ということで、タブレットの41ページ、災害時支援協定や複合災害時広域避難計画先自治体との地域間交流の実績と今後の必要性をどう考えているかということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。本市が、現在、災害時の相互応援に関する協定を締結している自治体を申し上げますと、県外では、長野県小谷村、山口県下関市、岩手県滝沢市、愛知県小牧市、豊橋市、田原市、三遠南信39市町村となっております。

また、菊川市原子力災害広域避難計画では、複合災害時広域避難計画先自治体として、県外では、豊田市、田原市、富山県高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市が広域避難先となっております。

こうした自治体との市民レベルでの地域間交流につきましては、菊川市として唯一、友好都市協定を締結している長野県小谷村との交流を長年行ってきており、令和7年度には締結25周年を迎えることから、記念事業としての交流方法などについて調整を行っているところであります。

また、菊川市茶業協会では、小谷村、滝沢市、小牧市の産業祭りや市民祭りに参加をし、深蒸し菊川茶と菊川市のPRを行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。ちょっとすいません、再度お願いしたいんですが、三遠南信のどこのと言われたところ、もう一度お願いしたいんですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。どうぞ。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 三遠南信と結んでいるのは、災害時の相互応援に関する協定でございます……

○17番（山下 修君） 相手先は。自治体は。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 39市町村の全ての区域。

○17番（山下 修君） と結んでいる。

○地域支援課長（澤崎文宏君） はい。

○17番（山下 修君） 三遠南信。

○地域支援課長（澤崎文宏君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑はありますか。17番。

○17番（山下 修君） そうしますと、長野県、愛知県、静岡県の関係で、そういう協定を結んでいるということ。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連はありますか。なければ、19番目を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番。2款1項9目コミュニティ助成事業、予算書のページが43ページになります。自治総合センター助成金を活用した事業であります、申請待ちに14自治会だったと思いますが、大変多いと聞いておりますが、対応策、何か考えられているのかお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治振興センターが実施する宝くじ受託収益を財源とした社会貢献広報事業で、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進、健全な発展を図り、また、宝くじの社会貢献活動を実施するための事業となります。

公民館整備が対象となりますコミュニティセンター助成事業の留意事項には、実施年度の各都道府県から財団への申請件数は4件が上限となっております。また、備品整備が対象となります一般コミュニティ助成事業、こちらにつきましては、特に要領等で申請件数の上限などについて明記はされておりましたが、令和6年度の県内市町の採択数を確認しますと、1市町に対する採択は最大で2件となっている状況であります。

このように、一般コミュニティ助成事業については採択件数に制限があることから、菊川市では要望を受け付けた順に毎年2件を申請しております。本日現在、一般コミュニティ助成事業には15自治会からの要望を受け付けており、各自治会には、要望から申請までに数年を要すること、申請しても必ず採択されるものではない旨の説明を行い、ご理解をいただいているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。対応策は何ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。対応策といいますか、県の担当者と話をする中では、採択件数を増やせないかということについては話はしております。正式な要望書という形ではお話はしてませんが、そういった担当者との話はしております。

特別な対応といいますと、我々としては、申請をいただいた自治会が平等に採択されるチャンス、その公平性を、公平に助成を受けられるようにするには、受付順で申請をしていくしかないかなと思っております。他市町によっては抽選で採択する自治会を決めるというところもあるようですが、なかなかまず平等にチャンスが与えられる必要があるのではない

かということで、順番に申請をしております。そのことについては、受付の際に十分な説明を行いましてご理解をいただいているところであります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。課題に対する改善案のところで、「県を通じて自治振興センターへ助成制度採択件数の拡大を要望する」と書いてありますよね、たしか。そういうことでありますけれども、実際にこの制度そのものが宝くじの助成、この関係なんですよ。ということは、宝くじの落ち込み、こういったものが非常に厳しい状況にあるということでは聞いているんですよ。県のほうでもそういうことを言っているんです。やっぱり市町村へ、今後、宝くじのお願い、こういったものも来ていると思うんですよ。そういった面を考えて、拡大とかそういった面というのはとてもできる範囲ではないと、そういうふうに考えているんですけれども、当然、この事業に関して、事業があれば、今、2件ずつって言うけれども、採択は多分1件ぐらいなんですよ。そうなりますと10年以上かかるということですよ。今、採択する一つの希望のものが要らなくなるケースってあると思うんですよ。いわゆる申請の内容ですよ。中身。こういった対応をどのようにそれじゃあ担当課として考えるかということを今聞いているものですから、実質的にもしこの制度が引き続き行われるかどうか分かりませんよね。この制度がいわゆる長期になるということもありますので、何らかの独自に考えることはないですかということを聞いているんですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。今のご質問は、市で独自の補助制度をつくって……

○14番（松本正幸君） 何らかのね。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 自治会の活動を支援したらどうかということですよ。

○14番（松本正幸君） そうですね。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 今、市が持っている制度ですと、今申し上げた宝くじの収益による補助と、もう一つ、コミュニティ施設を建設する際の施設整備事業というものを持っております。これ以外には、備品ですとか公会堂の備品を支援するものはございません。これについては、今後についても制度創設の予定は現状としては持っておりません。考えておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 一方的理由でなくて、今の現制度、いわゆる補助制度があるわけですね。いわゆるコミュニティに関する補助事業。そういったものをある程度見直しながら、こういったものが入るかどうかという研究をしながら、分析しながら確認しないと、ちょっと軽率じゃないですかね、今の答弁そのものが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を、後ろからで、落合係長。

○地域支援課自治振興係長（落合 君） 自治振興係長です。この事業につきましては、宝くじ事業ということで、上限250万円まで、全てを財団から頂ける事業になります。実際、こちらの事業につきましては、平成27年近くには採択件数が1件だったんですけれども、こちらのやはり1件ではなかなか消化されないということで、ぜひ地域の意見として採択件数を増やしてくれないかということの要望を続けたことによりまして、令和3年には2件、採択件数が2件として増えております。

申請する自治会さんも、やはり250万円までかなり手広く使えるものとなりますので、そうした中で、きっちり250万円を使ってくれば1年間で500万円、2自治会で500万円。ただし、そのところで少し金額も抑えた自治会さんが重なった場合については、過去には3件ぐらいは採択していただいた年もあります。やはり宝くじの収益事業として、これを宝くじの広報活動に使いたいというのがこの財団さんの思いでありますので、やはり宝くじをいかに買ってもらえるか、特に市内であったり、政令市で買ってもらってもあんまり意味がないものですから、そういった政令市以外のところで買っていただくPR活動等をしていただくということも自治会の皆さんがご周知しながら、ぜひ、この宝くじ事業というものが地域貢献につながっていることを周知していただけたらと思います。

また、この採択件数の増につきましては、引き続き、県のほうには要望をしていきたいと思っておりますし、あとは、宝くじの購入についても、また自治会の皆さんを通じてPR活動をしていきたいなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） ちょこっと。

○分科会長（西下敦基君） はい。14番。

○14番（松本正幸君） じゃあ、制度が存続する以上は、この制度を引き続き待ってもらって基本的に続けますよという答弁ですね。そういうことでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合係長。

○地域支援課自治振興係長（落合 君） こちらの事業につきましても単年度要綱になりますので、必ずしもその年に同じものが、該当した年に買えるかどうかは分かりません。それはなぜかといいますと、過去にも、再建の屋台村を建てたいという要望を頂いておりましたが、そちらについては、もう要綱上、これは制度上もうできませんよということもありました。ですので、今の現状の中では、自治会さんが要望されるものは購入できるかもしれないけれども、採択された5年後に必ずそのものが買えるかどうかというのはちょっと分からないですよということをご理解いただいた上で、要望書の中で説明させていただいたものです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

14番 マイクをお願いします。

○14番（松本正幸君） この事業そのものが非常にロングな事業なんですよ。それこそ再建についても利用できます。要するに垂れ幕でも出ます。要するに屋台を活用した場合には宝くじ助成の看板をつけてくださいよというそういうような必要性があるわけですね。いわゆる広報せにゃいかんだもんで。それで本題的になくなるわけではないと思うんですけど、規模が縮小されることはあるかと思うんですね。

そういった面を十分に自治会に周知して、先ほども周知しますということは言っていたので、そういう事業の制度の説明をしといていただきたいなと思うんですけど、どうですか。この関係について。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。毎年、年度初めに各自治会長様に自治会の手引という自治会の運営に当たっての説明となる手引をお渡ししております。その中に各種補助制度は、補助制度についても記載をしております。

そういうことで一通りの周知はできていると思いますが、そのほかまた課のほうに相談にお見えになる自治会の方もいらっしゃいますので、そうした方に丁寧な説明をすることで、制度の周知・浸透を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑じゃなくて、次の質問です。

では、20番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。2款1項9目のバス路線維持対策費ということで、（1）の44ページ、萩間線と菊川浜岡線のバス運行会社の経常損失額の実績はどの程度であったのかということで、各路線、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。しずてつジャストライン運行による菊川浜岡線、また牧野原市、島田市、菊川市の3市共同運行による自主運行バス萩間線は、通勤・通学など市民生活に重要な役割を持っております。

令和5年度の経営欠損額につきましては、菊川浜岡線は1,955万7,553円、萩間線は6,112万2,232円となっております。燃料費や人件費などの運行経費の増加に伴い、経営欠損額に対する負担金も増加しておりますが、運行事業者と連携を図り、引き続き路線の維持・継続に努めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） それで結構です。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、次、21番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項9目コミュニティバス推進費について伺います。説明資料が45ページ、タブレットで47ページです。

定時定路線運行とデマンドの利用合計は、前年比1,108人の増ですが、デマンド運行は数十名ほどの減となっております。デマンドの利便性について課題があればお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。デマンド運行については、令和2年度から試験運行を始め、5年度に本格運用に移行するまで、様々な調整や改善がされ、今のデマンド交通「コミタクくん」が実現しています。

デマンド型交通は利点がある一方、予約の煩わしさや乗り合いへの抵抗感、利用者1人当たりの輸送コストが高くなるといった課題もあると考えております。

昨年度、デマンド運行の利用者数が減少した要因としては、利用者の固定化があると考え

られます。1人の方の利用頻度が下がり、それが長期に及ぶと、延べ利用人数に大きな影響が出てしまいます。また新たな利用者が広がっていかないという状況も要因の一つであります。

新規利用者を増やす取組については、潜在利用者が見込まれる施設へ時刻表を配架するとともに、高齢者などに関わりの深い民生委員の皆さんにも利用方法の周知にご協力をいただくなど、新たな利用者の確保に努めているところでございます。

今年度は、4月から8月末までのデマンド利用者は317人となっており、昨年と比べ毎月の利用者数が伸びております。今後も確保すべきサービス水準について整理した上で、デマンド運行の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○6番（須藤有紀君） 次もあるので。

○分科会長（西下敦基君） では、次に松本委員からお願いします。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 同じところでありますけれども、運転手やデマンド利用者ですね、こういったところへアンケート調査を実施しているということで書いてありましたので、またデマンド説明会でのアンケート、こういったものも実施しているということでございます。こういった回答をいただいておりますので、こういったいわゆる回答をどのように活用していくか、ご説明をお聞かせください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。運転手や運行管理者とのヒアリングやデマンド利用者へのアンケート調査では、極端に利用者が少ない停留所に関する指摘や、フリー乗降区間の設置希望に関するご意見をいただいております。

こうしたご意見を基に、現地確認や自治会などへの聞き取り調査、説明を行い、実際の交通状況を確認した上で、対応が可能なものに関しては、地域公共交通会議に諮り、承認を受け、運行改定につなげております。

改定につながった具体例としては、菊川西循環コースで高齢化が進んでいる長池団地において、団地内への乗り入れ需要が増えたことから長池団地バス停を新設いたしました。また、三沢・河東コースの前岡からみなみやま会館の区間と沢水加コースの吉沢地内で、フリー乗降区間を設置することで利用者の自宅付近まで送迎することを可能といたしました。

要望内容によっては、調整に時間を要する場合がありますが、実際の利用者の声を聞き、

可能な限り運行改善につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。ただいま、この次年度に以降、反映された政策・施策、こういったものの中にバス停ともう一つフリー乗車区間、こういったものを設けましたよとあったんですけども、そのほかはなかったんですか。そのほか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合係長。

○地域支援課自治振興係長（落合 君） 振興係長です。例えば、デマンドコースですと、お買物の帰りにバス停で降りるのでは、フリー降車の路線のところで降りるのではやはり大変だという声がありましたので、令和5年度に本格運用をするに当たって、ある程度のエリアを区切って、路線から300メートルぐらいのところの区域は降車ができるようなエリアにしてあります。

こちらは、コミュニティバスの時刻表であるとか、このチラシのほうにエリアを指定をしてありますので、かなり小笠地区のデマンド交通に関しては、乗るときにはどうしてもバス停で乗っていただくんですけども、帰りはもうほぼ自宅の前まで行けるような状況になっています。そういったところも要望の中に、地元の事業者さんのほうにもご要望をいただいた中で対応したところになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。いいです。はい。

○分科会長（西下敦基君） コミバスのところで質疑があれば。答弁はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、次の質問に行きますね。

23番目の私からで、2款1項9目創造のまちづくり推進費ということで、46ページ、内容が地域コミュニティ活性化事業で、11のコラボ事業が生まれたとあるが、内容は。また、マッチングや活動においての課題について伺います。

答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。令和4年度に実施した地域コミュニティ活性化事業について、5年度から市民協働センターの委託業務として引き継ぎ、担い手不足に悩む各地区コミュニティ協議会と、活動の場や機会を求めるNPO団体や若者団体とのマ

ッチング支援を行っております。

事例を挙げますと、NPO団体とコミュニティ協議会のマッチングでは、ノルディック・ウォーク講座、ハンドメイド講座、フェイスブック講座の開催など7件、学生とコミュニティ協議会のマッチングでは、西方宿題会や地区センターまつりへのブース出展が3件、小学校とコミュニティ協議会のマッチングでは、フェスタの共同開催が1件となっております。

課題といたしましては、各団体にはそれぞれの活動に対する思いや希望がありますので、その熱意をいかに合わせ、お互いにとってメリットがある活動にしていくかといったところに難しさを感じています。

中間支援としての技量が問われる業務でありますので、マッチングを希望する団体の聞き取りを十分に行い、その思いを受け止め、適切な相手に引き合わせるができるよう努めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。コミュニティ協議会で、高齢化して会員が少ないというので、このマッチングとかして会員が増になったりとか、そういった事例までは、今は出ないという感じでよろしいですかね。ちょっと担当はございます。

こちらのほうで、岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長でございます。実際その活動自体のマッチングのほうは、件数として11件ということで実績が上がっておりますけれども、実際その各地区のコミュニティ協議会の例えば役員の担い手だとか、会員の増加だとか、その辺までの実績等、情報等々のほうは、現在では現時点では聞いておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。この点で誰かほかに質疑があれば。なければ。

〔「1点」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） すみません。本年度、11件のコラボ活動が生まれたと書いてございますけど、これは以前から継続事業でもあるわけですね。も含めて11件。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） この11件に対しては、全て新規でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） フェスタ、小学校とコラボというのはどこですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） フェスタの関係機関につきましては、内田地区のほうは継続的に小学校とコラボして長年継続しているんですけども、それ以外に、今、検討をしている段階で、その検討のお手伝いをしているんですけども、六郷地区と六郷小学校のほうのコラボというのが今年度実施される予定です。

その計画策定等のお手伝いを昨年度、小学校とコミュニティ協議会の間に入って協働センターと一緒に調整させていただいたと。それが実績でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、最後の質問を横山隆議員からお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2款1項9目の市民協働型庁舎東館周辺賑わい創出事業費でございます。

質疑は、駅南北自由通路完成に向けた賑わい研究会の活動内容について教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。賑わいづくり研究会につきましては、令和5年度は年6回開催し、主に整備が進むJR菊川駅からプラザきくるにかけての駅南エリアや、令和7年度末に自由通路でつながる駅北エリアを含めたまちづくりや土地利用について意見交換をしました。

また、これまで賑わいづくり研究会の開催を重ねる中で生まれた賑わい事業の状況を共有し、事業実施の際には協力をいただいております。

また、研究会の委員の皆さんには、都市計画課が開催した菊川駅周辺空間活用探求ワークショップにも参加していただき、30年後の街をイメージし、「どんなことができる街になっていたら幸せだろう」をテーマに、菊川駅周辺の将来像についても意見を出してもらったところであります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。駅北から駅南、それから駅南この周辺もそうなんです、

なかなか賑わいが創出できていないというイメージあるんですがね。

ちょっと気になるのは、東館のこの来訪者の件ですが、この庁舎東館の事業成果のところで3万8,046人、もう一つがイベントですかね、これ。1,799人が来場したと。これはその事業によって違うのかもしらんですけど、このカウントの仕方、それから仮に賑わいの創出ができたというのであれば、昨年と比べたりするその実績ですか、その対比というか、そういったものができるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。来場者のカウントについては、地区については、協働センターでカウントしている部分があると理解しております。

また、各イベントについては、主催者発表といいますか、開催、主催者のほうでカウントした数があるかと思います。

この事業成果に書いてある灯りの散歩道ハロウィーンなども、この賑わい研究会から生まれた賑わい事業でありますし、マルシェ、フリーマーケット、また小笠高校の生徒さんが開催してくれています小さな収穫祭、そうしたもろもろのイベントの参加者をトータルして、ここに記載している人数になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問がございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、聞きたかったことは、前年度と比較して、その賑わいの創出の効果がどのように出ているかというのを、やっぱりこう実証というか、しなきゃいけないんですよね。今の答弁だとちょっとそれが結局分からなかったということとですね。

駅南と駅北というより、駅北自由通路ができて、駅北は自由通路だけで、その先はまだ見えていないわけなんですけど、あと駅からすぐきくまでの区間、それときくる周辺ですね、やっぱりこれをつなげていくというのは非常に私は難しいというふうに思っているんですが、この連携というんですか、全体の駅を含めた賑わい創出については、ここの検討委員会で賑わい創出に向けて協議をしていくということですか。今の賑わい、何というか、賑わいづくり研究会で行っていくということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長です。先ほどの数字の比較の件でございますけれども、すみません。令和5年度、こちらを実証して3万4,134人ということで、こちらのほうは、多分多目的エリアの利用促進ということで、予約スペース、フリー

スペースのほうの予約の状況、その合計の数字という形で今、載せてあります。

そちらのほうは、概要書のほうに説明として載せさせていただいておりますけれども、その数字に関しましては、毎月、市民協働センターのほうから月報でもらっておりますので、そちらの数字のほうの積み上げをしております。

昨年度、令和4年度——昨年度ですね。令和4年度に関しましては、合計で3万747人という形で、利用者のほうは合計が今、増加しているという状況でございます。数字のほうは毎年積算をして、積算というか積み上げをしておりますので、そちらのほうで比較をさせていただいているところです。

それから、賑わい研究会のほうの今後の南方辺り、その駅南、駅北も含めての賑わい創出の考え方、どういうふうに考えていくかということに関しては、もちろん賑わい研究会のほうでも、地元の方であるとか市内の産学官民金と——産業界の方、地元の方、それから民間企業の方、それから市内の金融機関の方にも入ってもらっております。

それから、いろんな視点の中からどんなことが考えられるかということをみんなで相談をしながら、何かアイデア出し等ができればなというふうに思いますし、市のほうが企画するいろいろな事業に対するご意見とかもその場で伺えたら伺って、これまでも伺ってきましたので、そういったことは継続してやっていきたいと思っております。

それから都市計画のほうで、先ほど言ったようなワークショップとかもやりまして、空間構想のそういったものも、物として完成しておりますので、そういったものも踏まえているアイデア出しのほうができるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑がございますか。

○16番（横山隆一君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ごめんなさい。今のご答弁で数字を確認させてください。

今、令和5年度の3万4,134人とおっしゃって、令和4年度3万747人とおっしゃったように聞こえたんですけど、決算書だと、プラザきくる来訪者3万8,046人になっていまして、これはどういう。

〔「令和4年度の数字は」と呼ぶ者あり〕

○6番（須藤有紀君） ちょっともう一度数字を確認してください。

〔発言する者あり〕

○6番（須藤有紀君） すみません。決算書の事業成果、1つ目のポツの2行目、プラザきくる来訪者が3万8,046人となっているんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 確認をしました。3万4,134人というのは、あくまでも市民協働センターの前にある多目的エリア、そちらのフリースペース、それから予約スペース、そちらの人数の純然たる合計になります。それから、市民協働型、にぎわい創出のほうの事業成果書のほうに書いてある3万8,046人、こちらに関しましては、きくる等、周辺を使ったイベント等の来場者、そういったものも含めております。ですので、きくる広場等も、そういったカウントの人数になっておりますので、そちらも含めた人数ということで、すみません、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。6番。

○6番（須藤有紀君） しつこいようで申し訳ありません。そうすると、2つ目のぽつに、きくる広場に1,799人来場したとありまして、合計しても3万8,000人いかない気がするんですけども、これはどういうことでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） こちらの1,799人につきましては、小さな収穫祭と、みんなのアソビバ、それから灯りの散歩道、この3つの合計の人数になります。実際には、そのほかにも小さなイベントだとか企画、講座、様々ございますけれども、総合すると3万8,000という形で、説明がちょっと足りずに申し訳ございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 地域支援課全体で、もし何かあるようでしたら質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ないようでしたら、以上で地域支援課の決算を終了いたします。

続いて、監査委員事務局の決算に移りたいので、説明を。1問は隆一委員から出ていますので、お願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2款6項1目の監査事務費、質疑は、課題に研修

日程に苦慮するとある。議会選出監査委員では双方に無理がある、双方というのは議員をやりながら監査委員をやるというのは無理があると考えるが、監査対策についてお伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。椎原事務局長。

○監査委員事務局長（椎原佳顕君） 横山隆一委員からのご質問にお答えいたします。

現在の監査体制は、議会選出の監査委員の役割と議会の監視機能を両立して運用しております。議会と日程が重なる研修会については、監査委員事務局と議会事務局が連携し、各都市監査委員会が主催する総会及び研修会や、日本経営協会が主催する研修会などへ参加しております。

平成29年の地方自治法改正により、議員の内から選出する監査委員の専任義務が緩和されましたが、県内全ての市では議会選出の監査委員を登用しております。当市では、監査委員及び事務局の経験年数が短いため、行政の財務管理や経営管理、その他の行財政運営に関する知識を持ち、経験豊富な議会選出の監査委員が存在することが、監査体制が適切に機能している理由となっております。

今後は、監査経験を積み上げつつ、他市の動向を注視するとともに、意見交換会を通じて、議会選出監査委員の役割について、さらに研究を進め、透明性が高まる監査体制を構築することを目指していきたいと考えております。

また、今回、事業概要書に課題を記載したとおり、年間を通じた監査日程と監査委員や事務局が希望する研修の日程が重複することがあります。この課題を解決するため、監査委員事務局内でも日程調整を引き続き続けていく予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ここに書いてあるとおりで、日程に苦慮するということです。逆に、議会側から見ると、今、内田隆君が出ていますけど、議会でも、要するに委員会とかに出れないことが何度かあったんです。やはりそういったものは避けるべき。私は前から提案しているように、経験豊富と言いますが、実は、議員には任期というものがあるって、今度も1月でまた改選がされて、新しく監査委員に出なきゃいけない、そういったこともあるので、外部監査を導入しろということは前々から私は申し上げているのですが、そういった監査委員事務局でも無理がある。議会側としても無理があるということを申し上げ

ておきたいと思いますが、事務局と相談しながら日程調整をするということで、何とかできているのならいいでしょうけれども、できればそういうふうにしていただきたいというのが私の意見なんですけれども。監査委員事務局から、するとか、しないとかということはいえないと思いますから、議会側としても無理をしているということをお伝えさせていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですね。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 監査委員事務局は、このページと、もう1個ページがある程度なんですけれども、ここで監査委員事務局について質疑がある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。以上で、監査委員事務局の決算審査を終了します。

ここで執行部は退出となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。今、総務部ということで、総務課、市長公室、前営業戦略課、地域支援課、監査委員事務局の範囲で、ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。総務課でしたらば、人事管理費で大分議論があったとは思いますが、人事関係の話とか、そういったことがあって、それぞれ何か1つの課で1つのご意見をいただければ助かりますが。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。例のストレスチェックというところなんですけど、タイミングとしては、山下委員が質問したとおりで、決まったタイミングですということなんですけど、時間外数が増えた、例えば45時間を超えとか、そういう状況になったときに、改めてそういう状況でやるとか、そういうタイミングを見計らった、定期のストレスチェック以外のストレスチェックみたいなものも必要かと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 自分からもストレスチェックのことで、個人が特定できないという問題があったんですけど、部によっても、ストレスの当たり方というか、最大なのは危機管理課になるのか、ストレスが大きくなったりとか、事業量でもコロナのときはそういった課が大変だったりとかして、そういったところでストレスが上がったりとかはすると思います。そういったのを分析して、また来年はそこで人員を増やす、それか流動的にそこに人手当てを増やすとか、そういった使い方がちゃんとできていけばなと思いましたし、ストレ

スの原因、ハラスメントなのか、単に仕事が多いのか、そこら辺の分析とかもちゃんとできて、指導とか支援とか相談体制とか、そういった体制がちゃんと取られていけばなと思ったんですけど、なかなか個人のことで踏み込めないような感じで、個人任せのストレスの対応をしているような感じでしたので、そこら辺、もっと対策ができるような感じになればいいのかなと私は思いました。

以上です。ほかに関連であれば。16番。

○16番（横山隆一君） 先ほども申し上げたんですけれども、職員の、市民の求める職員像というのと、菊川市の職員研修であるとか人事管理において、やはり職員の特性というか、性格もあると思うんですが、希望もあると思いますけれども、プロフェッショナルを育てる分野においても、保健部門であったり、民生部門であったり、いろんな部署があるわけですが、この人に聞けば大丈夫だというような職員をつくっていく必要がある。若いとき、いろんな行政経験を積んで、公務員とはというところからスタートすると思うんですけれども、市民から見ると、話をしても、高いレベルの職員が私は必要だとすごい思うんです。ですから、今、基本的には、おおむね3年間でローテーションというか、人事異動を行っているわけですが、よく話し合いをして、役所機能を高めていくということが、私はすごく必要だということを、こういった言い方をするのはなんですが、議員を長くやっていると、そういうことをすごく感じます。ぜひ、そういった方向でやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。今、総務課の話が出ていて、地域支援課と営業戦略課でそれぞれ何かあれば助かりますが。

自分から地域支援課で、松本委員からコミュニティ事業ということで、宝くじ助成金で、大変ありがたい制度であるんですけど、それとは別に、やはり自治会が、今、大変になってきているかなと思います。そこら辺で自治会の活動とか、物とかでもいいんですけど、そこら辺の支援していく制度が……。もし災害とかだったら、公民館を補強していくとか、災害に強いような公民館を造るとか、そういったのも必要かなと思いますので、同じ制度を市で持つということはなかなか難しいかもしれませんが、これとはまた代用をするような感じで、自治会が活性化できるようなもの、そういった制度も考えていくべきかなと思いました。防災は防災で補助はありますが、自治会がこれから活動していくに当たって、もう少し活性化できるようなものとか、市が支援して、もうちょっと機運を上げるようなもの。自治会

に市はお願いしていることが結構多いと思いますので、そこら辺は少し手当てが必要ではないかなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見とかあれば。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど土木建築で3名の応募があったけれども、採用に至らなかったという話だったんですけれども、土木建築というのも、やはり専門職でして、資格もなければ入れませんので、なかなか民間企業のほうが給与面というか条件もいいというのは、私自身も身近に親戚がおりますので、そういうのを感じます。ですから、やはり菊川市で、もしこれから災害があったら、土木建築というのは非常に大切な職種でありますので、ぜひ金銭的なもの、財政的なものもあるかもしれませんが、優秀な学生であり、インターンシップで戻ってきている方に応募をしていただくような体制を取っていただいて、安心した安全なまちづくりに寄与していただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほども出たんですけれども、菊川市の人材育成基本方針というのが定まっているんです。ここのところにあるんですけれども、その中に、やはり菊川市職員、目指すべき職員像というのが出ておりまして、人材育成の必要性、取組の基本認識、それと求められる行動、必要な意識と収束すべき能力、ここのところが1つのポイントとしてあるわけなんですけれども、先ほども総務課の課長のほうに、いわゆる職員採用試験の関係を聞いたんですけれども、要するに、3市で募集の方法とかいろいろ検討しながら、確か3市と言ったか、牧之原、御前崎、菊川、そういうところで進めてもらっているということなんですけれども、各行政、各自治体の関係の募集をするのに、それぞれ、まちまち日程が違うものですから、複数受けているんです。いわゆる県外の人も恐らく入ってきている。そういう募集の仕方をしているわけです。そうやると、もし菊川市のほうで、いいね、この職員、この人いいねって推薦して、合格を出しても、恐らく入らないという人がいるわけです。そういったことがないような仕組み的なものをつくっていかなければならないと思うし、そういった形を、ぜひつかんで、いわゆるプロフェッショナルな職員像というのがあるかと思うんですけれども、そういったものに近づけるような職員の対応を進めるべきではないかなと、そういうふうに感じております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほどのストレスチェックの話で、休職している人がいらっしゃるという話を聞きました。私の経験から、ストレスでカウンセリングなり医師のほうに面談で話を、精神科とか神経内科のドクターだと思うんですけども、そういうところを受診する、受診するということ自体が、もう回復の糸口なんです。カウンセリングも。要するに、そこに行くということが。だけれども、行けないということが、やはりその方の闇だと思います。ですから、ぜひ早めに受診なり、それからカウンセリングを受けるなりする配慮というものを、ぜひ管理職の方にはしていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。営業戦略課で誰か言っていただければ助かりますけれども。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。移住定住のところで、先ほど相談に来る件数は33件あったというふうな答弁があったと思うんですけども、アンケートは取っていないと。口頭で相談を受けたときにヒアリングを話す中で行うので、移住のニーズについては、お話をする中でヒアリングをしているというようなお答えがありました。これはちょっとニーズ把握の面でもったいないなと感じるところでして、せっかく33件あるなら、アンケートを初めに書いていただいて、ニーズ調査をしながら移住相談を受けてもいいんじゃないかなというのは、ちょっと感じさせていただきました。

ただ、菊川応援大使の事業効果としては、東京で交流会を行ったり、いろいろな面で交流人口が増えているということでしたので、こういうオフ会の機会を増やしていただいて、交流人口の拡大につなげていただければ、大変よいのかなと感じております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 7番。自分も同じ移住定住のところで、ここら辺の市町が、それぞれ別々の支援でアピールするよりは、西武で同じ支援制度を持って、うちのところはこういった支援制度がありますよと、一体となって、東京とか外にPRしていく。こういったことを一市一市でやっていくと、それぞれ力が分散すると思いますし、人の取り合いにもなってしまいますので、そういったことをやっていただければと思うのと、他市でやっているのが、ファイナンシャルプランナーみたいな感じで、ここで生活すると、これだけのお金がかかりますよと、より具体的にイメージができるようなもの、そういったサービスをしているところがありますので、そういったことが必要なのかなと思ったことと、あと、都市計画

課と、もっと連携をして話を進めていただいたほうがいいのかなと思う。URは向こう、自治体はこっち側でやってくるというのは、あまりよくないかなというイメージが感覚としてあったので、もう少し連携して施策を進めるべきかなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見があれば。須藤さん。

○6番（須藤有紀君） もう一つ、地域支援課のところで、コミュニティバスのところで、利用者の固定化でデマンド運行のほうが利用者が減っているということなんですけれども、聞いてみると、使ってみれば意外に便利なシステムなのかなというのは感じまして、予約が面倒くさいというのが一番のネックで、使い始めて使えるようになれば、リピーターが多くて、固定客がつくということなので、予約のハードルを下げるか、新規客の獲得の仕方を、今、周知はされているということだったんですけれども、もうちょっと工夫していただければ、利便性はよくなってきている事業なのかなというのは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。コミュニティバスのお話なんですけれども、今、使われなくても、実はフィットネスじゃない、やるところがあるじゃないですか。女性だけの何とかとか。カーブスとか。あそこに行っている方、今、車で通われているんですけど、実は、近い将来、返納されるという方がいるんですよね。今、病院目的で使われている、スーパー目的で使われている方がいるんですが、これから先の需要の可能性まで含めて検討していただきたいなと思います。路線バスも実は通っているものであれなんですけれども、本数がないという理由で、そこを走らせても大丈夫かと思います。それと、プラス、ごみの話でも、コミバスを使って、商売で運送はできないと思いますけど、高齢者の大きなごみを運んであげるというのも、それで可能かと思います。そういった多様な利用の仕方というのも、これから検討する必要があるかと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。

以上で、総務の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告をさせていただきます。

ここで、執行部が入替えの間、休憩ということでお願いします。

閉会 午後 3時50分

再開 午後 3時55分

○委員長（西下敦基君） それでは、再開させていただきます。

初めに、危機管理部の審査を行います。

竹内危機管理部長、所管する課名等を述べてください。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部です。所管は危機管理課、それから防災強靱化室の2つになります。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。それでは危機管理課の審査を行います。

通告順に質疑を行いますので、1つ目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。2款1項10目で広報・調査等事業費です。タブレットは、資料は4ページです。執行率55%の理由についてお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。広報・調査等事業の執行率55%となった理由につきましては、旅費の支出において、当初、1月23日から24日にかけて、福井県の美浜原子力発電所で、私、担当課長と担当者2名が視察予定をしていましたけど、1月1日、能登半島の地震の影響を考慮しまして、直前に中止の判断をさせていただいたことから、予算の執行率が低くなったものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

2番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。9款1項4目、水防団活動費ということで、タブレットの5ページということです。砂を詰め、完成した状態での土のうをストックして、初動期に対応する必要性を感じるわけですが、こういった検討はされているのかどうかということをお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 砂を詰めた、完成した土のうについてですけど、毎年、6月

に自主防災会や水防団の方にご参加いただいて、水防訓練を実施しているところでございます。

訓練の中で、土のうの拵（こしら）え工とか土のうの積工、土のうを積む工法、そういうものは実施しており、訓練当日、600袋、600程度の土のうを作成して、訓練において使用しているところでございます。

自主防災会の方には、訓練前に土のうの配布の希望を伺いまして、訓練終了後、午前中に水防訓練やって、午後になるんですけど、今年度につきましては、希望する16自主防災会に528袋を配布をしているところでございます。

また、余った土のうにつきましては、河川防災ステーションに水防用のストックとして置いてあります。現在、過去からの余った分と今年度の余り分、そういうものも含めて400袋程度、ストックがございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） スtockがあるというのは、非常にいいことだと思います。各自治会さんで出水とかいろいろなときに、土のうを積みたいというような場所というのは、ある程度特定されてあると思うんですけども、そういったところから要望があったとき、事前にそういうストックがあるということを御存じになっているかどうか。そこら辺はどうなんでしょう。広報されているのか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。事前の周知というような形では、広報というのは行っていないところなんですけど、台風前とか、この前もあったんですけど、そういうときに事前にお電話とかで問合せを頂いた場合につきましては、個別の対応とかをさせていただいて、配布のほうをしている状況でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。17番。

○17番（山下 修君） そういうストックがあるということを、ある程度知らせてありながら、承知しているほうがよろしいかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。1点、自分から確認で、前、寄附で頂いた、長細いやつがあったと思うんですけど、あれはもうなくなっているということでよろしいですか。

竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） あれ寄附していただいたもので、たしか私の記憶でいくと、小笠の静銀さんのあの通りですか、あそこと、また加茂の西中の前、それからこのクロダ肉屋さんから、県道のあそこのところの地区の方には、ご希望のある地区にはお分けをしています。それで全てのものは、こちら配布してあります。ちょっとストックがあるというのは、うちの水防ステーションのほうでちょっと使用しております。その程度しかないものですから、基本的には全て配布してあります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。すみません。3番目の質問に移ります。須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。9款1項4目、公用車管理費（水防車）について伺います。説明資料は7ページ、タブレットで9ページになります。

こちら執行率が47.2%ですが、支出の内訳、燃料費と修繕費が出されているかと思うんですけれども、これについて伺います。

また17年経過していて更新が必要な車両があるということですが、更新計画や見通しについても伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。まず、こちらの車両についてですけど、危機管理課の所有の水防車、スズキのジムニーとなります。

支出の内訳ですけど、燃料費として3万2,992円、12か月点検の整備料として2万1,340円を支出させていただいたところでございます。

執行率が低かった理由としましては、平成18年の登録車両で17年経過していることから、執行した支出とは別に、故障したときの修理用の予算を計上しておりましたが、令和5年度は故障することがなかったため、執行率が47.2%と低くなっているものでございます。

次に、更新計画、見通しですが、先ほど言ったように、購入から17年経過しておりますが、走行距離が4万1,005キロ、これ令和6年の3月末の数字なんですけど、経過年数より走行距離が少ないということもあります。そういうことから、20年をめどに更新の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） ここはよろしいですね。4番目の質問は山下委員から出ていますが、これちょっと農林課となりますので取下げということで、5番目の質問を山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番。地域防災計画策定費ということで、タブレットの10ページ、災害に備えた協定の累計数と、今後必要となる締結先はどのような事業所を考えているかということでお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。最初、災害に備えた協定の累計数ですけど、現在、企業や組合などと71件の災害協定を締結させていただいているところでございます。

続いて、今後必要と思われる締結先はどのような事業所かですが、企業や各団体などからご支援や、早期な復旧・復興につながることから、引き続き、様々な場面を想定する中で、様々なノウハウや資機材を持った企業や各団体などと協定を締結してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 何と比較すりゃいいかよく分からないですけど、例えば他市、御前崎市ではこのくらい協定を結んでいるよとか、そういったような形で、菊川市はこれで十分なのかどうかみたいな判断が出るものか、基準というのをもちでしたら。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） すみません。他市の状況と比較したことは、数字とか確認したことはございませんけど、先ほども言ったように、具体的に言いますと、例えば、今市が言っている受援体制の強化の中で、いろんな支援を受けたりとかいう中で、宅急便さんとか、そういった2トンのトラックだとか、軽車両を持っているような事業所さん、そういったことの協定とか、そういうものも検討していきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。私、広域災害というか、大きな地震とか、そういう災害になりますと、これはここだけというわけじゃなくて、広く広く提供していた

だく、締結していただく相手を探しといたほうがよろしいのかなと思いますので、その辺を
よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ご意見でということ。ここについて何かあるか。なければ、6番
目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 引き続きすみません。9款1項5目で大規模地震対策等総合支援事
業ということで、タブレットの11ページ、感震ブレーカーや家具転倒防止対策の適切な実施
状況の把握というのは、どのような形で備えているのかということをお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。まず、感震ブレーカーや家具の
転倒防止対策の適切な実施状況の把握についてですけど、まず感震ブレーカー事業は、個人
さんからの申請で、申請者の方が業者を決めて実施をしていただいて、精算をしていただい
て、その結果を報告するものとなっております。

一方、家具の転倒防止対策事業は、個人さんからの申請を一度市のほうで受付をさせてい
ただいて、市のほうが菊川地区は菊川の建築組合、小笠地区については小笠の小笠建築組合
に施工を委託して、施工終了後、それぞれの建築組合から実績報告のほうを市のほうに提出
をしていただいているものでございます。

まず、感震ブレーカーにつきましては、申請時に見積書を添付してもらって、あらかじめ
適切な企画を満たす構造のものかとか、機能を有するものかというものを確認をさせていた
だいております。

また、実施の状況につきましては、個人から提出していただく実績報告書の中で、施工前
後の写真や領収書を添付をいただき、その確認を危機管理課のほうでさせていただいている
ところでございます。

あと一方、家具の転倒防止対策事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、菊川と小
笠の両建築組合から、施工終了後に提出される実績報告書の中に、施工前後の写真などを添
付していただいて、それを危機管理課のほうで確認を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○17番（山下 修君） 17番です。市のほうにいろいろ、感震ブレーカーにしても、家具の
転倒防止にしても、申請してこういうふう to 実施するということと、個人でそういう申請を

せずに対策を取っていると。どちらでも安全のためにということですから、いいわけですが、その両方併せた実施状況がどの程度かというような形の調査とかアンケートとか、そんなことをあれして、菊川市の現状がどうであるかというようなことを捉えようとするような形というのではないのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹瀬係長。

○防災対策係長（笹瀬幸男君） 防災対策係長の笹瀬です。すみません。家具転倒防止と感震ブレイカー、併せた比較分析ということはしていないんですけれども、例えば家具転倒防止につきましては、現在、申請者年齢が何歳かというような研究というか検討、分析をさせていただいております。

そうしますと、対象としては65歳以上となっているんですけども、実際の申請が上がってきているのがやはり60代後半から70代、一番多いのは70歳代が、今年度でいきますと73件の申請のうち38件、半数以上が、半数ちょっとが70歳代というような状況が分かってきております。そういった形での今検討というか、研究をさせていただいています。

今議員おっしゃるとおり、感震ブレイカーとかと併せた研究というのも、今後進めていければと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 今、ご質問、数字の把握でよろしいですか。今補助を出しているところの数字は、把握はできますけども、ただ感震ブレイカーにつきましては、いろんな種類があります。ホームセンターのほうで簡易的にやっているとか、メーカーさんもいろいろあって、なのでどれを、例えば簡単なつくりでいくと、ボールがあって、球が転がるとパチンと切れるというようなものもあるし、時間差ですぐ切れずに置いとくとか、いろんな種類がありますので、それを個人でつけられたのを、うちのほうは今のところ把握することは考えておりません。

例えばいろんな数の把握という方法として、前に一度、ブロック塀の関係で自主防災会にお願いして、ブロック塀の危険な箇所を地元でやってくれへんかとお願いしたときに、大分皆さんから、それでは自主防災会としてもつらい。要は個々にみんなが当たるというのはつらいと、相当なつらいという話がありました。

ですので、例えばうちのやり方として、自主防災会にお願いして、あんたはここを確認というのを以前に考えたことあるんですが、なかなか地元の、自主防災会の負担が大きくなる

ということもあって、数の把握というのは、なかなか今後も難しいと思って、ただつけて補助を出した数字は、年度ごとにしっかり追って、重複がなかったりとか、そういう確認、それからどんな形の方が、今係長のほうで示したが、どういう形で使っているかというのは、把握は努めてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） できるだけ多くの方にこの対応をしていただく、市の補助とかそういったのは関係なしに、そういった形に努めていただきたいなと、このように思います。よろしく願いいたします。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。ここについて誰かほかにあれば、なければ、7番目の質問を山下委員にお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。9款1項5目の防災啓発事業費ということで、タブレットの13ページ、災害発生時の避難の方法として、車中泊やテントでの生活等を受ける場所を確保する必要があるか、あるのではないかと思いますけれども、検討はされたことはあるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。災害時の避難方法としての車中泊やテントの場所についてですけど、地震時の避難所は基本的に市内の小中学校となっております。一般的な避難者というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、一般的な避難者は学校の体育館を使用していただき、車中泊やテントでの生活は学校のグラウンドでしていただくか、避難所や自宅周辺の空き地などで生活していただくこととなります。

これについてですが、これについては菊川市避難所運営マニュアルの中で、場所については特に記載はございませんが、屋外支援班の業務の中で、車中、テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人の情報を把握すると記載されているところでございます。

車中泊やテント泊であっても、避難所にいる避難者と同様に支援を受けることができるようになっているところでございます。

また、一部の避難所運営委員会においては、避難所レイアウトの中で避難所敷地内の駐車場やグラウンドに車中やテント泊の位置を既に定めているところがございます。

車中泊やテント泊の場所の確保については、単純に場所だけあればいいのではなく、水道とかトイレなどの設備のある場所に近接している必要や、避難者としての支援を受けられる

ようにしなくてはならず、指定避難所とは別に専用のスペースを設けることは難しいというようにちょっと考えております。

しかし、最近、キャンプブームもありますので、今後、車中泊やテント泊が増えてくることも見込まれますので、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ぜひ、よろしくお願いいたします。検討お願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ご意見で。この点に関してほかに誰かあれば。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。今の話で仮設住宅というのは、先の話かもしれませんが、そういう場所とかなんかは検討されていらっしゃるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 仮設住宅の建設予定地につきましては、既に防災計画の中で市内数か所というような形で場所のほうは確保して、そこに建てる予定ということで、実際建ってる場合に、県とかの関係性もありますけど、場所のほうは確保してございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。よろしいですか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。何個くらいの予定があるのかといいますか、計画はあるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 分かれば、自分も気になって、公園十何か所かだったと思ったんですけど、そんな広いところじゃなかったと思うんですけど、指定はされていたと思うので、また分かれば後で教えてもらうような感じでもよろしいですか。場所とか、あとある程度の個数でよろしいですね。

○8番（鈴木直博君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） 検索すれば出てくると思いますので。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 仮設住宅の場所の数ですか。それか仮設住宅幾つ建っているか、どちらですか。

○委員長（西下敦基君） 場所の数と、あとはどれくらい建てれるかという個数、両方欲しいということ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） また、その情報が分かればということでよろしいですか。すみませ

んが、数字でお答えできないと思いますけど。後日資料でということですのでよろしいですね。資料提供で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） すみません。7番目のところは以上とさせてもらって、8番目に私のほうから、9款1項5目の防災対策総務費ということで、内容はふじのくに防災士補助金1名分となっており、もっと多くの市民の方へ受講を促せなかったのかという質問です。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。ふじのくに防災士補助金は、多くの市民の方に受講を促せなかったかについてですけど、ふじのくに防災士の受講については、地区防災連絡会の会議において、各地区防災連絡会会長と防災指導員に対してお知らせをしているところでございます。

また、自主防災会活動説明会、こちら大体5月に開催するんですけど、そちらの説明会において、各自主防災会会長にお知らせをして、地元地域において周知をしていただくようお願いしているところでございます。

このふじのくに防災士は、菊川市ふじのくに防災士行政事業補助金交付要綱において、補助対象者について、ふじのくに防災士の称号を取得後、防災リーダーとして市内の地域防災組織で活躍する意思のある者としていることから、現在、地元防災組織で役員となっている皆様に周知を行っているものでございます。

しかしながら、議員さんおっしゃられるとおり、補助金を今まで以上に有効に活用していただくため、今後、茶こちゃんメールだとかSNSなどを利用して、補助金の周知を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。以前は3名ぐらいあったような気がしたんですけど、ちょっと大分少なかったかなと思ったので、質問させてもらいました。

この点、ほかにあれば。なければ、9番目の質問を横山隆一議員にお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山隆一です。

9款1項1目の放射線防護施設管理費でございます。質疑は、この全ての施設で収容できる人は何名か、収容される人選基準はあるか、最長何日生活可能かでございます。

○委員長（西下敦基君） 9款1項5目ですね。今、1目と言ったようですね。

○16番（横山隆一君） 5目、そうか、悪いね。目が。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 市が管理している放射線防護対策実施済みの小笠南地区と小笠南地区のコミュニティセンターにおいて、施設で収容できる人数は287人となっております。

また、収容される人選基準については、避難指示が出された際に速やかな避難行動を取ることができない要配慮者となっております。

最長何日生活可能かについては、あくまで広域避難における一時集合場所としての位置づけとなっておりますので、何日といった基準は設けておりません、が国の指示などにより適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） ほかの質問だったんだけどね。287名、これは嶺田会館と南山会館、これは双方合わせた人数ですか。人数が違うってということですか。奇数になってますが、まずそれが1点です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹瀬係長。

○危機管理課防災計画係長（笹瀬幸男君） 防災計画係長です。

現在、課長のほうがお答えした数につきましては、合計数でして、内訳を申し上げさせていただきますと、嶺田地区コミュニティセンターにおきましては143人、小笠南地区センターにつきましては144人という形で、合わせて287人ということになります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 市内では、放射線防護施設というのは、小笠の和松会でございますよね。和松会は何名なのか教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹瀬係長。

○危機管理課防災計画係長（笹瀬幸男君） 防災計画係長です。

和松会につきましては、10名から20名という形でちょっと幅がありますけれども、設けております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 分かりました。16番です。

このページでちょっと分からないところがあるので、お聞きしたいんですが、事業成果の

ところで、携行型放射線測定器を購入したとなっていますが、金額はトータルで114万円ぐらい出ていますけど、これ何台で、例えば単体幾らであるとか、保管場所はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 仮設住宅のところは、一応計画以上20か所、駐車場なしが788棟、それから駐車場ありのところが692棟になります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 笹瀬係長。

○危機管理課防災計画係長（笹瀬幸男君） 防災計画係長です。

先ほどのご質問のありました携行型放射線測定器の購入につきましては、小笠南それから嶺田地区で各1台ずつ購入をさせていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 単価を。

○危機管理課防災計画係長（笹瀬幸男君） 単価ですね。購入金額が57万2,000円という形、各1台が57万2,000円。

〔「ハンディーのやつ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁がありました。再質問ございますか。

○16番（横山隆一君） ありません。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。17番。

○17番（山下 修君） 今、放射能の感知、購入されたと言いましたが、その使い方とか何とかっていうのは、すいません、私も小笠南、ちょっとあれだってもんで、いろいろ皆さんが使えるような状態に、何かご指導はしていただいているんですか。

○委員長（西下敦基君） 使い方について答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。

それぞれ嶺田と小笠南の地区センターのほうで、派遣職員とかも含めて、地元の方もちょっと呼ばせていただいて、訓練をやる中で、その使用方法とかそういうものも伝えているところでございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） 申し訳ありません、情報が遅れていて。もうしたってことです。

よね。

〔発言する者あり〕

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○委員長（西下敦基君） ここはよろしいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 10番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

10番目です。9款1項5目です。情報伝達・避難体制対策事業です。

A Iを活用した災害状況収集システムの試験導入の効果や課題はどうであったか、また、今後の活用方法はについてお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） A Iを活用した災害状況収集システムの試験導入の効果や課題についてですけど、本システムにつきましては、市民などがSNSに投稿した災害時の被害状況などを収集して、A Iでリアルタイムに情報を処理できるものとなっており、令和5年度に試験導入した期間は、7月1日から10月31日の4か月間となりますが、その間、幸いにも大きな災害が発生しなかったため、目立った情報はございませんでしたが、一般の風水害で2件の情報をいただきました。

しかし、本システムから得られた情報を災害対策本部などでどのように活用していくかが課題であって、今後の本部運営訓練などを通じて情報収集体制を確立していきたいと考えております。

次に、今後の活用方針についてですが、令和6年度から既に本システムを本格導入しておりますが、1月の能登半島地震のときの情報のやり取りを教訓に、情報を得る範囲を県内限定のものから全国版に切替えたことにより、本市の被災状況だけでなく、協定先の状況の確認や風水害時に本市に流れる雨雲の進路ごとの状況などを確認するなど、活用したいと考えております。

また、電話などで通報があった市内の現場の様子を補完することで、速やかな初動対応に活用を広げていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） いろんな情報が入って、その中にガセネタというのがあると思うんで、

それをA Iがどう判断するかだと思うんですけど、命に関わるような情報の、こちらからの発信をする場合に、非常にそういうところを含めまして、現場を実際、本部の人間というか、行政の人間が見て判断する必要があると思うんですけど、それへのジャッジは、藤本さん、おみえでないですけど、どうなのでしょう。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。

既にデマだとか、そういったガセネタっていうものについては、もうふるいにかかった状態のものを市のほうで、画面上見れるような形になってございますので、そういった誤った情報については、もう情報として市のほうには入ってこないというようなシステムになっているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） あまり信じると大変なことになるかな。以前漏水があったときに、公文名の浄水場のオーバーホールしたやつを、変なタイミングで流した人がいるんですけど、そういうのも本当に流した人間、対面で見ると、何か信頼できるような人間なんですけど、実はもうそれは終わったことなんですということで、非常にその辺のA Iであろうとも、情報源を早々信じてしまって、A Iがそのまま流してしまう場合がありますんで、慎重さが必要かと思いますので、よろしくお願い申し上げます。要望でございます。

○委員長（西下敦基君） この件に関してほかに質疑あれば、よろしいですかね。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

ただいま説明があったんですけども、災害状況収集システム、2社になっているんじゃないかなと思うんですけども、これがどこからっていうと、監査報告の中に書かれていたもんですから、要するにこのシステム2社とした理由は何ですか。試験導入されたものが2社あるんじゃないんですか。そういうことだと思うんですけども。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。

令和5年度につきましては、松本委員がおっしゃられるように、2社の試験導入をさせていただきました。

それを材料として検討する中で、今年度、令和6年度に本格導入するために、昨年度、5年度に2社のシステムを試験導入させていただいて、使い勝手とか、そういった情報量と

か、そういうものを確認する中で、今年度、1社導入先を決めたというような形になります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○委員長（西下敦基君） ほかに、ここはよろしければ、11番目の質問、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

2款1項5目女性の防災啓発事業費について伺います。

説明資料で19ページ、タブレットで21ページになります。

多くの女性が参画しやすい環境づくりを進めてきたとありますが、具体策は、また令和6年には菊川警察主導の危機管理女性座談会が開催されまして、女性の防災啓発事業として有効と考えますけれども、令和5年度の決算の反省を踏まえまして、講演会以外の啓発活動について、令和6年度継続されると思うんですけれども、考えがあればお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。

今年度7月に開催しました地区防災連絡会の会議において、昨年度、市役所の中に防災女子、「防災ガールズ」で検討させていただいた地域の防災に女性が参画するために必要な意識や工夫についてを説明をさせていただいたところでございます。

昨年結成した職員による防災ガールズですけど、昨年度は5回開催をさせていただき、協議を行ったところです。

多くの女性職員から意見を聞いて、防災に関心を持っていただいて、具体的な施策につなげていきたいという考えから、今年度も引き続き開催しているところで、今年度7回の開催を予定しているところでございます。

そちらのほうで検討していただいた内容を整理をして、反映させていくことをしていきたいと考えています。

次に、女性の啓発事業についてですが、今年度は女性のコミュニケーション力とかネットワーク力を生かして、友人などを誘って気軽に参加できる小規模で意見交換をできるようなワークショップ形式で行うこととして、菊川会場で3回、小笠会場で3回の計6回を開催する計画で現在進めているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○6番（須藤有紀君） ちょっと特には。

○委員長（西下敦基君） 一応これで危機管理課のほうで全て終わったので――危機管理課の中でしたら大丈夫です。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

先ほど言えばよかったんですが、説明資料6ページの水防施設等管理費のところですけど、事業成果のところ、ポツの3番目に、大雨洪水及び暴風雨などの注意報・警報発表時に情報端末を用いて、雨量情報及び河川の水利情報など、災害の原因となる各種情報の収集を図り、災害対策、減災に取り組んだと書いてございますけども、実際、現場では、一級河川であるとか、県の河川もそうですけど、大体情報は危機管理課では捉えていると思うんですけど、実際は、湛水防除、排水機場とか、それとか樋門、樋管の操作員が各地区から入るんですけど、そのときの状況というのは、加茂水位であるとか、今、国交省とか県のほうで情報は発信しているんで、ある程度水位は、操作員は把握できるんで、樋門、樋管に入るんですけど、ただ、私もいつも、稲荷部であるとか田原湛水防除にも、樋門、樋管に入るんですけど、一番気になるのが、情報の収集が、ここでは端末だと書いてありますが、これは危機管理部で情報を収集したというんであって、これをだから、例えば現場のほうへ情報を提供するというようなことはやられてないんでしょうか。まず、どんな状況かお聞きしておきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 情報の入手というのは危機管理も、災害対策本部だとかで、サイポスレーダーとか河川のカメラとか、そういうもので収集をしているところでございます。

市民の皆様につきましては、直接市のほうで発信するものについては、茶こちゃんメールとかで登録をしてくださっている方については、水位がある程度、水防段階の水位を超えましたよとか、警報が出ましたよとか、そういうようなものはリアルタイムで行くような形になっているところでございます。

それと、市のほうのホームページの中で、防災情報のリンク先として、気象庁だとかサイポスの情報だとか、そういうものが、そういう形で市民の方に、そういった情報がありますよということでは周知させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、というのは、一番肝要なところというのは、樋門・樋

管の操作員というのは、水位の情報は現場で見ているので、あるいは今、デジタルで上流部の水位と下流部の水位がデータで表示されるので、今ゲートを下ろすか下ろさないかというのは判断がつくんです。

ところが、何が問題になるかというと、ゲートを下ろすと内水氾濫が起こるんです。そんなに、下ろす水位が、例えばレベルが同じになったというときには、まだ下ろせないんです、実は。下ろすと内水氾濫を起こす。だから、そのタイミングの取り方が非常に難しい。というのは、今後の雨がどの程度まだ降るか降らないかというところを予測をしながらゲートを下ろすんです。

ですから、その情報というのは、危機管理部で持っていれば、できれば現場その情報を発信をしてもらいたいと思うんです。それが今農林課であったり建設課であったりするものですから、その情報が取りにくいという状況なんですけど、その辺は何か協議をされたことはありますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部です。

まず、樋管や樋門の操作の関係につきまして、今、横山委員が言っていたとおり、部署が、私も建設課にいましたので、樋管の関係については建設課、国交省や市内のものを含めて。あと、湛水防除関係、農地で造ったものに関しては農林課のほうで管理しています。

今、うちのほうも、黒沢川と江川排水機場については、うちが操作員が出た段階でその管理体制が変わりますので、そういうときには出ているというのが、把握は今しています。

ただ、ほかの30か所を超える樋門の数があったと思うんですが、そういうところの指導については、すいません、建設課のほうの管理係が全て管理をしています。ですんで、出た時間と帰ってきた時間を把握しているものですから、今議員がおっしゃっています水位の関係については、各河川ごと、内水被害もそうなんですが、判断するのはやはり現場の見る、今おっしゃっていたような現場の内水と外水の差で見てやるしかないのが、私の建設課の経験から、だから、危機管理課のほうから出た情報を、例えば水位とか雨の情報について、すいません、その三十何か所に一齐にちょっとお知らせするというのは、状況とか南側と北側、小笠地区と菊川地区と大分違いますんで、情報の発信方法についてはちょっと難しいかなというのは思っています。

ただ、その場所の災害対策本部には、樋管や排水機場を管理する建設経済部長がそこにおりますので、気象情報については、そこで建設経済部長が把握しとったら、それが今の現在

で、また、操作員がほうるとつもりはないんですが、なかなかリアルタイムで情報を発信するというのはちょっと難しいかな、今課長が申し上げましたが、やはりそこで最新の情報とか、そういうのを取っていただくのが、今の形ではないのかと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問は。

ほかに危機管理課の中で、なければ防災強靱化室のほうへ。

○6番（須藤有紀君） ごめんなさい、私、聞いていいですか。

○委員長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません。さっきのところで、女性の防災啓発事業費のところで、毎年毎年、たしかここ二、三年くらい、講演会を開催されていて、女性向けと言いつつ、女性の倍以上男性が来ているというのがずっと課題で、決算でも指摘され続けていたと思うんですけども、それを受けて令和6年はワークショップを開催されたと思うんですが、女性の参加というところで、防災ガールズが中心になって、これから参加者の意見を聞きながら、柔軟に啓発事業について内容を変えていくという方針という認識でいいのかというところと、あと警察のほうで、女性の力を生かして防災をというところを考えているので、市役所以外の民間ですとか、他の機関との連携での防災啓発について考えがあるか、ちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 防災講演会の女性の参加率が低いというご意見なんですけど、防災講演会につきましては、前段と言っちゃいけないんですけど、自主防災会の活動説明会と同日に開催をさせていただいているところでございます。

前段の自主防災会の説明会につきましては、地元の防災の役員さん、自主防災会長さんとか、そういう方に補助金の説明会とか、1年間のスケジュールを説明させていただいて、そこは自主防災会の方に割り当てという形で参加をしていただいて、その後の防災講演会に残ってくださっている方が多いというふうに考えております。

特に、防災講演会、女性向けということで、そこにお越しになる女性ももちろん多くいらっしゃるんですけど、前段の自主防の説明会から残られている男性の方が多いということで、自分たちはちょっと認識しているところでございます。

それと、警察の関係も、今年の8月から警察のほうで、そういったいろんな部署の女性の職員、社員の方を集めて、ざくばらんな形でちょっと意見の交換会というのを開催をした

いというような申し出がございまして、今回のうちのほうの危機管理課の女性職員も参加をさせていただいたところでございます。

一応、いろんな立場の違う職場の方からご意見を聞く中で、自分たち危機管理課というか、市役所の組織の当たり前が当たり前ではないという部分もございまして、そういったいろんな意見を聞く中で、一般的な考え方というか、そういうものも吸収して進めていければなと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問がございしますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

ちょっと嫌な言い方になったら申し訳ないんですけど、今の答弁をお聞きしますと、自主防の説明会の後に開催するので男性が多いということなんですけど、じゃあ、女性メインで防災啓発事業を行っていなかったというふうに聞こえてしまって。ターゲット、一応女性向けの講演内容を組んではいるけど、女性メインというよりは自主防のおまけみたいな位置づけでこれまでされてこられて、今年からワークショップで女性向けに切替えられたというふうにちょっと捉えられてしまったんですけれども、女性の防災啓発について、今後は警察のお話もいただいたんですけど、連携しながら力を入れていかれるという認識でよろしいでしょうか。ちょっと考え方を再度伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 防災に限らず、女性のご意見というのを聞く場というのは大変必要だと思っておりますので、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。

能登半島のときもそうだったんですが、避難所の運営、いろんな関係についてもやっぱり女性の方が参加していただかないと、今の状況でいくと、市の方もなかなか避難所の運営委員会、それからいろんな役員についてもなってくると思います。どうしても、先ほど須藤委員からお話があった防災ガールズが、まず最初の起爆剤となるわけではないですが、市のほうでいろんな展開をしていく中で、やっぱり女性に参加してもらう、参画してもらおうということは、重点を置いてやっていきたいと考えています。

先ほどちょっと、ほかのこと合同みたいな話もちょうとあったんですが、今年から市の

職員の方であるんですが、牧野原市の同じ危機管理課にいる女性の職員の方も防災ガールズで入っていただいて、うちの市だけで考えていてもなかなかいい発想が浮かべないようなものについては、牧野原市さんから聞いたりとか、逆にうちのも、多分、もっと行った経験のある方にいろんなことをお聞きするとか、女性の方にも進めています。

これからは、やはり私どももそうでしたけど、備蓄品についても、生理用品だったり、いろんな形については、なかなか気づかない部分はあったんですけど、今回の女性のそういうことの中では、備蓄品についても、きめ細かに女性に関しての備蓄についても増やすという形で進めようと思っています。

ですので、今後はやはり女性の方に参画してもらうというのは、重点を置いてやっていかにやらんと考えております。防災活動については、すみません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですかね。

○6番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） そしたら、防災強靱化室のほうに審議を移らせていただきます。12番目の質問になります。山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番。2款1項5目庁舎外壁改修事業ということで、タブレットの3ページ。庁舎業務は継続しながらの工事であるから、巨大地震発生時に対応した仮設計画、作業計画はどのように検討されているのかということでお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木防災強靱化室長。

○防災強靱化室長（八木 剛君） 防災強靱化室長です。

巨大地震発生時に対応した仮設計画、作業計画の検討についてですが、本工事は市役所本庁舎を足場で囲うこととなりますので、万が一工事中に大規模な地震が発生すれば、足場の転倒や、作業員の転落のおそれがありました。そのため、工事着手前に施工業者から提出される施工計画書により、災害への対応、確認及び協議を行い、仮設計画では足場をボルトなどで本庁舎の壁に固定し、転倒を防止する。作業計画では、作業員は安全帯を取り付けて作業し、転落を防止するといった対策を行うよう指示しております。

以上となります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問でございますか。17番。

○17番（山下 修君） 庁舎には、毎日のように人が来られるので、第3者に対する災害というのもしっかり、そういったことが起こらないようにということで、ぜひお願いいたします。

す。

先日も、コンクリートの板が落下しまして、交通整理か何かの方が亡くなったと、こういう状況があります。今回、壁を剥がすというような状況になろうかと思えますし、また、取り付けの段階でも落下というようなこともありますので、十分に気をつけて遂行していただきたいと、こんなふうに思います。

○委員長（西下敦基君） 最後は、ご意見でよろしいですね。

これについてほかに質問があれば、なければ、最後の質問、山下委員からお願いいたします。

○17番（山下 修君） それでは、17番です。9款1項5目市役所敷地一帯防災対策標準化事業ということで、タブレットの22ページ。

町部地区センター跡地につながる菊川図書館西側進入路一体整備を計画したほうがよいと考えるが、検討はされているのかということでお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 剛君） 防災強靱化室長です。

図書館西側進入路との一帯整備の計画についてですが、旧町部地区センターの解体工事は8月30日に完了し、現在は更地の状態となっておりますが、10月頃から始まる外壁改修工事により、支障となる市役所駐車場の代替として、仮駐車場を整備する予定になっております。

議員、ご提案の図書館西側進入路との一帯整備ですが、本年度は仮駐車場として整備するため、北側跡地の駐車場と同様の形となりますが、堀之内体育館、災害対策本部棟新築工事完成後に、舗装された駐車場に整備する計画がありますので、その際に進入路との一帯整備についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。曲がってすうっと入ってきますと、Sの字のように曲がって、まっすぐ行けたら左側の北側の跡地のほうに駐車するのに、何かうまく据え付けができて、車自体も台数が多く確保できるような、そんな状況になるんじゃないかというのと、あそこの西側のところが結構交差でお互いに待ち合いをしたり、ぶつかることもあるのかも分かりませんが、そういう状況があるものですから、せっかくでございますから、予算があれば、そういういふふうに検討していただいたほうがよろしいのかなと、こんなふうに思います。どうでしょう。

○委員長（西下敦基君） ご意見ということで。これに関してご意見がある方、16番。

○16番（横山隆一君） 16番。今の件ですけど、私も何度も言ってきたことなんですけど、前も役場の職員が事故になって大変なことに、私の知り合いだったんですけど、大変な事故になったんですけど、いつも思うんですけど、図書館側に植え込みがありますよね。植え込みも60センチぐらいありますよね。あれ、必要かなと思うんですけど、あれがなくなったりすれば、拡幅ができてと思うし、今、一体整備って言ってらした、それはやっぱりそういうことを考えてるんですかね。どうですか。要するに、拡幅をしたいということですね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。

横山委員から、前にもたしかお話を聞いたと。図書館との間の道路なんですけど、すみません、あそこのカーブのところは、今は低木が図書館の、今のところ取る計画は、すみません、ないです。

ちょっと、今日、また帰り、指示書で見ていただくと、前に小林議員からのたしか全協説明したときに、大分木も出てきてるからという話があって、なるべく西側の木は、すみません、今回の工事で伐採をさせてもらって、見通しはちょっと明るくなったので、ちょっと条件は変わったと思います。

ただ、先ほどうちの室長も言いましたが、駐車場の整備はあくまで工事中の仮でやりますんで、このものについては、進入路も含めて、次また測量をやったり、駐車場の台数をどう確保していくかも含めては、今後の検討とはなると思います。

今の段階で、すみません、あのカーブを直すとか、切ってここ取っちゃうとか、こっちの木を全部抜いちゃうとかって、そこまではすみません。お返事ができなくて申し訳ないんですが、今後の事業を進めていく中での検討となります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 質問のある方は、防災強靱化室であればお願いします。なければ、質問は以上となりますが、よろしいですか。

時間も時間ですので、以上で、防災強靱化室の決算審議を終了します。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、委員会の自由討議を行います。

ご意見がある委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。防災対策というんですか、やっぱり自然の力というのは

物すごく強くなっているみたいでございます。台風、地震含めてね。地震なんか震度5以上のやつが結構頻繁に起きているんですよ。この前の台風10号、11号も、もう基本的に海水温が2度以上上がっていますので、当然台風の威力、勢力は増すわけです。そういったことによって、市民の安全、生活、こういったものを守らなければならない、対策があるわけですよ。

それについては、当然、地域の防災連絡会、こういったものが非常に役に立つ組織ではないかなと思う。なぜかという、結構、皆さんが防災意識、向上のためにやってくれているんですよ。その中に避難所運営委員会も入っています。北小の避難所運営委員会のほうは、エリアを拡大しております。志茂組、それから上平川、池村、堤の入ったところ、いわゆる西口側、要するに西側にあたる地域が南地区のほうに入って、いろいろ防災の、いわゆる減災に向けての協議をいろいろしているんですけども、避難所のいわゆるマニュアルもできております。

先ほど質問がありましたけれども、車中泊の関係もありますので、北小のグラウンドへ配置をさせて、何台入るかというのもマニュアルで決めてあります。体育館のほうも、1人当たりの面積を決めてやってあります。実質的には、運営のホームがあるわけですけども、運営自体はやはり女性が入らないとというようなこともありますので、何名か避難所運営委員会の委員として女性がなっています。

そういった面も含めて、実質的にいろいろ情報を集めながら、市のほうへ提供する、そういったものの関係もやっていますので、何らかの形で共助の精神を高める、いわゆる自主防の連携も深めながら、いわゆる体制を整える必要があるんじゃないかなと思っております。

先ほど、樋門の関係とか、いろいろと出ておりますけれども、僕らのところは、黒沢川と江川のポンプ場があるんです。そのポンプ場をいわゆる起動させると、ものすごい勢いで出るわけですよ。ということで水位がかなり上がるんです。ということは水門を閉めにゃいかんケースもあるんですけども、その水門を閉めると、先ほど言ったように逆流をし、内水反乱も起こる。ということです、やっぱり行政との連絡、起動させてポンプを始動するときには、連絡をいただきたいということで、今やっていますけれども、やっぱりそうしたものは基本的に、一人流されそうになったもんで、そういうことが起こったようなので。なので、水位が上がってくる状況のときには、縄つけて、ロープつけて、下へ降りて水門の管理をする。そういう、そこまでやっていますけれども、そんなことで。皆さん方のところはちょっと分かりませんが、お願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。17番。

○17番（山下 修君） 事業所とかいろいろなところの災害時の協定なんですけれども、小笠のほうなんか行きますと、ガソリンスタンドなんかやっとなと、かなり大分なくなりまして、多分災害が起きれば、いろいろな発電機だ、照明だ、冬場は暖房だ、夏場が扇風機だと、こういったのを動かすのに、必ず燃料というのは欲しいのですから、そういった面においては、市のほうでしっかり事前に協定を結んでいただいて、全面的に応援していただくというような、そういう体制というのは非常に必要なのかなと、こんなふうに思います。

できるだけと言われましたけれども、いろいろ防災の器具の関係もあるでしょうし、生活必需品の関係もあるでしょうし、薬や怪我とかそういうのもあるのですから、多くのところと災害協定をしっかりと結んでいただきたいなと、こんなふうに思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに、ご意見ある方は。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。放射線防護施設について、一度、御前崎市の地区センターで拝見させてもらったことがあるのですが、見ててもなかなか、素人がそれをほころばせたりというのは難しいような印象を受けました。

先ほど、議長のほうからの質問がありましたように、知らない人が結構多いんじゃないかと思いますので、15分で大体膨らむんですね。そういった訓練というのでしょうか、そういうのをたびたびやる必要があるんじゃないかと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに、ご意見あれば。いいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。1点、防災連絡会、それから避難所運営委員会の話が、松本委員からあったんですけど、実はこれ非常に悩ましくて、構成員、会長がいて副会長がいてとかあるんですけど、副会長ぐらいに女性を置いてくれという話を以前からしているんですけど、実際の問題で、内田地区で言いますと、過去には赤十字の女性の方がいました。民生委員に女性がいれば、民生委員は必ず入れるんですけど、なかなか。当時はいたんですけど、今は民生委員の女性の方が1人しかいないものですから。

ということで、女性の構成員というのは数、本当に南地区は結構いるという話ですけど、少ないということで、もうちょっと、どうしたら関わってくれるか分からないですけど、女性の方の運営委員会であったり、防災連絡会に加わっていただけるような啓蒙もしっかりしてくれるといいかなと思いました。

○委員長（西下敦基君） ほかに。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須田です。それに関して、直近ですごくびっくりしたんですけど、言うのもあれなんですけど、生理期間が2日間しかないと思っている方が身近にいて、ちょっとびっくりしまして、その話をまた別の身内にしたところ、生理用品って1日1枚で足りるんじゃないのというのを言われて、またすごく衝撃を受けたんですけど、何か割とそう思っている男性多いみたいで、避難所でも生理用品の支給が1枚しか来ないというので、話題になったことがありますて、男性と女性の生活の逆をお互いに知らないのかなというのはちょっと感じました。

なので、そういった意味で女性が避難所の運営に携わらないと、いろいろと支障があるんですけども、生理の時には痛み止めも必要だということも多分、男性ご存じない方が多いと思いますし、そこら辺を女性に対しても働きかけて、あなたの力がないと避難所大変ですよということも、言っていく必要があるのかなというのが感じました。

ちょっと、今朝の答弁を聞いていると、大変嫌な言い方で申し訳ないんですけども、男性のついでに防災啓発事業もやっていたのかなというような答弁のふうに聞こえてしまったので、これから防災ガールズの力を生かして、女性の防災啓発事業にもう一段力を入れてやっていっていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに、2番。

○2番（東 和子君） それに関連するのであれば、危機管理課に女性職員をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 今、多分1名いらっしゃる。

○2番（東 和子君） いらっしゃんですか。

○3番（坪井仲治君） はい。

○委員長（西下敦基君） 去年くらいから1人いますので。

ちょっと、2点、自分から。水防団活動費ということで、それこそ土のう話があって、森町は自分で作ってもいいよという場所が作ってあって、何かがあれば自分で詰めてというのはできていて、今、600袋くらいの訓練のときに作って、一応配ったという感じだったと思うんですけど、水害の多い地区でパッと持っていけるように、小笠のことか、ここら辺とかあれば、そういったのも必要なのかなと思いました。

あともう1つが、防災対策総務費のところで、ふじのくにの防災士は1人だけだったんですけど、やっぱりもう少し増えた方がいいかなと思うのと、ふじのくに防災士って何日も行って、結構時間も取られる講座ですので、もう1泊2日くらいの2日間くらいの簡単な防災の講演会の認定制度みたいなのは、掛川ですと消防署でチェーンソー使ったりとか、ジャッキ使ったりとかって、人命救助やったりとか、あと講座とかあったりとか、煙体験とかちゃんとやっていますので、そういったのが議員で進めていただくべきかなと私は思いました。

以上です。

ほかに、まだありますか。17番。

○17番（山下 修君） 土のうのほう触れたもので、付け加えなんですけども、土のうに、白い土のうと黒い土のうのがありますて、あの黒いやつは、太陽光当たっても脆くならない。

○3番（坪井仲治君） 紫外線に強い。

○17番（山下 修君） 紫外線に強い。私のうちも、屋根ちょっと飛んだもんですから、シート被せて、黒い土のうを吊るして、それ5年くらい前なんですけれども、それで、今、あれしてもちゃんと破れることなくもっているんで、その黒い土のうであれば、繰り返し使える。強いんですから。そういったものであれば、転用も効くし、という土のうがありますということだけ。ちょっと値段は高いです。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに。3番。

○3番（坪井仲治君） すみません、土のうネタに乗っかって、実は水を含むと、土のうになる土のうがあるんです。ビニールに水を入れるんじゃなくて、水を含むと土のうになるんです。再利用もできるんです。ちょっと値段が高いです。

で、県のほう、これ、自治会の補助を毎年6月ぐらいに出すんですけど、その補助対象に実は今なっていないということで、これから働きかけて、自治会の防災用品購入の補助対象になるようお願いをしていこうと思っています。それがあれば、砂も必要ないです。紫外線も関係ないです。どっかにコンパクトに置いとけますので、水があれば大丈夫。そういうことです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） よろしいですかね。十分出たと思いますので。

以上で、危機管理部の決算審査を終了します。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告書を作成し、一般会議予算決算委員会にて報告させていただきます。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。

坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（坪井仲治君） 今日２日目でございますけど、大変でございます。また明日は、
３回目のいろいろがありまして、事業評価もございますので、最終日、４日目もありますので、ぜひとも、頑張っていきましょう。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○委員長（西下敦基君） それでは、これはもって終了いたします。

○議会事務局（瀬々 君） 相互に礼。ありがとうございました。

〔起立・礼〕

閉会 午後 ５時０９分